

東北圏広域地方計画
計画原案

～豊かな自然の中で交流・産業拠点として
発展するふるさと「東北にっぽん」～

平成21年6月
国土交通省
(東北圏広域地方計画協議会資料)

東北圏広域地方計画目次構成（案）

第1章	計画策定の目的	- 1 -
第1節	計画策定の目的	- 1 -
第2節	計画の対象区域と計画期間	- 2 -
1.	対象区域	- 2 -
2.	東北圏の位置づけ	- 2 -
3.	計画期間	- 2 -
第2章	東北圏を取り巻く状況と地域特性	- 3 -
第1節	東北圏が歩んできた歴史	- 3 -
第2節	東北圏の特徴と魅力	- 4 -
1.	広大な圏土と豊かな自然環境	- 4 -
2.	広範囲に都市が分散する圏土構造	- 5 -
3.	気象、災害等の自然の脅威	- 5 -
4.	特徴ある祭り、伝統、文化、冬の魅力	- 6 -
5.	農林水産資源とエネルギーのポテンシャル	- 7 -
6.	優れた人材やものづくり技術	- 7 -
第3節	東北圏を取り巻く潮流	- 8 -
1.	人口減少・高齢化の進行	- 8 -
2.	グローバル化の進展や東アジアの経済成長	- 8 -
3.	情報通信技術の発達	- 9 -
4.	安全・安心、地球環境、美しい景観や文化に対する 意識の高まり	- 10 -
5.	ライフスタイルの多様化、公の役割を果たす主体の成長	- 11 -
第4節	東北圏発展の課題	- 11 -
1.	自然災害に対する安全・安心の確保	- 11 -
2.	克雪・利雪・親雪の推進	- 12 -
(1)	豪雪地帯における安全で快適な生活環境の整備	- 12 -
(2)	利雪・親雪の推進	- 12 -
3.	産業の活性化、競争力ある産業の振興	- 12 -
(1)	地域格差の是正と厳しい雇用環境の改善	- 13 -
(2)	競争力ある産業の振興	- 13 -
(3)	エネルギーの安定供給	- 13 -
(4)	農林水産業の維持・強化	- 14 -
(5)	物流拠点の整備と交通・情報通信ネットワークの構築	- 14 -
4.	国際交流・連携の強化	- 14 -

1. 地球環境保全のための低炭素社会・循環型社会の構築	26	-
(1) 新エネルギー等の活用推進.....	26	-
(2) 資源節約型の経済・社会構造への転換	26	-
(3) 二酸化炭素吸収源としての森林の整備	27	-
(4) 循環型社会の構築.....	28	-
2. 美しい四季に彩られる森林や田園、川や海辺の保全と継承	29	-
(1) 良好な景観の保全と創出.....	29	-
(2) 美しい森林、田園、川や海辺風景の保全と継承	29	-
(3) 豊かな自然環境の保全と継承.....	30	-
3. 豊かな水環境と海域の環境保全・再生・利用	30	-
(1) 流域圏の貯留浸透・水源かん養機能保全、適切な地下水管理-	30	-
(2) おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出	31	-
(3) 渇水に強い地域づくり.....	31	-
(4) 総合的な土砂管理の取組の推進.....	31	-
(5) 流域に着目した交流・連携.....	32	-
(6) 海域の環境保全・再生・利用.....	32	-
第2節 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある		
人に優しい圏域の実現	33	-
1. 災害に備えたしなやかな圏域の形成.....	34	-
(1) 総合的な災害対策の推進.....	34	-
(2) 大規模地震・津波対策の推進.....	35	-
(3) 風水害、土砂災害、高潮災害対策の推進	35	-
(4) 火山噴火災害対策の推進.....	35	-
(5) 予防保全的管理への転換.....	36	-
(6) 原子力関連施設の安全性確保.....	36	-
2. 冬に強い地域づくりの推進.....	36	-
(1) 冬期間の安全・安心な交通ネットワークの確保	36	-
(2) 冬期間地域の安全で快適な暮らしの確保	36	-
(3) 雪の有効活用.....	37	-
3. 都市と農山漁村の共生と交流を推進する持続可能な		
生活圏域の形成	37	-
(1) 都市機能の分担と広域連携.....	37	-
(2) 広域連携を支えるネットワークの構築	38	-
(3) 既存ストックの有効活用による効率的なサービスの提供 ..	38	-
(4) だれもが移動しやすい交通サービスの確保	38	-
(5) 都市と農山漁村の共生と交流による地域経済の活性化	39	-
4. 地域の持続的な発展の核となる活力ある都市の形成	39	-

(1) 東北発コンパクトシティの推進.....	- 39 -
(2) 市街地拡大の見直しと都市内拠点への機能集積の強化	- 39 -
(3) 中心市街地の活性化と歩いて暮らせるまちづくり	- 40 -
(4) 都市における安全・安心の確保.....	- 40 -
(5) 豊かな住生活の実現.....	- 41 -
(6) 良好なまちなみ景観の形成.....	- 41 -
(7) 環境問題に対応した都市の形成.....	- 41 -
(8) 特色を活かした文化・芸術機能の強化、まちづくりの推進	- 42 -
(9) 東北圏を牽引する国際的な中枢都市の形成	- 42 -
5. 暮らしやすい農山漁村の形成.....	- 42 -
(1) 生産活動及び生活環境に資する社会基盤・ 情報通信基盤整備の推進.....	- 43 -
(2) 東北圏の農山漁村が持つ魅力を活かした交流人口の拡大	- 43 -
(3) 多様な地域ネットワークの構築.....	- 44 -
(4) 条件不利地域への支援.....	- 44 -
6. 人に優しい圏域づくり.....	- 45 -
(1) 医療サービスの充実と救急対応の向上	- 45 -
(2) 少子高齢化等に対応した福祉サービスの充実	- 46 -
(3) ユニバーサルデザインの推進.....	- 47 -
第3節 地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による 自立的な圏域の実現	- 47 -
1. 国際競争力を持つ産業群の形成.....	- 48 -
(1) 東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興	- 48 -
(2) 自動車産業クラスターの形成.....	- 49 -
(3) 環境産業の振興.....	- 50 -
(4) 地域産業の支援.....	- 50 -
(5) 産学官連携の推進.....	- 51 -
(6) 産業を支える社会基盤整備.....	- 51 -
2. 地球に優しいエネルギーの安定供給と世界を先導する エネルギー技術開発の推進	- 51 -
(1) エネルギーの安定供給.....	- 51 -
(2) エネルギー技術開発の推進.....	- 52 -
3. 東北圏の総合力が支える持続可能な農林水産業の創出	- 53 -
(1) 安全で安心できる食を支える農業の振興	- 53 -
(2) 美しい森林を守り育てる林業の振興.....	- 55 -
(3) 豊かな海を守り育てる水産業の振興.....	- 56 -
(4) 他産業との融合.....	- 56 -

4.	東北圏ならではの地域資源を活かした観光交流の拡大	57
(1)	地域資源の再発見と利活用の推進、新たな価値観への対応	57
(2)	連携による観光推進体制の確立	58
(3)	来訪者の受入れ体制の充実	58
第4節	交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	60
1.	「環太平洋・環日本海ゲートウェイ」の形成	60
(1)	グローバル・ネットワークの構築	61
(2)	グローバル・ゲートウェイの機能強化	62
(3)	戦略的・効率的な国際物流の実現と推進体制の充実	63
2.	高速交通交流圏の形成	63
(1)	格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用	64
(2)	高速鉄道ネットワークの形成	65
(3)	国内航空ネットワークの維持拡大	65
3.	圏域内外を結ぶ多様で重層的なネットワークの形成	65
(1)	基幹的な国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送の促進	65
(2)	生活と観光交流を支えるネットワークの形成	66
(3)	情報通信格差の解消	66
第5節	東北圏民が一体となって地域を考え行動する圏域の実現	67
1.	「東北にっぽん」を創造する地域づくり協働体の構築	67
(1)	地域づくり協働体の構築	67
(2)	中間的な支援組織の育成	68
(3)	地域づくりコンソーシアムの創出	68
(4)	地域資源の再発見と地域づくり戦略の立案	69
(5)	地域づくりに関する交流・連携	70
(6)	地域づくり評価制度の充実	70
(7)	公物の管理を通じた協働	70
2.	「東北にっぽん」の創造を支える人材の育成と活用	70
(1)	地域づくりの実行力を備えた人材の育成	70
(2)	地域の産業を支える人材の育成	70
(3)	地域医療・福祉サービスを担う人材の育成	71
(4)	地域の文化芸術を担う人材の育成	71
(5)	外部人材等との交流・連携と情報発信	71
第5章	広域連携プロジェクト	73
1.	東北圏のポテンシャルを活かした低炭素・ 循環型社会づくりプロジェクト	73
2.	歴史・伝統文化、自然環境の保全・継承プロジェクト	75

3.	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等	
	大規模地震災害対策プロジェクト.....	- 76 -
4.	地球温暖化に伴い高まる自然災害リスクへの適応策プロジェクト	- 78 -
5.	豪雪地域の暮らし向上プロジェクト.....	- 79 -
6.	都市と農山漁村の連携・共生による持続可能な	
	地域構造形成プロジェクト.....	- 80 -
7.	地域医療支援プロジェクト.....	- 82 -
8.	次世代自動車関連産業集積拠点形成プロジェクト	- 84 -
9.	農業・水産業の収益力向上プロジェクト.....	- 86 -
10.	「日本のふるさと・原風景」を体験できる	
	滞在型観光圏の創出プロジェクト.....	- 87 -
11.	グローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト	- 89 -
12.	環日本海広域交流圏の形成プロジェクト	- 90 -
13.	地域づくりコンソーシアム創出による地域支援プロジェクト	- 92 -
第6章	計画の推進に向けて.....	- 94 -
第1節	計画の効果的推進.....	- 94 -
1.	計画の推進.....	- 94 -
2.	重点的・効率的な施策の実施.....	- 94 -
3.	計画のフォローアップ.....	- 94 -
第2節	他圏域及び他計画との連携.....	- 94 -
1.	他圏域等との連携.....	- 94 -
2.	他計画等との連携.....	- 94 -

1 第1章 計画策定の目的

2 第1節 計画策定の目的

3 東北圏においては、昭和33年8月の第1次計画以降5次にわたって策定された「東
4 北開発促進計画」に基づき、産業経済発展のための各種資源開発や産業立地条件、生
5 活環境の整備・向上に取り組んできた。その結果、我が国経済の発展に寄与するとと
6 もに、東北圏における生活水準や産業活力の着実な向上をもたらしてきたものの、魅
7 力ある安定した雇用の創出等引き続き解決すべき課題も残されている。

8 一方、この間、少子高齢化を伴う急速な人口減少の進行、社会経済のグローバル化
9 のさらなる進展とその中で生じた米国のサブプライムローン問題の顕在化に端を発
10 した世界的不況、地球温暖化の進行と環境に対する意識の高まり等、社会経済を取り
11 巻く時代環境は大きく変化してきている。

12 このような状況の中で、今後の国土政策についても開発中心からの転換や国と地方
13 の協働によるビジョンづくりの国土計画が強く求められるようになり、成熟社会に対
14 応しうる国土の質的向上を図るため、今般、新たに「国土形成計画」を策定すること
15 になった。

16 「国土形成計画」は、これまでの全国総合開発計画に代わる「全国計画」と、これ
17 までの各地方の開発促進計画に代わる「広域地方計画」によって構成される。

18 全国計画は平成20年7月4日に閣議決定され、多様な広域ブロックが自立的に発
19 展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることが、そ
20 の基本的方針とされた。

21 東北圏広域地方計画（以下「本計画」という。）は、全国計画の基本的方針に基づ
22 き、東北圏の地域特性を踏まえながら特色のある地域戦略を描くため、経済団体、地
23 方公共団体、国の地方支分部局が協議を行った上で策定する初めての計画である。

24 本計画は、これからの東北圏における国土（以下、「圏土」という。）の形成に関
25 する基本的な方針、目標のほか、広域の見地から戦略的に実施すべき具体的な施策を
26 明確にするものであり、産業団体、地方公共団体、国の地方支分部局にとどまらず、
27 NPO、東北圏内に居住する人（以下、「圏民」という。）等、東北圏に関わる全て
28 の人々の参画によるこれからの活動の指針となるものである。

29 なお、本計画は、圏域内の産業団体、地方公共団体、国の地方支分部局等が協働し
30 て将来ビジョンづくりに取り組む計画策定プロセスを通じて、地域整備を進める上で
31 の今後の長期的な方針・目標を各主体が共有し、新たな工夫や連携を促進する意義も
32 有している。

33

1 第2節 計画の対象区域と計画期間

2 1. 対象区域

3 本計画の対象区域である「東北圏」とは、国土形成計画法施行令に基づき、青森
4 県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県の区域（以下、「圏域」と
5 いう。）をいう。

6 なお、東北圏と首都圏に跨る北関東・磐越地域（茨城県、栃木県、群馬県、福島
7 県、新潟県）については、関係県から成る分科会において協議を行い、当該地域の
8 特性に応じた発展構想等を取り込んでいる。

9 また、東北圏外の他の圏域、北海道等（以下、「他圏域等」という。）にわたる
10 主要な施策についても交流・連携を図る観点から取り込んでいる。

12 2. 東北圏の位置づけ

13 東北圏は、人口約1,210万人¹、域内総生産額約43兆円²と欧州の中規模諸国（オ
14 ランダ、スイス、ベルギー等）と同程度の人口・経済規模を有している。

15 地球温暖化の進行や世界的な食料不足の深刻化が予想される中で、東北圏は、豊
16 かな自然、肥沃な土地、水資源に恵まれ、安全な食料とエネルギー等を供給できる
17 能力を有しているほか、美しい森や海、食文化、特徴的な祭り等の個性的で魅力あ
18 る地域資源が豊富に存在し、それらを活用することによって、世界や我が国の食料、
19 エネルギー事情に貢献するとともに、国民の新たな価値観やライフスタイルに対応
20 した、安らぎと温もりをあたえることができる圏域である。また、経済のグローバ
21 ル化が進展する中で、東北圏は太平洋と日本海の双方を直接的に繋ぎうる特長と、
22 東アジア³、中央アジア⁴、北米との交流における地理的近接性を活かし、新たな時
23 代の潮流を追い風として経済社会の発展に結びつける可能性に富み、その特性を存
24 分に引き出すことによって、国際社会における我が国全体の発展・貢献を先導する
25 ことができる圏域である。

27 3. 計画期間

28 計画期間は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年間とする。

1 総務省「平成17年国勢調査」

2 内閣府「平成18年度県民経済計算」

3 東アジアの範囲について、概念としての「東アジア」の範囲は、人的交流・経済的相互依存の現状及び地理的近接性等にかんがみ、日本、中国、韓国、台湾、ASEAN10ヶ国及び沿海地方など隣接するロシアの極東地域を指すこととする。ただし、昨今の経済連携の動向等も踏まえ、インド、オーストラリア、ニュージーランド等も視野に入れることが必要である。

4 ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス共和国、タジキスタン、トルクメニスタンを指す。

1 第2章 東北圏を取り巻く状況と地域特性

2 第1節 東北圏が歩んできた歴史

3 縄文時代は、ブナやナラ等落葉広葉樹の森林が広がり、動植物が豊かで、川や海で
4 は魚等豊富な食料に恵まれる中、狩猟・漁労・採集による生活が営まれた。この頃、
5 青森県の三内丸山遺跡や亀ヶ岡遺跡にみられるような縄文文化が圏域の各地で花開
6 いていた。弥生時代の中期には、広い範囲で水田が開かれ、以後、米づくりを基礎と
7 する生活文化が始まり、現在まで引き継がれている。

8 奈良・平安時代には、朝廷の東北経営のため、太平洋側の陸奥国に多賀城・胆沢城
9 等が、日本海側の出羽国には秋田城等が設置された。

10 平安時代末期から中世初期の頃には、奥州藤原氏が、四代約 100 年間にわたり陸奥・
11 出羽地方を治め、周辺地域から産出する豊富な金や、北方地域や中国等との交易によ
12 る富を背景として、拠点であった平泉において浄土思想を基調とした荘厳な仏教文化
13 都市を形成した。近世以降は、新田の開墾、水利技術の発展が進み、米等の栽培が盛
14 んになるとともに、江戸、大坂へ米や木綿、塩、木材等が運ばれ、交易が拡大した。
15 特に米は、北上川、最上川、阿賀野川、信濃川等の河川舟運、東廻り海運、西廻り海
16 運等の発達と相まって船により積み出され、日本の列島経済を左右する食料供給地域
17 としての性格を強めるとともに、江戸や上方との交易によって特色ある文化や富の蓄
18 積をもたらした。

19 明治以降は安積開墾等大規模耕地開拓、主要河川の改修等により、農業地帯として
20 の基盤が整っていくようになる。昭和に入ると、昭和 8 年の三陸大津波や昭和 9 年に
21 発生した大凶作をきっかけとして、「東北振興調査会」が設置され、産業振興や交通
22 整備等の検討が行われた。また、昭和 22 年のカスリン台風、昭和 23 年のアイオン台
23 風により、立て続けに被害を受けた。このとき被害の中心となった北上川において、
24 「北上特定地域総合開発計画（KVA）」が進められた。昭和 30 年代になると、東
25 北開発促進法、東北開発株式会社法および北海道東北開発公庫法のいわゆる東北開発
26 三法が制定され、また、東北圏の産業立地条件を整備するため、東北開発促進計画が
27 策定された。

28 昭和 37 年には、「全国総合開発計画」が策定され、大都市圏との地域格差を解消
29 する開発拠点である新産業都市として、八戸地区、仙台湾地区、常磐郡山地区、秋田
30 湾地区、新潟地区が指定され、新たな産業の集積が進んだ。昭和 40 年代に入るとマ
31 イカー時代が到来し、昭和 40 年代後半から東北縦貫自動車道や関越自動車道が順次
32 開通し、本格的な高速道路時代の幕開けとなった。また、産業集積を促進することを
33 狙いに、むつ小川原地区、秋田湾地区、北上地区、阿武隈地区等の大規模産業基地の
34 建設も進んだ。

1 昭和 50 年代には、宮城県沖地震と日本海中部地震の二つの大地震に襲われ、震災
2 対応の重要性について人々の意識が高まっていった。一方、昭和 57 年には、東北新
3 幹線の大宮～盛岡間及び上越新幹線の大宮～新潟間が開業し、首都圏への速達性が向
4 上することとなり、その後も、鉄道では東北圏と北海道を結ぶ青函トンネルが完成、
5 また山形新幹線、秋田新幹線、東北新幹線盛岡～八戸間が開業した。高速道路につい
6 ても、山形自動車道や秋田自動車道等の横断道の整備が進んだ。さらに、国際交流も
7 活発化し、現在は、仙台、新潟、秋田、青森、福島の各空港から国際線の定期便が就
8 航するなど国際化が進展した。

9 21 世紀への移行期に当たる平成 10 年には多軸型国土構造の形成を目指す全国総合
10 開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定、また翌年の平成 11 年に
11 は「東北開発促進計画（第 5 次）」が東北開発促進法に基づき閣議決定され、東北圏
12 が活力を有し、調和のとれた発展を続けていくための施策が推進されてきたが、更に
13 社会情勢は大きく変化してきており、急速な東アジアの成長、予想を上回る早さでの
14 人口減少社会の到来、情報通信技術の発達等、新たな潮流への対応が求められている。

16 第 2 節 東北圏の特徴と魅力

17 1. 広大な圏土と豊かな自然環境

18 東北圏は、北緯 36 度 40 分～41 度 30 分、東経 137 度 40 分～142 度の範囲にあり、
19 ローマ、ニューヨーク、ワシントン等世界の大都市とほぼ同緯度に位置し、人口約
20 1,210 万人⁵、圏域内総生産約 43 兆円⁶と欧州の中規模諸国（オランダ、スイス、ベ
21 ルギー等）と同程度の人口・経済規模を有している。面積は日本全体の約 2 割を占
22 める広大な圏土を有しているが、地形は起伏に富み、南北に併走する 3 列の急峻な
23 山脈・山地によって地域が分断されている。東に太平洋、西に日本海を臨み、環太
24 平洋と環日本海の 2 つの交流圏を繋ぎうる特長を有するとともに、太平洋側には三
25 陸海岸に代表されるリアス式海岸、日本海側には秋田平野、庄内平野や越後平野に
26 沿って発達した海岸砂丘等、変化に富む美しい海岸線に囲まれており、水産資源も
27 豊富な地域である。

28 また、面積の約 70%が森林⁷であり、日本三大美林に数えられる青森ヒバ、秋田
29 スギを擁するほか、十和田八幡平、磐梯朝日、陸中海岸、日光、上信越高原、尾瀬
30 国立公園等を始めとする良質かつ美しい自然にも恵まれ、特に世界遺産として登録

5 総務省「平成 17 年国勢調査」

6 内閣府「平成 18 年度県民経済計算」

7 林野庁「森林資源の現況調査」等

1 された白神山地のほか、ラムサール条約⁸に登録された仏沼、伊豆沼・内沼、蕪栗沼・
2 周辺水田、化女沼、大山上池・下池、尾瀬、佐潟、瓢湖は、世界的に見ても貴重な
3 自然資源を有する地域である。信濃川や北上川に代表される大河川等、豊富な水資
4 源を有しているほか、温泉地の数も全国の約4分の1⁹を有するなど全国最多であ
5 る。

6 東北圏は、このように広大な圏土と豊かな自然環境に恵まれており、農地とその
7 周辺の山や川等の自然・地形、森林、集落等が調和した美しい農村風景等も数多く
8 残っている。

9 10 2. 広範囲に都市が分散する圏土構造

11 東北圏には、仙台市（103万人¹⁰）と新潟市（81万人¹⁰）の2つの政令指定都市と、
12 人口30万人以上の都市が青森市（31万人¹⁰）、盛岡市（30万人¹⁰）、郡山市（34
13 万人¹⁰）、いわき市（35万人¹⁰）、秋田市（33万人¹⁰）の5カ所、その他259の市
14 町村¹¹が分布しているが、東北圏の広大な地域は脊梁山脈により分断され、点在す
15 る平地、盆地に比較的密な人口が分布する都市が形成されたため、都市間平均距離
16 が約29km¹²と全国平均の約22kmに比べて約1.3倍長いという特徴を有している。ま
17 た、東北圏のD I D（人口集中地区）人口比率は、約44%¹⁰と全国の約66%に比べ
18 低くなっている。

19 このように、低密度で、拡散した人口分布が東北圏の都市の特徴となっており、
20 大都市圏のような集積がなく、主要幹線に沿って大小の都市が連坦しつつ、中小規
21 模の都市も広く分布する分散型の地域構造となっている。

22 23 3. 気象、災害等の自然の脅威

24 東北圏の四季は、春は一斉に咲き誇る花々によって生命の息吹に満ち溢れ、夏は
25 緑豊かな自然につつまれながらも比較的冷涼で過ごしやすく、秋は大自然が織りな
26 す色とりどりの紅葉につつまれ、冬は雪の美しい景観が演出されるなど、四季折々
27 の豊かな変化を楽しむことができる。

28 一方で、東北圏はその面積の約85%¹³が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地
29 帯の指定を受けており、そのうち約44%¹³が特別豪雪地帯になっているなど雪と寒

8 正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としている。

9 （社）日本観光協会「数字でみる観光〔2007-2008年度版〕」

10 総務省「平成17年国勢調査」

11 平成21年4月1日現在。

12 国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」等

13 国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」等

1 さへの対応も迫られている。冬季に通行不能となる道路、膨大な除雪費用、積雪・
2 凍結による交通事故等、冬季の人々の暮らしや、産業等の面に大きな影響を及ぼし
3 ている。特に日本海に面する地域は降雪量や降雪日数が多く、平成 18 年豪雪によ
4 る被害では、全国死者 152 人のうち東北圏は 81 人で、そのほとんどが屋根の雪下
5 ろし等除雪作業中の死者であり、うち約 7 割近くが 65 歳以上の高齢者であった。

6 また、冬季の雪だけではなく、平成 15 年 5 月の宮城県沖を震源とする地震、同
7 年 7 月の宮城県北部を震源とする地震、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 19
8 年 7 月の新潟県中越沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震、7 月の岩手県
9 沿岸北部の地震等、過去幾度となく地震や津波等の被害を受けてきており、さらに、
10 平成 14 年 7 月の豪雨による北上川・阿武隈川水害、平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨、
11 平成 19 年 9 月の米代川・北上川の水害等、集中豪雨や台風による洪水被害や土砂
12 災害、高潮災害が近年特に目立ってきている。加えて、全国の活火山 108¹⁴のうち
13 20 火山¹⁴が東北圏に存在しており、昭和 45 年の溶岩を伴う秋田駒ヶ岳の噴火や平
14 成 10 年の岩手山の火山性地震、及び昭和 49 年、昭和 58 年の新潟焼山の噴火等が
15 発生している。これら、自然災害に対する脆弱性があらためて浮き彫りとなってお
16 り、広大な圏土の安全管理の重要性が再認識されつつある。

17 18 4. 特徴ある祭り、伝統、文化、冬の魅力

19 東北圏には、青森ねぶた、盛岡さんさ踊り、仙台七夕、秋田竿燈、山形花笠、相
20 馬野馬追、長岡大花火等、短い夏を惜しむかのように内に秘めたエネルギーを一気
21 に爆発する夏祭り、男鹿のナマハゲ、津軽三味線、佐渡おけさ等の民謡等に代表さ
22 れる伝統等、長い歴史や独特の風土に培われた文化が数多く残っている。また、弘
23 前城雪燈籠まつり、横手かまくらまつり、越後十日町雪まつり等、冬の行事を始め、
24 世界的にも珍しい樹氷や日本を代表するスキー場が多く存在するなど、長い冬の
25 間、多くの雪に閉ざされるイメージのある東北圏においても、たくさんの冬の魅力
26 が存在する。

27 食では、多くの良質米の産地であり、日本海側を中心に漬物が豊富であるとともに
28 に、雑穀の食文化も多く受け継がれており、農作物の中には、だだちゃ豆、松館し
29 ぼり大根等に代表される在来作物も多い。また、郷土料理の宝庫でもあり、青森の
30 じゃっぱ汁、岩手のわんこそば、秋田のきりたんぼ鍋、山形の芋煮、新潟ののっぺ
31 汁等バラエティに富んだ料理が多彩にある。このほか、全国に誇れる地酒も豊富で
32 ある。

14 気象庁ホームページ「日本の活火山分布」

1 東北圏では各地域において、日常会話に多くの方言が残されており、その地域の
2 長い歴史や文化の中で、育み根付いた地域独自の文化でもある。また、豊かな人と
3 人とのつながりに基づく地域共同体意識が多く残されており、人々の温かいネット
4 ワークが暮らしの中に残されていることも、東北圏の大切な特徴であるといえる。

5. 農林水産資源とエネルギーのポテンシャル

7 東北圏は、豊かな自然資源や広大な圏土と農用地の広がりを中心に、第1次産業
8 が活発であり、生産額が全国シェアの約35%¹⁵を誇っている米を始め、農畜産品、
9 林産品や水産品等、高い全国シェアを占めている。食料自給率は東北圏の各県とも
10 全国上位の水準にあり、我が国の安定的食料供給に大きく貢献している。

11 また、東北圏に立地する発電所の総出力は、各圏域の中でも大きく、特に、原子
12 力発電の出力は、全国シェアの約42%¹⁶を占めている。東北圏内には、首都圏に電
13 力を供給する発電所が福島県や新潟県に立地しているほか、青森県六ヶ所村には、
14 原子燃料サイクル施設の立地に加え、核融合炉の実現に向けた研究開発を行う国際
15 研究拠点の整備が進められているなど、首都圏や日本全体のみならず、世界のエネ
16 ルギー問題を考える上でも重要な役割を担っている。

17 近年は、地球温暖化対策の一環として、バイオマス発電¹⁷や出力では全国の約32%
18 ¹⁸を占める風力発電等、東北圏の自然的・社会的条件を活かした新エネルギー等の
19 利活用への取組も積極的に行われている。

6. 優れた人材やものづくり技術

22 東北圏からは、太宰治、宮沢賢治、石川啄木、坂口安吾や棟方志功に代表される
23 有名な文人・芸術家や各界で活躍していた新渡戸稲造、野口英世等、様々な分野に
24 おいて優れた人物を輩出している。さらには、耐寒性に優れた品質の水稻を育成し
25 た阿部亀治に代表されるように、農林水産業や食料製造業の発展に寄与し、全国的
26 に影響をおよぼした人物も多数輩出している。

27 また、我が国には、製造業等卓越した水準に達している優れた技術を持った企業
28 が多く存在しているが、東北圏においても独自の技術開発や新商品開発が進んでき
29 ており、市場シェア世界一あるいは日本一という企業も出現してきている。

30 さらに、東北圏の各県には国内外から注目される研究成果をあげている大学や研

15 農林水産省「平成19年農業産出額（全国農業地域、都道府県別）」

16 経済産業省「原子力2008」

17 バイオマスとは化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源のことで、家畜排泄物、食品廃棄物、もみガラ、木くず等、様々なものが含まれる。こうした有機性資源を燃焼して電気エネルギーを得ること。

18 NEDO技術開発機構「日本における都道府県別風力発電導入量（2007年3月末現在）」

1 究所等の高等教育機関が立地しており、新たな産業基盤づくりへの展開が期待され
2 ている。

3 4 第3節 東北圏を取り巻く潮流

5 1. 人口減少・高齢化の進行

6 我が国の総人口は2004年の約1億2,800万人¹⁹をピークに減少局面に入ったが、
7 東北圏では既に1996年の約1,233万人²⁰をピークに減少に転じており、将来予測に
8 おいても、圏域内では各県すべてにおいて人口減少が加速していくものと見込まれ
9 ている。また、高齢化の進行も著しく、総人口に対する65歳以上の高齢者人口の
10 割合をみると、2005年には全国の約20%²¹に対し、東北圏では約23%と上回ってお
11 り、将来予測によれば、2015年には約29%²²になると見込まれている。その中でも、
12 特に、中山間地域や沿岸部地域における一層の過疎化・高齢化の進行が見込まれて
13 おり、集落の消滅も懸念されている。

14 人口減少・高齢化の進行は、労働力不足による地域産業の低迷、地域社会の活力
15 低下、社会保障費の負担の増大、税収の減少による公共サービスの縮小等、地域に
16 おける生活や産業等、あらゆる面で影響を与えるものであり、その対応が東北圏に
17 おいても大きな課題となっている。

18 本格的な人口減少・高齢化社会への備えを万全のものとし、将来においても持続
19 可能な圏域づくりの基礎を全国に先駆けて着実に形成する必要がある。

20 21 2. グローバル化の進展や東アジアの経済成長

22 グローバル化の進展や、中国を始めとする東アジアの急速な経済成長は、我が国
23 の経済に極めて重要な影響を与えており、人口動向と並んで将来を考える上で重要
24 な要素となっている。

25 こうした中、東北圏においても、成長著しい東アジアを始めとする諸外国の活力
26 を取り込むため、各地域の特性・特徴を活かしながら、アジア・世界に開かれたグ
27 ローバル化を推進するとともに、東北圏内の各地域が互いに連携し、一体となって、
28 国際競争、他圏域等との競争に対応していくことが必要である。

29 しかしながら、東北圏の輸出入額の全国シェアは約1～3%²³に止まっており、

19 総務省「平成12年及び平成17年国勢調査結果による補完補正人口」

20 総務省「平成7年及び平成12年国勢調査結果による補完補正人口」

21 総務省「平成17年国勢調査」

22 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」

23 財務省「平成18年貿易統計」

1 海上輸出量の全国比は約 2.0%²⁴、空港における国際航空貨物取扱量の全国比は
2 0.1%²⁵と極めて低い状況にある。また、東北圏の空港における国際線乗降客数の全
3 国比は 1.4%²⁵と低位であり、訪日外国人の東北圏への訪問率も低く、日本人出国
4 者数の人口比率は各県ともに全国平均を下回っているなど、国際連携は十分とはい
5 えない状況にある。

6 また一方で、東アジアの急成長により、物資やエネルギー需要の急速な伸びが予
7 想され、環境問題、資源・エネルギー問題、高齢化等の東アジア共通の問題が顕在
8 化しつつある。東北圏においては、特に、食料、環境やエネルギー問題での東アジ
9 ア等への貢献等、国際社会における役割を積極的に果たしていく必要がある。

10 近年、米国のサブプライムローン問題の顕在化に端を発した金融危機は瞬く間に
11 世界経済に波及し、世界同時不況を招き、外需に依存した我が国の経済は大きく後
12 退した。国際金融機関の破綻や多国籍企業の資金繰りが悪化するなど、世界経済の
13 先行きが見えにくい中で、雇用への不安の高まりなど、東北圏を含め、国民生活に
14 も深刻な影響が現れている。

16 3. 情報通信技術の発達

17 情報通信技術の飛躍的な発達は、生活利便性を急速に向上させるなど、現代社会
18 にめざましい変化を与えている。また、情報通信技術は新たな産業の萌芽を促し、
19 行政システムや防災・交通等の管理システムだけではなく、医療面や教育面等にお
20 いても新たな展開がみられる。

21 このような情報通信技術の発達により、いつでも、どこでも、何でも、誰でもネ
22 ットワークにつながるユビキタスネット社会の実現に向けた取組が進みつつあり、
23 場所や時間を選ばないテレワークや産業立地の分散化、ICタグ（電子荷札）によ
24 る物流管理や効率化等、社会や国土のあり方にも幅広い影響が見込まれる。

25 東北圏においては、大学、研究機関、企業等の共同研究により情報通信技術に関
26 する研究開発の取組が積極的に行われてきている。情報通信技術は、あらゆる産業
27 分野において生産性の向上のため必要不可欠であり、積極的な利活用が求められ
28 る。

29 また、東北圏は広い圏土に都市が分散する構造であるため、情報通信技術を活か
30 した地域づくりや交流の活発化、さらには、冬季の積雪寒冷、過疎地域対策等、様々
31 々な地域課題を解決する手段としての多様な可能性も踏まえながら、情報通信基盤の

24 国土交通省「港湾統計（年報）平成 17 年」

25 国土交通省「平成 18 年空港管理状況調査」

1 整備と情報受発信による利活用に更に取り組んでいく必要がある。

3 4. 安全・安心、地球環境、美しい景観や文化に対する意識の高まり

4 近年、自然災害の激甚化や事故の多発等を背景として、安全・安心に対する国民
5 の意識が高まっている。また、地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温・海水面
6 の上昇や異常気象の増加等、広い範囲に様々な影響を及ぼすと予想されている。

7 さらに、世界の人口や経済規模の拡大により、資源やエネルギー不足が懸念され、
8 生態系や地球環境への負荷の高まりが予想される場所である。一方で、成熟社会
9 を迎えた日本においては、心の豊かさや美しい景観に対する関心等が、これまで以
10 上に高まっている。

11 東北圏では、新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震等、大規模な地震や津波が多
12 発しているほか、今後 30 年以内に発生する確率が 99%と予想されている宮城県沖
13 の地震²⁶を始めとする日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等、災害に対する備えは
14 重要な課題である。地震や津波に加えて、台風や集中豪雨による洪水被害や土砂災
15 害等が多発しており、さらに、沿岸部では、海岸侵食の進行によって、砂浜の持つ
16 防災効果の低下、自然環境や海岸景観に影響が生じているなど、東北圏が有する広
17 い圏土の管理と住民の生命財産の保全のための対策の重要性が再認識されている。

18 東北圏は、首都圏へのエネルギー供給圏としての役割を担っているが、新エネル
19 ギーの導入等環境に配慮した取組にも積極的である。東北圏の豊かな自然環境は、
20 多様な動植物を育む生態系の宝庫であり、地球温暖化防止の観点からの二酸化炭素
21 の吸収源、生物多様性保全等地球レベルの環境問題への対応という観点からも重要
22 な資源である。

23 また、東北圏の美しい海岸線や山並み等、豊かな自然の中で生まれ、伝承されて
24 きた文化は、良好な景観と生活環境を生み出しており、ゆとりや安らぎを持った暮
25 らしが営め、美しい景観や文化芸術を享受できる圏域でもある。

26 これからの東北圏においては、自然災害に対するハード・ソフトを組み合わせ
27 た備えを万全に整えるとともに、環境問題や資源問題に貢献する先進圏域としての積
28 極的な対応や、良好な景観等成熟社会における新たな価値観に込める風土・風景
29 等の維持・活用に向けた取組が求められる。

26 地震調査研究推進本部 平成 20 年 1 月 1 日現在。

5. ライフスタイルの多様化、公の役割を果たす主体の成長

価値観の多様化や余暇時間の増大に伴い、衣食住のあり方や生活様式等、ライフスタイルに関して、多様な選択が可能になってきている。さらに、在宅勤務やワークシェアリング²⁷等の働き方の多様化、都市生活者の農山漁村への移住、二地域居住等の住まい方の多様化、エコツーリズム²⁸やグリーン・ツーリズム²⁹等に代表される体験・学習型観光の増加等、特に団塊世代の退職を見据えたこれらの動きが出始めている。

東北圏は、美しく豊かな自然環境、住みやすい都市や農山漁村を有する特徴を活かして、人と自然が共生した、ゆとりや安らぎのあるライフスタイルを提供・提案できる可能性が高く、このようなライフスタイルの多様化への対応を通じて、地域の活性化に結びつける工夫を進める必要がある。

また、行政サービスが、財政状況の悪化等により、徐々に縮退せざるを得ない状況にある中、住民ニーズの多様化、高齢化や過疎化による地域コミュニティ構造の弱体化等によって、行政だけでは解決できない領域が拡大しつつある。多様な価値観に基づき自発的な活動を行うNPO³⁰等は、地域住民や企業とともに、これらの領域を担う「新たな公」として期待されており、行政との協働によるパートナーシップによって、地域課題の解決に取り組んでいく必要がある。

第4節 東北圏発展の課題

1. 自然災害に対する安全・安心の確保

東北圏においては、地震、台風や集中豪雨等による自然災害が多発しており、災害に対する備えは重要な課題である。

しかし、ハザードマップ³¹の整備・普及は必ずしも進んでいるとはいえず、自主防災組織の活動カバー率も全国平均を下回るなど、災害に対するソフト面での備えや啓発等が十分ではない状況にある。

こうした状況を踏まえ、防災関連施設整備等のハード対策や防災組織等の減災対策を両面から進め、安全で安心して生活できる圏域づくりに取り組んでいくことが必要である。

27 雇用の確保を図るために、労働時間の短縮・均等化、残業の削減などによって、総量の決まった仕事を多くの人で分かち合うこと。

28 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、体験し学ぶ観光。

29 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

30 ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利目的としない団体の総称。

31 洪水、土砂災害、津波・高潮、火山噴火等の自然災害に対して、想定される被災状況や情報の入手方法・避難地の位置等を具体的に示したもの。

2. 克雪・利雪・親雪の推進

東北圏は、圏土の約 85%が豪雪地帯であり、降雪・積雪等の厳しい気象条件が日常生活や経済活動の支障となっている。このため、雪による暮らしの障害を克服し、安全で快適な冬期間の生活環境の確立が課題となっている。一方で、雪を魅力ある貴重な地域資源ととらえ、雪と共存し、雪を活かした取組を積極的に推進することが必要である。

(1) 豪雪地帯における安全で快適な生活環境の整備

東北圏の山間部では、豪雪や雪崩によって、人命や家屋に甚大な被害が発生することがあり、豪雪地帯で生活する住民にとっては大きな不安になっている。

東北圏における国県道の冬季通行不能区間延長比は、全国で最も長く全体の約 8.4%³²にも及んでおり、また、冬季における交通事故件数も多い。さらに、豪雪によって、日々の雪下ろしや雪片付けが日常生活の大きな負担となっている。

冬季に安全で快適に生活するためには、集落を保全する雪崩対策を始め、地域間交流や通勤通学等の支障となる道路の通行止めや交通規制の解消のための雪害対策の推進とともに、雪による労働の負担軽減等が必要である。

(2) 利雪・親雪の推進

雪を積極的に利用するという考え方に基づき、雪室や雪を利用した夏期の冷房等、エネルギーとして利用する先進的な取組が行われている。また、樹氷や雪祭り、各地に点在するスキー場等、雪を観光資源とした雪国文化を活かす取組が数多く行われている。

こうした雪氷熱をエネルギーとして利用する取組を継続的に行うとともに、雪の魅力を活かした情報発信、観光への取組、雪との共存等利雪・親雪を進めるための取組を一層推進することが必要である。

3. 産業の活性化、競争力ある産業の振興

東北圏が将来にわたって持続的に発展するためには、産業の活性化が不可欠である。東北圏では、農林水産業が盛んであるとともに、電子部品・デバイス³³製造業等のものづくり産業の集積が進んでいるが、一人あたりの県民所得額は、全国的には平成 16 年から増加傾向に転じているのに対し、回復が後れている状況にある。

32 国土交通省「道路統計年報 2007」、(財)日本道路交通情報センターホームページ「一般国道等の冬期閉鎖区間(平成 20 年 1 月)」

33 日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)小分類番号 281(電子管、光電変換素子、半導体素子、集積回路、液晶パネル・フラットパネル)

1 また、高校卒業者の圏域外就職率は年々増加する傾向にあるなど、これからの産業
2 経済の担い手として重要な人的資源の流出に歯止めがかからない状況にある。東北
3 圏が今後とも持続的に発展するためには、産業の集積と高度化、高付加価値化によ
4 る競争力のある産業の振興、若年層を中心とする雇用の確保が必要である。

6 (1) 地域格差の是正と厳しい雇用環境の改善

7 東北圏の一人あたり県民所得額は、全国平均を下回っている。なかでも北部は東
8 京都の半分程度に止まり、圏域内の格差とともに大きな地域格差が存在している。
9 また、雇用環境も、有効求人倍率は全国平均を下回っているなど厳しい状況にある。

10 東北圏が今後も持続的に発展していくためには、産業の活性化により、地域格差
11 の是正や雇用環境の改善を図る必要がある。

13 (2) 競争力ある産業の振興

14 東北圏では、電子部品・デバイスや情報通信機器を始め、金属製品、一般機械器
15 具等のものづくり産業に一定の集積が見られ、最近では、裾野が広く、東北圏の主
16 要産業としての成長が期待される自動車関連産業の集積も進んできている。このよ
17 うな産業集積等を活かし、国際競争力を持つ産業群の形成や企業誘致の推進ととも
18 に、地域産業の振興を図ることにより経済の活性化を図る必要がある。

19 また、最近取組が盛んになりつつある環境産業や自然、歴史、文化、食等の東北
20 の豊かな地域資源を活用した観光産業等についても、東北圏の経済発展を牽引する
21 産業となる可能性がある。さらに、東北圏には大学や研究所等の高度で多様な知的
22 基盤が形成されていることから、産学官連携による競争力の一層の強化を図るな
23 ど、活力ある東北圏の形成に向け、これらの戦略的な振興を図る必要がある。

25 (3) エネルギーの安定供給

26 東北圏の原子力発電は、その多くを首都圏へ供給している。また、環境負荷が少
27 ない新エネルギーとして注目されている風力発電の取組も盛んであるほか、賦存量
28 ³⁴の多いバイオマス資源を活かした発電にも取り組んでいる。

29 このように、東北圏は、原子力発電を始めとしたエネルギーの一大供給基地であ
30 り、原子力発電については、基幹電源として位置付け、安全性の確保を大前提に継
31 続して推進していく必要がある。また、環境負荷の軽減に向け、新エネルギー等の
32 利活用を積極的に推進し、多様で安定したエネルギー供給へ取り組んでいく必要が

34 資源の存在量。

1 ある。

3 (4) 農林水産業の維持・強化

4 東北圏の農林水産業は、農業産出額が全国の約 19%³⁵を占めており、そのうち米
5 が約 39%³⁵と米中心になっている。また、東北圏の林業における素材生産量は全国
6 の 25%³⁶を占めており、各圏域中最高である。さらに、東北圏は、八戸、石巻、気
7 仙沼といった全国屈指の漁港を有しており、水産物の水揚げ量は、全国の 25%³⁷の
8 シェアを占めている。

9 しかしながら、農林水産業の就業者は、減少・高齢化の一途をたどっており、ま
10 た、深刻な担い手不足のほか、生産物価格の下落や生産資材価格の上昇等の経営環
11 境の悪化が、農林水産業の大きな課題となっている。このため、担い手の育成や確
12 保、生産基盤の整備、経営体質の強化、他産業との連携や複合による高付加価値商
13 品の開発、ブランド化、海外への輸出促進等、経営安定に向けた積極的な取組が必
14 要である。

16 (5) 物流拠点の整備と交通・情報通信ネットワークの構築

17 東北圏は、広い圏土に都市が分散しているほか、生産や物流等、産業の拠点が散
18 在している状況にあり、これら地域の産業活動を支えるためには、円滑な物流を確
19 保する物流拠点と主要都市や生産拠点等を結ぶ交通・情報通信ネットワークの構築
20 が不可欠である。

21 しかしながら、圏域をカバーする高速交通ネットワークには、未整備区間が多く、
22 例えば特定重要港湾や重要港湾と高速道路との接続についても、いまだ不十分な状
23 況にあるなど、産業活動を支える交通・情報通信ネットワークの構築は産業振興上
24 の大きな課題となっている。また、今後飛躍的に増加が予想される貨物に対して、
25 これらを効率的に取り扱う港湾、鉄道等の物流拠点の整備が必要である。

27 4. 国際交流・連携の強化

28 東北圏における海外との交流については相対的に低水準であり、現在までのとこ
29 ろ海外活力を活かすという意味での国際連携は十分とは言えない状況にある。この
30 ため東北圏においては、成長著しい東アジアを始め、諸外国の活力を取り込むため、
31 グローバル化を推進する必要がある。

35 農林水産省「平成 19 年生産農業所得統計」

36 農林水産省「農林水産統計 平成 19 年版」

37 農林水産省「平成 19 年水産物流通統計年報」

1
2 (1) 国際交流・連携のための基盤整備

3 東北圏では、国際拠点の整備や地域間相互の連携・機能強化を支える基盤整備の
4 遅れに加え、情報発信力も未だ不十分であり、人流・物流ともに、海外との結びつ
5 きは弱い状況にある。

6 東北圏が諸外国の活力を取り込み自立的に発展するためには、国際交流・連携機
7 能の強化、産業の海外展開や観光交流における地域連携の強化等が必要となる。ま
8 た、交流と連携機能を高め、グローバル・ゲートウェイ³⁸機能を強化するためには、
9 物流拠点や交通・情報通信等の各種基盤の整備が課題である。さらに、東北圏の自
10 立的発展をけん引する役割を担う中枢都市の国際交流機能についても、整備が不十
11 分であり、既存の集積を活かした都市機能の充実、国際的機能の強化を図る必要が
12 ある。

13
14 (2) 戦略的、効率的な国際物流の実現

15 東北圏の各県には、国際海上コンテナ³⁹を取り扱う港湾が存在しているが、圏域
16 内で生産消費されるコンテナ貨物を圏域内の港湾で取り扱う割合は、平成 15 年時
17 点で全国平均が約 85%⁴⁰であるのに対して東北圏は約 46%と低い状況にあり、結果
18 として圏域内企業の物流コスト増大を招く場合もある。

19 今後は、貨物輸送の効率化や広域物流体制の構築が急務であり、圏域全体として
20 戦略的かつ効率的に国際物流に取り組むとともに、圏域内港湾・空港の有効利用を
21 促進し、圏域内企業の物流コストの低減を図る必要がある。

22
23 5. 循環型社会の構築、豊かな自然との共生

24 地球環境問題に対応し、持続可能な東北圏を構築するためには、豊富に有する自
25 然と共生し、循環型社会を構築することが必要である。

26
27 (1) 新エネルギー等利用の推進

28 東北圏では、自然エネルギーである水力発電、風力発電の取組が盛んであり、こ
29 のうち風力発電は全国の約 32%⁴¹の出力を担っている。また、新エネルギーとして
30 注目されているバイオマスについてもその資源賦存量や発電実績も多い。さらに、

38 人、物、情報等の流れにおける世界との玄関口。

39 貨物輸送に用いる金属製の大型の箱。

40 国土交通省「平成 15 年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

41 NEDO 技術開発機構「日本における都道府県別風力発電導入量（2007 年 3 月末現在）」

1 樹皮や製材工場の端材等を活用したペレット燃料⁴²等の普及も身近な取組として行
2 われている。

3 これらの新エネルギー等の利用推進とともに、より一層の効率化や技術開発を進
4 める必要がある。

6 (2) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

7 東北圏では、エコタウン事業⁴³やリサイクルポートプロジェクト⁴⁴の推進等、自
8 然との共生や循環型社会を目指す取組が積極的に行われてきている。

9 今後は、より一層の循環型社会の実現に向けた取組とともに、引き続き3Rの推
10 進を行うための施策の実施や仕組みづくり、啓発活動等を継続的に取り組んでいく
11 必要がある。また、東北圏のリーディング産業⁴⁵としていくため環境・リサイクル
12 関連企業の誘致推進に積極的に取り組むことも必要である。

14 (3) 森林整備・保全の推進

15 喫緊の課題となっている地球温暖化の防止に向け、森林の持つ二酸化炭素の吸
16 収・固定機能に対して高い期待が寄せられる中、東北圏は7割が森林と広大な面積
17 を有していることから、我が国が国際的に約束した京都議定書の目標達成に向け、
18 産業としての林業振興はもとより、二酸化炭素の吸収・固定機能を十分に発揮して
19 いくために、森林整備・保全を着実に推進していく必要がある。

21 (4) 生態系の維持、自然環境の保全

22 東北圏の魅力の一つである美しく豊かな自然環境は、地域固有の種も含め多種多
23 様な生態系の保全という観点からも重要な存在であり、そのような認識の下、自然
24 環境及び生態系の保全に努めることが重要である。また、圏域内には、広大な森林
25 も存在し、国立公園を始めとする自然公園、世界遺産白神山地、ラムサール条約湿
26 地等、全国的にも、また世界的にも重要な自然環境が豊富に存在する。これら自然
27 圏域は、複数の県にまたがって位置しているものも多く、広域的な連携による自然
28 環境の保全、生態系の維持や共生の取組が必要である。

42 樹皮や端材のおが粉を圧縮した木質燃料（ペレット）。

43 先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的とした事業。

44 海上輸送による鉄スクラップ等循環資源の広域流動を促進するとともに、臨海部におけるリサイクル産業の拠点化を進める。

45 成長が著しく、また雇用や他産業の生産活動への幅広い波及効果を持ち、それによって地域経済をけん引する力を有する産業。

1 6. 美しい圏土や歴史文化の保全と活用

2 東北圏には、豊かな自然環境に支えられた美しい農山漁村の風景や、悠久の歴史
3 に支えられる伝統や文化等、美しく豊かな資源が存在する。この美しい圏土を適切
4 に保全、活用し、後世に継承することが必要である。

5
6 (1) 圏土の管理、自然資源の保全と活用

7 東北圏は、美しい風景や多くの恵みを生む広い圏土を有しているが、近年では、
8 市街地の郊外化、農地の担い手不足による耕作放棄地の増大、地域住民の営みの中
9 で、維持、管理されてきた里地里山の荒廃等が問題となっており、一旦荒廃した農
10 地や森林を利用可能な状態に戻すには長い時間が必要とされる。

11 このため、豊かで美しい圏土を維持する観点から、こうした自然資源の保全と活
12 用を図るための仕組みづくりが必要である。

13
14 (2) 歴史文化の保全・発信

15 東北圏には、生活に密着した文化や工芸、長い歴史の中で培われてきた伝統や、
16 特徴ある祭り等が受け継がれているが、これらは一部を除き国内外に余り知られて
17 いない。特に海外に関しては、訪日外国人の東北圏訪問率が低水準であることから
18 も、外国人の東北圏に対する認知度は低いと言わざるを得ない。

19 今後は、東北圏が大切に守り続けている伝統的で特徴的な祭りや食文化、雪文化、
20 伝統工芸といった日本を代表する様々な資源を活用するため、東北圏らしさを形づ
21 くる歴史や文化を地域的活動とともに着実に後世へ継承するとともに、観光資源と
22 しての利活用や国内外への情報発信等を強化し、地域活性化への取組等を進めてい
23 く必要がある。

24
25 7. 人口減少社会・高齢化への対応

26 今後、人口減少や高齢化が更に進むことで、中心市街地の空洞化や中山間地域・
27 沿岸地域での一層の過疎化の進行、集落の消滅危機、コミュニティの崩壊、行政サ
28 ービスの低下等、様々な問題がより一層深刻化するおそれがある。今後、東北圏が
29 持続的に発展するためには、人口減少や高齢化社会を見据えた手だてを考え、実行
30 していくことが急務である。

1 (1) 農山漁村、離島・半島を中心とした人口減少、高齢化への対応

2 東北圏では、農山漁村、離島・半島を中心に、今後、人口減少や高齢化が進行し、
3 将来は高齢化率が40%⁴⁶を超える市町村が多数生じると見込まれる。これらを中心
4 とした地域では、役場支所や小中学校の統廃合、路線バスの縮小・廃止等により公
5 共サービスの水準が低下する一方で、社会基盤の整備は不十分な状況にある。さら
6 に、病院・一般診療所の病床数が不足する傾向にあるなど、様々な要因が複合的に
7 絡み合いながら人口流出は進み、地域社会の存続が危ぶまれる集落も増加してい
8 る。

9 このため、必要な社会基盤整備を進めるとともに、地域住民の安全・安心な生活
10 を確保しつつ、農林水産業の振興や地域資源を活かした活性化を推進する必要がある。
11 また、地域が主体的に魅力の向上を図り、都市との連携・共生を進めていくこ
12 とも重要である。

13
14 (2) 情報通信格差の解消

15 広い圏土を有する東北圏においては、交通基盤のみならず情報通信基盤の整備に
16 においても全国水準に達していない。ブロードバンド⁴⁷のサービスエリアの世帯カバ
17 ー率等は、全国平均を下回っており、携帯電話のエリア外地域も未だ多く存在する。

18 情報通信技術は、冬季の積雪寒冷、過疎地域対策等、東北圏における地域課題を
19 解決する手段として大きな可能性を有するものであり、その基盤整備が必要であ
20 る。

21
22 (3) 中心市街地の活性化

23 東北圏では、都市機能の郊外への拡散が進んだ結果、中心市街地の空洞化を招き、
24 まちの賑わい喪失に繋がっている。一方で、青森市のように早くから機能集約的な
25 まちづくりへの取組を行っている地方公共団体もある。財政制約や施設の維持・更
26 新コスト増大といった状況に対処することも重要であることから、既存ストック⁴⁸
27 を活用し各種都市機能の集積を図る集約型都市構造への転換を図るとともに、地域
28 経済や地域コミュニティの活性化、高齢化社会への対応といった観点においても、
29 中心市街地の活性化と、これに寄与する過度に自動車に依存せずに暮らせるまちづ
30 くりや歩いて暮らせるまちづくりに取り組むことが必要である。

46 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」

47 FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等の高速・大容量通信を可能とする回線。

48 これまでに蓄積された資産。

1 (4) 都市と農山漁村の共生と交流

2 ライフスタイルの多様化に伴い、住まい方や働き方も多様化しており、都市と農
3 山漁村の交流や連携に対するニーズも増加している。これを受け、東北圏では都市
4 と農山漁村の交流に関する滞在型プログラムを数多く提供している。また、観光と
5 体験学習、グリーン・ツーリズム活動、園芸療法への取組等、ユニークで人気のあ
6 る取組を数多く有している。

7 今後とも、都市と農山漁村の交流や連携を深めるための受け皿づくり、情報発信
8 や施設整備、農林漁業体験や観光産業を契機とする地域活性化等、都市と農山漁村
9 の共生に向けた取組を進めていく必要がある。

10
11 (5) 都市間距離の克服

12 東北圏は、広大な圏土に都市が分散している構造となっており、都市間距離が長
13 いという特徴を有している。また、脊梁山脈と起伏に富んだ地形が、地域間連携上
14 の制約となっている。

15 このため東北圏は、地域間交流や連携の強化を図る上で重要となる社会基盤が脆
16 弱で、高速交通体系が未だ十分であるとはいえず、都市間距離の克服や代替性（リ
17 ダンダンシー）向上に資するネットワーク整備が必要である。

18
19 (6) 生活圏域内の快適なモビリティの確保

20 東北圏の一人あたり自動車保有台数は全国平均を大きく上回る状況で推移して
21 いる。一方で、自動車依存の進展は、路線バス輸送人員の減少を招くとともに、機
22 能が拡散した低密度な都市構造は、公共交通によるカバーを困難にし、採算性の低
23 下から路線の廃止が続いている。そのため、日常的な生活圏域内の快適なモビリテ
24 ィ⁴⁹の確保等が必要である。

25
26 (7) 地域医療の支援

27 東北圏では、病院や診療所が特に中山間地域や沿岸地域で不足しており、人口あ
28 たり医師数は全国平均を下回っている。また、広い圏土を反映し、第三次救急医療
29 機関の60分到達圏から外れる地域も多い現状にある。

30 さらに、今後の高齢化の著しい進行に伴い、暮らしを支える医療や福祉サービ
31 スのニーズが高まる中、東北圏では広い圏土に都市が分散しているため、サービスの
32 充実や効率の面で不利な状況にある。このため、公共交通の整備に加え、広域的な

49 動きやすさ、移動性、機動性。

1 連携や情報通信技術の利活用等により、地域医療を支援することが必要である。

2

3 (8) 財政制約と行政サービス

4 人口の著しい減少や過疎化の進行は、行政サービスの効率性と水準の低下を招く
5 おそれがある。人口減少が急速に進行する東北圏にあっては、厳しい財政制約の下
6 においても、住民が安心して生活できる望ましい行政サービスのあり方について検
7 討する必要がある。

8

9 (9) 公共投資の重点化・効率化

10 これまでの我が国の予算における公共事業関係費の推移を見ると、平成10年度
11 (補正予算後)からの10年間で半分以下にまで減少している。今後、少子高齢化
12 の進行により、医療・福祉・社会保障費が増大していくことから、その税収を支え
13 ていくことのできる健全な経済社会基盤を確立する必要がある。そのために不可欠
14 な社会資本整備は重点的かつ緊急的に進めて行かなければならず、これまで以上に
15 公共投資の重点化・効率化を図る必要がある。

16

17 8. 若者の定着、人材育成

18 東北圏は、これまでに優れた人材を輩出してきた。また、世界に誇れる技術やも
19 のづくり文化等を有している。しかしながら、少子化や圏域外への人口流出による
20 人口減少によって生じる活力低下は、担い手や若者等の流出に拍車をかけるおそれ
21 もある。その結果、賑わいの喪失や地域コミュニティの弱体化等、更なる活力低下
22 を招くことが懸念される。

23

24 (1) 地域への誇りや愛着の醸成・活動への参画

25 未来に希望の持てる圏域づくりに向けた活動の原動力は、圏域に生まれ育ち、ま
26 た関わる一人ひとりの地域への愛着や誇りである。

27 東北圏に関わるすべての人が、東北圏の抱える課題について深い認識を持ちつ
28 つ、愛着や誇りを持って様々な分野で積極的に活動することが重要であり、そのた
29 めの意識醸成が必要である。

30 また、地域の課題解決に向けた行動の拡大、参画を促すための仕組みづくりが必
31 要である。

32

1 (2) 人材の育成と活用

2 東北圏では、高等学校卒業者の自地域内就職率⁵⁰が全国平均の約 85%⁵¹に対して
3 約 76%と低調に推移している。

4 このため、次代を担う若年層が魅力を感じることができる圏域づくりを行いつ
5 つ、東北圏の未来を担いうる人材としての能力の育成と活用を進めるとともに、圏
6 域内の雇用の場の一層の創出等が必要である。また、地域の認識・新たな発想や人
7 材育成の面からも、他圏域等の人材との交流やその活用による地域づくりの取組が
8 必要である。

50 文部科学省「平成 20 年度学校基本調査」

51 全国平均は平成 20 年度調査の各圏域内就職率の平均値。

1 第3章 これから10年で東北圏が目指す姿

2 第1節 東北圏の新しい将来像

3 1. 新しい将来像

4 東北圏では、人口減少、高齢化が著しく、地域の活力低下や財政制約等経済的に
5 も社会的にも様々な問題が発生し、地域社会の存続に大きな影響が生じる可能性が
6 ある。

7 また、経済のグローバル化の進展や東アジアの経済成長、米国のサブプライムロ
8 ーン問題の顕在化に端を発した世界的不況、世界的な問題である地球温暖化や世界
9 人口の急増による食料やエネルギー等の資源の不足も、地域社会に大きな影響を与
10 える。

11 こうした新たな時代の潮流の中で、中長期的な視点から、地方分権型の社会を推
12 進するとともに、将来に向けて計画的な対応を図っていく必要がある。東北圏の各
13 地域では、自らの地域の課題と将来像を共有して、その地域の状況に応じた施策を
14 自らの責任の下に選択を行い、地域経営に一体となって取り組まなければならない。
15 これを怠れば地域社会の存続の危機が訪れ、東北圏の活力低下に波及する可能
16 性がある。

17 一方で、東北圏は、美しい太平洋と日本海に面し、南北に貫く脊梁山脈や起伏に
18 富んだ山地と大きな河川や深い森林の中で、豊かな自然と水資源に恵まれ、安全な
19 食料とエネルギー等の資源を供給できる機能を有している。

20 また、優れた人材や技術、食文化やものづくり、様々な産業振興に向けた取組を
21 始め、大切に守り続ける伝統的で特徴的な祭り、雪文化や伝統工芸等、独特の歴史・
22 文化が力強く残っており、人情味ある人々が織りなす潤いと豊かさがあふれる多様
23 性ある地域である。

24 こうした東北圏の持つ優れたポテンシャル⁵²を活かしながら、東北圏を支える
25 人々が持てる力を十分に発揮し、国内外の人々との交流・連携を進め、新たな時代
26 の潮流に対応・貢献できる多様で自立した東北圏を形成することで、美しい自然と
27 様々な国の人や多くの世代が光り輝く、森と海、人の息吹と躍動感に満ちた空間を
28 創りあげていく。これにより、東北圏の人々が、コミュニティの人と人との温かい
29 ネットワークを基礎に、自信と誇りを持って安心して住み続けられ、訪れる人々が
30 安らぎと温もりを実感できる「東北にっぽん」というブランドの創造に結びつけて
31 いく。

32 以上を本計画における東北圏の新しい将来像とし、「美しい森と海、人の息吹と

52 潜在的な力、可能性としての力。

1 躍動感に満ちた『東北につぼん』の創造」をその理念とする。

2. 計画の基本方針

4 前項の新しい将来像を実現するための計画の基本方針は以下のとおりで
5 ある。

(1) 人と自然が共生し地球に優しく生命力あふれる空間の形成

8 1) 豊かな自然環境を維持・再生し、自然の恵みを有効に活用した人と自然が
9 共生する圏域、人間が暮らしていく上で基本となる生活が営める生命力あふ
10 れる圏域、地球温暖化対策への貢献を先導する人と自然が共生し地球に優し
11 い圏域を創り上げる。

12 2) 生活圏域において地震・津波や風水害、土砂災害、高潮災害、火山噴火、
13 豪雪等の自然災害に対する備えや、医療・福祉、教育等を充実させるととも
14 に、地域の役割分担に基づいた広域的な連携を促進し、子供から高齢者まで
15 が豊かで安心していきいきとした暮らしができる圏域を創り上げる。

16 3) 医療・福祉、教育等のサービスや身近な就業機会を提供する都市と、食材
17 や自然の宝庫である農山漁村とをネットワークで結び、豊かな自然環境を維
18 持・保全しながら都市と農山漁村が共生する生活圏域を形成し、歴史や伝統・
19 文化等の地域資源を活かすことで、人・物・情報等が集う生命力あふれる持
20 続可能な圏域を創り上げる。

(2) 自立的・持続的な成長を実現する東北につぼん自立経済圏の形成

23 1) 東北圏の多様な地域資源を活用し、知と技と広域的な連携によるイノベー
24 ション⁵³や国内外のネットワークの構築等により、国際競争力を持つ産業群の
25 形成や地域特性を活かした産業の集積、地域内発型産業の創出・振興等を図
26 り、若者から高齢者まで生き甲斐を持って働ける自立的・持続的な成長を実
27 現する経済圏を創り上げる。

28 2) 東北圏の有するエネルギー供給に関するポテンシャルを活かし、地球に優
29 しく安定したエネルギーを供給する圏域を創り上げる。

30 3) 安全で安心な食料等を生産し供給できるポテンシャルを活かし、持続可能
31 な農林水産業を創り上げる。

32 4) 多様な地域資源の再発見と活用により創出される食と観光等を通し、新た

53 新機軸。革新。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成等を示す。

1 な価値観やライフスタイルに対応した、特色のある地域を形成することで、
2 国内外から多くの人を訪れる『いいなあ東北』観光交流圏を創り上げる。

3 5) 圏土の東西距離が短く太平洋と日本海を繋ぎうる特長を活かし、圏域内の
4 グローバル・ゲートウェイと主要な都市や生産拠点等を結ぶ多様な交通・情
5 報通信ネットワークを構築するとともに、これを活かした国際的な業務を支
6 援する機能の集積や集荷力向上による定期航空路線・航路の充実等を通じて
7 利便性と効率性を高め、東アジア等世界各地と躍動感あふれる国際交流・連
8 携を図る世界に開かれた「環太平洋・環日本海ゲートウェイ」を創り上げる。

9 10 (3) 一人ひとりの自立意識と協働で創る東北圏の形成

11 1) 東北圏の発展の源泉は圏域に関わるすべての人の地域への自信と誇り、愛
12 着であることを強く認識し、一人ひとりが地域の課題や発展のポテンシャル
13 を学び・再認識し、地域の将来の担い手としての気概を持ち圏域意識を創っ
14 ていく。

15 2) 多様化する地域課題に対応し、地域社会の再生・活性化を図るため、住民、
16 NPO、学術研究機関、産業団体、行政等、多様な主体による「東北につぼ
17 んを創造する地域づくり協働体」を構築するとともに、東北圏の有するコミ
18 ュニティで維持されている人と人との温かいネットワークを大切に育て、東
19 北圏における伝統と歴史に育まれた地域社会を粘り強く創っていく。

20 3) 地域の将来を担う人材の育成や圏域内外との交流及び外部人材の積極的な
21 活用を図るとともに、それらの人材の多様な能力が存分に発揮される環境を
22 整え、多様多彩な人材が支える東北圏を創り上げる。

23 24 3. 新しい将来像実現のための5つの戦略的目標

25 新しい将来像を実現するための戦略的目標は、基本方針を踏まえ、(1)～(4)
26 と、これらを支える(5)の5つから構成される。

27 (1) 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現

28 (2) 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現

29 (3) 地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現

30 (4) 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現

31 (5) 東北圏民が一体となって地域を考え行動する圏域の実現

1 第4章 戦略的目標と実現のための主要な施策

2 第1節 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現

3 今日、温室効果ガスの排出による地球温暖化により、地球規模での様々な影響が予
4 想されている。

5 東北圏では、経済社会や人口構造の変化等を背景に自然環境の悪化が懸念されてい
6 る。森林・農地については、必要な施業が実施されない森林や耕作放棄地が拡大し、
7 国土や自然環境の保全等の多面的機能に支障を来すおそれが生じている。都市の拡大
8 や人口・産業の集中等により、水質の悪化、土地の保水機能や遊水機能の低下にとも
9 なう雨水の河川等への流入増加、異常渇水の発生、土砂移動の遮断による海岸侵食の
10 進行や生態系への影響等が懸念されている。また、海洋環境の変動により、藻場・干
11 潟・自然海岸の減少や磯焼けの進行、赤潮の発生等が顕在化しており、加えて、漂流・
12 漂着ゴミの増加等、水生動植物の生育環境や景観の悪化を招いている。

13 こうした圏域をとりまく環境の変化により、自然環境の保全や防災、水源のかん養、
14 食料生産力の確保等、国民生活の安全・安心を確保する上で、様々な問題が発生しか
15 ねない。

16 一方で、東北圏には美しい景観を織りなし、生態系の維持にも重要な自然環境が多
17 く残されている。食料供給や水源かん養、生物の生息・生育地の確保、国土保全等の
18 優れた機能を有する森林や農地、豊富な水資源や物質の循環系と多様な生態系のまと
19 まりとなっている広大な流域圏が存している。北山崎、松島等に代表される海岸は景
20 勝地として重要な観光資源であり、海水浴、潮干狩り、マリンスポーツ等、様々なレ
21 ジャーやレクリエーションの場として利用されている。

22 美しい森林、田園、川や海辺等の風景は、日本人のふるさとのイメージ形成等に大
23 きく寄与しているばかりでなく、圏民固有の叙情性豊かな感性を育み、自然観察等、
24 自然とのふれあいの場としての機能も果たしてきた。

25 また、バイオマス発電、太陽光発電、風力発電、水力発電、雪氷熱エネルギー等の
26 人と自然に優しい新エネルギー等の導入が進められているところである。

27 このような東北圏の有する豊饒な自然や人と自然に優しい新エネルギー等の創出
28 のポテンシャルを活かしつつ、地球環境保全の先進的な圏域として、低炭素社会・循
29 環型社会を構築する。また、潤いのある生活環境を構築するために、美しい四季に彩
30 られる森林や田園、川や海辺等の風景、歴史・文化を継承する。加えて、健全な水環
31 境と海域の環境保全・再生・利用を図るために、適切な国土の保全と管理を推進する。
32 これらのことにより、人と自然が共生し地球に優しい圏域を実現する。

33

1. 地球環境保全のための低炭素社会・循環型社会の構築

豊かな自然環境の維持・再生、新エネルギー等の利活用、省エネルギー型ライフスタイルの普及、廃棄物の発生抑制、適正な再使用や再生利用等を図り、世界のモデルとなるような、低炭素社会・循環型社会を形成する。

(1) 新エネルギー等の活用推進

バイオマス発電、太陽光発電、風力発電、水力発電等の新エネルギー等は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーである。東北圏では、市民参加型の風力発電等の導入が進められているところである。また、家畜排せつ物や下水汚泥の燃料化等のバイオマス資源の多くの利活用が各地域で行われており、こうした取組を圏域全体で推進する。

特に、恵まれた森林資源を活かした木質バイオマスや、降雪の多い地域特性を活かした雪氷熱エネルギーの導入を推進するとともに、長い海岸線や山岳地域を多く抱えることから、景観や自然生態系に配慮しつつ風力発電の導入を進めるなど、地域特性を踏まえたクリーンで持続性のある新エネルギー等の導入を強力に推進し、過度に化石燃料に依存しない圏域を形成する。

(2) 資源節約型の経済・社会構造への転換

低炭素社会⁵⁴を構築するため、資源節約型の経済・社会構造への転換を図る。省エネルギー対策は、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面に資するものであるが、エネルギー関連機器の効率化やエネルギー関連産業の取組だけで達成できるものではなく、これまでの大量エネルギー消費型から資源節約型の経済・社会構造への転換に向けた取組を進める必要がある。

このため、産学官等連携の下に、省エネルギー技術開発を促進するとともに、①環境負荷の少ない効率的でまとまりのある都市構造への転換、都市緑化によるヒートアイランド対策⁵⁵等を通じた低炭素型の都市づくり、②環境負荷の低減に資する格子状骨格道路ネットワーク、バイパス・環状道路等ネットワーク、交差点改良やITS（高度道路交通システム）の整備、路上工事縮減や公共交通の利用促進等のTDM（交通需要マネジメント）⁵⁶施策やEV（電気自動車）・pHV（プラグインハイブリッド車）の導入及び急速充電器の整備の交通関連対策の推進、③貨物輸

54 地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

55 都市の気温が周囲よりも高い状態になる現象。気温の高い地域が都市を丸く取り囲んで島のような形になることから、このように呼ばれる。

56 車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法。

1 送の効率化、トラックによる輸送から鉄道や船舶による輸送への転換等の物流体系
2 全体のグリーン化の促進、④地域のバイオマス資源を活用したバイオマスタウン
3 (東北圏では平成20年度末までに49市町村が構想を公表)の拡大の促進及び公表
4 された同構想の実現を促進、⑤住宅やオフィス等の建物の省エネルギー化の促進、
5 ⑥環境負荷が小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先し
6 て購入するグリーン購入⁵⁷の推進、アイドリングストップ、エコドライブ⁵⁸、自転
7 車利用の促進、⑦その他エネルギーを浪費しないような圏民各層のライフスタイル
8 の形成等を図ることにより低炭素社会を構築する。

9 10 (3) 二酸化炭素吸収源としての森林の整備

11 地球レベルでの環境問題の解決に貢献する先進圏域となることを目指すために、
12 国土保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫等としての重要な役割を果た
13 す森林の整備を推進する。

14 東北圏では、森林の公益的機能を維持・増進し、森林を良好な状態で次の世代に
15 引き継ぐために、いわての森林づくり県民税、秋田県水と緑の森づくり税、やまが
16 た緑環境税、福島県森林環境税が導入され、二酸化炭素吸収源としての森林の整備
17 にも貢献している。

18 今後、環境問題に積極的に取り組む地域住民、NPO、産業団体、行政等が協働
19 して森林整備と交流の促進を柱とした取組を行うことで、手入れの行き届かなくな
20 った森林を再生するなど、圏民参加の森林づくり等を推進していく。

21 特に、環境への関心や社会貢献活動に対する参加意識の高まりにも対応し、企業
22 やNPO等による森林の整備や保全活動を促すため、活動内容の提案、サポート体
23 制の整備、フィールドや技術等の提供等、企業等が森林づくりに参加しやすい環境
24 を整備する。

25 また、地域材の利用の促進や公共事業等における間伐材の積極的な利用の推進を
26 図るとともに、品質・性能の明確な製品の供給を通じて林業・木材産業を一体的に
27 再生する。

28 これらの取組を通じて、良好な森林管理システムを構築し、地球温暖化防止に貢
29 献する二酸化炭素吸収源としての森林づくりを進める。

30

57 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

58 自動車等を利用する際に、運転技術等、誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする施策。

1 (4) 循環型社会の構築

2 東北圏では、平成 20 年度末までに秋田県、宮城県栗原市、青森県、岩手県釜石
3 市がエコタウンとして承認されるなど各地において、ゼロ・エミッション⁵⁹構想に
4 基づいて、地域の振興を図りながら、自然に優しい、環境と調和したまちづくりが
5 進められているところである。また、世界有数のリサイクル技術を有する企業も存
6 在している。今後ともエコタウンの拡大を図るとともに、リサイクル産業の新規立地
7 や産学官等連携による研究開発等を通じた同産業の振興を図ることを通じ、循環型
8 社会の構築を図る。

9 また、ものやサービスの選択、消費活動等、暮らしのあらゆる場面において、そ
10 のものの本来の値打ちを無駄にすることなく活かしていく「もったいない」の考え
11 方を基本としながら、3Rの実践を地域住民、NPO、産業団体、行政等との連携
12 協力の下に推進するとともに、循環型社会の基盤としての各種リサイクル施設やバ
13 イオマス活用プラント⁶⁰、循環資源の広域移動に対応したリサイクルポート等の整備
14 を通じ、静脈物流ネットワークの形成を推進し、廃棄物の再資源化を図る。また、
15 浚渫土砂や内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れる海面処
16 分場を確保するために、廃棄物埋立護岸の整備を推進する。あわせて、廃棄物の不
17 法投棄防止のための取組を推進していく。これまで、北海道・東北7県では、合同
18 スカイパトロール⁶¹を実施している。また、北東北3県及び南東北3県がそれぞれ
19 連携して監視活動を行っているほか、産業廃棄物税や環境保全協力金を財源とした
20 取組が各県で実施されているところである。今後ともこうした不法投棄防止対策を推
21 進していく。この他、地域住民、NPO、産業団体、行政が連携した取組も推進し
22 ていく。

23 農業分野においても、山形県長井市では、分別収集した生ゴミをたい肥化し、こ
24 れを農地に還元して有機作物を栽培するという有機資源の地域循環システムを創
25 り出し、自然と人間の永続的な共存を図っている。このような、農業が本来有する
26 自然循環機能を促進することにより、農業生産全体のあり方において環境保全をよ
27 り重視し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図る。また、海洋分野におい
28 ては、ホタテ貝等の水産加工残さや海洋微生物を利用したバイオプラスチック⁶²や
29 バイオ燃料⁶³、機能性食品の開発等、海洋バイオマスを効率的に利活用する技術の

59 国連大学が1994年にゼロエミッション研究構想として提唱したものであり、異業種間の連携による廃棄物の再利用等により、社会全体で廃棄物排出ゼロのシステムを構築すること。

60 工場の設備一式をいう。

61 ヘリコプター等を利用した空からの監視。

62 生物資源（バイオマス）から作られたプラスチック。

63 生物資源（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガス。

1 開発・普及を推進する。こうした取組とともに、有機資源の新エネルギー等への活
2 用推進とも併せて、圏域内での広域的なバイオマスの総合的利活用を図り、人と自
3 然に優しい「バイオマス東北圏」を形成する。

4 5 2. 美しい四季に彩られる森林や田園、川や海辺の保全と継承

6 美しい森林、田園、川や海辺等の風景や自然を圏民全体で保全、再生、活用し、
7 良好な景観と自然環境を次世代に継承する。

8 9 (1) 良好な景観の保全と創出

10 東北圏の良好な景観は、美しく風格のある圏土の形成と潤いのある豊かな生活環
11 境の創造に不可欠なものである。圏民のみならず、国民共通の資産として、現在及
12 び将来にわたりその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全を図る必要がある。

13 良好な景観は、四季折々の豊かな自然、人々の生活、生産活動、歴史・文化との
14 調和により形成されるものであることを踏まえ、適正な制限の下にこれらが調和し
15 た土地利用が行われるよう誘導するとともに、現にある良好な景観の保全のみなら
16 ず、新たに良好な景観を創出し次世代に継承していく。

17 東北圏においても、巨大看板が並ぶ沿道景観や農村景観を損なう郊外開発、里地
18 里山を侵食する宅地開発等が散見されるところである。このため、住民や事業者の
19 土地利用等の事業活動等に関し、良好な景観の形成に努めるよう意識啓発を行うと
20 ともに、景観法に基づく景観計画の策定や屋外広告物法に基づく屋外広告物規制
21 等、自然的・社会的諸条件に応じた施策の策定・実施を推進する。

22 23 (2) 美しい森林、田園、川や海辺風景の保全と継承

24 東北圏の原風景ともいえる美しい森林や田園、川や海辺の風景は、農林水産業を
25 始めとする地域の人たちの生産活動や生活と自然との関わりの中で形成されてき
26 たものである。このため、農林水産業の持続性確保に向けた取組を推進するととも
27 に、地域住民、NPO、産業団体、行政等の連携による東北圏の原風景を保全する
28 ための体制づくりを促進するほか、景観教育の充実や先進的な取組事例に関する情
29 報提供、地域への専門家の派遣等によるソフト面での施策の充実を図る。

30 さらに、地域の一人ひとりが、東北圏の原風景の大切さを知り、多様な主体によ
31 る協働の下、地域の景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした地域づ
32 くりの取組を推進するとともに、効果的な情報発信を通じて、観光の振興や地域の
33 活性化に結びつけていくほか、地域固有の伝統文化の保全と継承を図るため、郷土
34 の歴史、風土等の記録・整理を推進する。

（3）豊かな自然環境の保全と継承

東北圏は、南北を貫く奥羽山脈を中心に、東に北上高地や阿武隈高地、西に白神山や出羽山地、越後山脈が連なり、豊かな森林や里山が多く残されている。こうした特性を活かし、豊かな自然環境を保全し継承していくため、保護林⁶⁴、自然環境保全地域⁶⁵、国立公園等の各種保護制度を活用しながら、様々な主体の連携の下に圏域内に広がる森林から農用地・都市緑地・河川湖沼・海洋までの切れ目のないエコロジカルネットワーク⁶⁶を形成し、野生動植物の生息・生育地の確保のほか、人と自然とのふれあいや環境学習の場の提供、地球温暖化防止、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮を図る。

また、エコロード⁶⁷や環境保全型農業用排水路のほか、山麓斜面の保全・緑化等、生態系や自然環境に配慮した公共事業を推進する。

さらに、豊かな自然環境を保全・継承していくために、家庭、学校、地域、職場等における質の高い環境教育を充実するとともに農山漁村や国立公園、国営公園等での宿泊体験プログラムの開発等を行い、五感で自然を感じる原体験を通じ、自然の恩恵や人との関わり等を次世代に伝える取組を推進する。

3. 豊かな水環境と海域の環境保全・再生・利用

健全な水循環系を構築していくため、広大な流域圏が育む水環境の保全・再生・利用を図るとともに、適切な国土の保全・管理を推進する。

また、海域の環境保全を図るとともに、環境との調和のとれた海域の利用を促進する。

（1）流域圏の貯留浸透・水源かん養機能保全、適切な地下水管理

流域全体の視点に立ち、山間部及び農村・都市郊外においては、間伐や伐採跡地等への植林等の推進や治山施設の整備等により森林を整備・保全するとともに、里山林および緑地の整備・保全、水源かん養機能確保としての水田の維持保全や耕作放棄地の発生の抑制を図り、加えて、市街地では、雨水貯留浸透施設等の流出抑制型下水道の整備、透水性舗装を推進し、流域圏全体を通じて貯留浸透・かん養能力

64 原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的とした国有林野。

65 自然環境保全の目的を達成させるために特別地区、海中特別地区、普通地区に区分指定され行為規制が課せられる。特別区域内には、更に野生動植物保護地区を定めることがある。

66 多様な生態系と野生生物すべてを、厳正な保護地域指定から緩やかな土地利用誘導まで組み合わせて、地域を複合生態系として保全するための手法の一つである。

67 調査、計画段階から設計、施工、管理の段階まで、自然環境の保全にきめ細かく配慮された道路。

1 の保全向上を図る。

2 また、地下水の継続的な監視を行うとともに、地盤沈下の発生等により地下水利用の抑制が必要な地域では、地下水利用の適正化や代替水対策、新規の井戸設置規制等を促進する。

6 (2) おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出

7 おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出のため、水源地であるダム湖等で
8 水質悪化やそのおそれがある場合は、曝気循環や流入河川対策等によって水質保全
9 を図るとともに、水質悪化が進行している湖沼等の公共用水域においては、水質改
10 善を図るため、流入河川対策・植生浄化施設等の流入負荷低減策とあわせて、下水
11 道・浄化槽・農業集落排水施設の高度処理等を推進する。河川においては、環境用
12 水の確保・導水や下水道の整備により水質の改善や親水空間の形成を図るととも
13 に、河川敷の冠水頻度の増加や湿地の再生による在来の生態系の保全と外来生物の
14 侵入防止を図るなど、多自然川づくりを推進する。加えて、良好な水辺空間の形成
15 を通じ、生物の生息・生育空間の確保や河川、用水路と一体となったまちづくり、
16 水辺公園の整備、舟運の活用等、地域活性化の取組を支援する。

17 また、油脂類等の河川への流入等の水質事故の防止を図るため、水質事故防止に
18 関する啓発や事故発生時の被害拡大防止のための関係機関との連携等を促進する。

20 (3) 渇水に強い地域づくり

21 近年、降水量の変動幅が大きくなる傾向にあり、平成6年発生 of 雄物川水系、平
22 成19年発生 of 岩木川水系等での渇水等、依然として水資源について脆弱性を有し
23 ている。このようなことから、渇水への十分な備えを図るため、多目的ダム建設等
24 により安定的な水資源を確保し、あわせて、ソフト対策としての節水等、地域住民
25 への啓発や関係利害者間の調整に取り組み、渇水に強い地域づくりを推進する。

27 (4) 総合的な土砂管理の取組の推進

28 山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理は、国土管理にとって重要であ
29 る。このため、土砂移動の継続的な観測・監視、評価を踏まえながら、砂防施設に
30 による流出土砂調節、河川・ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設
31 の整備・養浜等を実施する。また、より有効な技術の検討・評価や関係機関との事
32 業連携のための連携方針の策定等、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理
33 の取組を推進する。

1 (5) 流域に着目した交流・連携

2 川や湖を軸とした多様な主体の交流・連携による活動が活発化している。このよ
3 うな、流域内の多様な主体による自然環境の保全・再生、森林の整備・保全、清掃
4 活動、水・川の文化の伝承、環境・防災教育等の活動を促進するとともに、さら
5 は、流域間の連携・交流を通じてそれぞれの取組の効果が向上するよう、広域的な
6 活動を支える仕組みづくりを促進する。

7
8 (6) 海域の環境保全・再生・利用

9 国際的な協調・協力体制の下で、漂流・漂着ゴミ対策や流出油等の海洋汚染対策
10 を推進するとともに、海洋環境保全のための浚渫土砂等の適正な処分を推進する。

11 また、海岸等での清掃活動を始めとする、多様な主体の参加による海浜清掃活動
12 を含めたゴミの回収・処理を促進するとともに、水質が悪化した港湾等における汚
13 泥・ヘドロの除去・海水交換、覆砂による海浜・干潟の保全、海藻類の移植、海底
14 耕うん等を推進する。

15 さらに、下水道、浄化槽、集落排水施設等の整備を通じ、陸上からの水質への負
16 荷の低減を図る取組を推進する。

17 また、海岸林の松くい虫被害の拡大を防止するため、防除対策の推進と地元住民
18 等による監視体制の整備や被害地の再生に努める。さらに、上流から海域に至る
19 森・川・海を通じた環境保全を推進するため、保安林の指定とその整備・保全に加
20 えて、広葉樹林化等を取り入れつつ漁場保全の森づくりを推進するとともに、漁業
21 者やNPO等による植林活動の促進等、広域的な枠組みにおいて海域の環境保全を
22 図る。

23 また、海岸部における公園等と海岸保全施設の一体的整備と緑地の整備等、地域
24 づくりの核となる事業を推進するとともに、海洋性レクリエーション・スポーツ空
25 間としての砂浜や磯場等の整備を進め、他のレクリエーション施設との連携も図
26 り、様々な方法で楽しめる親水空間を創出する。さらに、防波堤整備により生まれ
27 る静穏海域を活用した海洋性レクリエーション、環境学習、観光等の取組を促進す
28 る。

29 加えて、安全面、景観面で問題視されている放置艇対策として、施設整備等を推
30 進するとともに、沖合を航行する船舶の安全性の向上を図るため、GPS（人工衛
31 星による測位システム）波浪計によるネットワーク構築と観測データの提供につい
32 て検討を進める。

33 また、東北圏は長い海岸線を有し、海から数多くの恩恵を受けていることから、
34 海域の環境保全・再生・利用等を通じて、海に対する圏民意識の醸成を図る。

1 第2節 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現

2 東北圏は、地震・津波による被害、台風や集中豪雨等に起因する風水害、土砂災害
3 等による被害を数多く受けている。また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻
4 度増加や海面上昇、台風の強度増大等の可能性が指摘されている。

5 さらに、豪雪地帯が多い東北圏では、雪崩の発生による人的・物的被害、道路の通
6 行止め等による通勤通学や地域間交流の障害、雪下ろしや雪の片付け等、雪は、住民
7 の大きな不安材料や日常生活の負担となっている。特に、高齢者世帯では、積雪によ
8 り外出が困難となったり、家が倒壊するなど深刻な問題となっている。

9 住民の安全・安心の確保は、地域づくりの基本であり、こうした様々な自然災害に
10 対して、ハード・ソフト一体となった災害対策の取組を進めるとともに、広域的な防
11 災・危機管理体制の確立、迅速な災害復旧と再度災害の防止対策等、災害に対して粘
12 り強さを発揮することができるしなやかな圏域を構築し、安全・安心な圏域を形成す
13 る。

14 従来から東北圏の都市は、周辺町村に就業地や買い物等のサービスを提供し、農山
15 漁村は、都市への食料供給を担うなど、都市と農山漁村は社会的経済的に深い繋がり
16 がある。このため、東北圏が持続可能な地域として発展していくためには、集約化さ
17 れて暮らしやすい都市と魅力ある農山漁村が有機的に結ばれて共生するとともに、各
18 都市が格子状骨格道路ネットワークや新幹線等の広域交通ネットワークで結ばれ、都
19 市機能を相互補完、役割分担しあう必要がある。

20 東北圏の多くの都市では、人口増加と経済成長、モータリゼーションの進展により
21 低密度な都市構造が形成され、さらに公共公益施設の郊外移転による都市機能の拡散
22 や大規模集客施設の郊外立地等が進んだこと等により、中心市街地の活力の低下や交
23 通渋滞等様々な問題が生じている。既に拡散した都市構造となっている都市では、財
24 政負担の一層の増大等が懸念されており、既存ストックの活用や市街地の再開発等を
25 通じて各種都市機能の集積を図ることで、暮らしやすくにぎわいのある都市への転換
26 に向けた取組を進める必要がある。また、東北圏の自立的発展を牽引するため、既に
27 人口と産業の集積がある仙台・新潟市の両政令指定市においてはブロック内の中枢都
28 市として、これらの集積を活かした都市機能の充実、国際的機能の強化を図る。

29 一方、農山漁村では、産業構造の変化等の中で農林水産業が低迷するとともに、高
30 齢者が増加し、地域活力が低下してきている。このような中で、農林水産業を始めと
31 する地域産業の振興や地域資源を活かした取組を進めることにより、交流人口を拡大
32 しつつ、多様な主体の協働の下に地域の抱える様々な課題に対処していくことで、暮
33 らしやすく活力ある農山漁村を形成する。

34 中山間地、離島・半島等の地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域においては、

1 地域社会の存続が危ぶまれる集落の増加が懸念されている。こうした地域では、地域
2 資源を活かした活性化策を推進し、持続可能な地域運営を行うための仕組みを構築す
3 る。

4 東北圏では、医師不足が深刻な問題となっているほか、第3次救急医療機関への60
5 分到達圏から外れる地域も多い。住民が安心して暮らしていく上で必要な医療サー
6 ビスを確保するとともに、医療機関へのアクセス性の向上や高齢者等に対する福祉サー
7 ビス、子育て世代に対する支援等の充実を図る。さらに、高齢化、国際化の進展に備
8 えて住宅や各種施設のユニバーサルデザイン⁶⁸を推進し、住む人・訪れる人にぬくも
9 りとやすらぎを与えられる、人に優しい圏域を形成する。

10 これらのことから、災害や雪に強い圏域をつくとともに、人口減少・高齢化の進
11 行を見据えた圏域を形成する。

13 1. 災害に備えたしなやかな圏域の形成

14 大規模地震・津波、風水害、土砂災害、高潮災害、火山噴火災害等の自然災害に
15 対し、被害を防止または最小限に留めるための施設整備や管理を推進するととも
16 に、ハザードマップの整備・普及等のソフト対策も併せた総合的な災害対策の推進
17 に加えて、地域防災力の向上を図り、安全で安心できる圏域を形成する。

19 (1) 総合的な災害対策の推進

20 ハード対策として、治水・治山施設、海岸保全施設等の国土保全施設の整備、緊
21 急輸送道路の強化、格子状骨格道路ネットワーク整備、代替性（リダンダンシー）
22 のある道路交通網の整備、情報通信ネットワークの整備、広域防災拠点の整備・強
23 化、老朽化施設等の防災水準確保・施設の更新を推進する。

24 また、減災に資するソフト対策として、ハザードマップの整備・普及、緊急復旧
25 資機材等の備蓄、自然災害の観測体制強化、防災関連の研究、多様な手段による避
26 難情報発出体制の整備を促進する。

27 さらに、官民それぞれの立場から、甚大な災害による経済的・社会的被害の軽減
28 に向けて、BCP（業務継続計画や事業継続計画）の策定を進める。

29 加えて、地域防災力を強化するため、防災関係機関による広域的な防災・危機管
30 理体制の強化、防災意識の啓発、防災教育の普及、実践的な防災訓練の実施、NP
31 O等の協力による地域防災体制の充実、災害復旧に向けた広域的な体制整備を促進

⁶⁸ 年齢、性別、能力、言語等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう最初から考慮して、都市、生活環境、情報、サービス等をデザインする考え方。

1 し、あわせて、地域社会における過去の災害体験や地域特有の災害対応等を伝承し
2 ていくとともに、老人福祉施設等の要援護者施設への避難勧告等への迅速な情報提
3 供等、災害時における要援護者の避難対策を推進する。

4 5 (2) 大規模地震・津波対策の推進

6 大規模地震対策として、堤防等の防災施設、基幹的な交通施設やライフライン施
7 設の耐震化、無電柱化を推進するとともに、住宅・建築物の耐震化を促進する。津
8 波対策としては、被害を防止・軽減するため、防波堤、海岸堤防等海岸保全施設の
9 整備、河口部・低平地での高潮堤防による浸水対策や防潮林の整備・保全を推進す
10 る。さらに、避難者の収容、復旧活動の拠点となる防災公園等の整備、緊急輸送道
11 路ネットワークの整備、河川・運河を活用した緊急輸送のための整備、GPS（人
12 工衛星による測位システム）波浪計等を活用した津波観測網の整備、緊急地震速報
13 の伝達体制整備、津波ハザードマップの整備・普及を推進する。

14 15 (3) 風水害、土砂災害、高潮災害対策の推進

16 風水害に対する安全性確保のため、河川、ダム等治水施設の整備・管理を計画的
17 に推進する。また、河川の整備にあたっては、沿川の土地利用状況を踏まえ、連続
18 した堤防だけでなく輪中堤の整備や水門・排水機場の機能向上・活用等、多様な治
19 水対策や低平地における内水対策を推進するとともに、河川堤防の質的点検および
20 整備を推進する。さらに、都市内の内水等による浸水対策として、下水道整備によ
21 る雨水管渠やポンプ施設の整備並びに雨水貯留浸透施設の整備による流出抑制の
22 推進等、流域一体となった総合的な治水対策を推進する。

23 加えて、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害対策、河川や海岸における高
24 潮対策、道路災害対策、山地災害対策、沖合航行船舶の避泊水域確保のための整備
25 を推進するとともに、安全性の高い土地への誘導、災害情報等システム構築および
26 情報発信体制の強化、ハザードマップの整備・普及等を図るとともに、地球温暖化
27 に伴う災害リスクを視野に入れつつ、ハードとソフトが一体となった減災対策を推
28 進する。

29 30 (4) 火山噴火災害対策の推進

31 火山噴火災害対策として、火山噴火時に発生が想定される溶岩流、融雪型火山泥
32 流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、砂防施設の整備の推進に加え
33 て監視体制の強化、噴火警報等の伝達及びハザードマップや噴火警報等に対応した
34 避難体制の確立を図る。

1
2 (5) 予防保全的管理への転換

3 高度経済成長期に集中投資した社会資本の老朽化やストック量の増加により、今
4 後必要な維持管理費、更新費が急増するとともに、機能の急激な低下が懸念される。
5 このため、既存施設の適時・適切な維持管理、機能保全・向上、更新、長寿命化対
6 策等を実施することにより、従来の事後的管理から予防保全的管理への転換を推進
7 する。

8
9 (6) 原子力関連施設の安全性確保

10 新潟県中越沖地震により発生した柏崎刈羽原子力発電所の被災によって、原子力
11 発電所の事故や大規模自然災害の発生による被災等は、当該施設周辺だけでなく、
12 我が国の社会と経済に大きな影響を及ぼす可能性があることが再認識された。原子
13 力関連施設が多数立地する東北圏では、施設の安全性の確保に万全を期すことが重
14 要であり、施設の耐震安全性の確保、地震時の火災等への対応の体制整備等を确实
15 に実施するとともに、異常発生時の情報の報告・公表を適切に行うなど、原子力関
16 連施設の安全性を確保する。

17 また、原子力関連施設が立地する地域及びその周辺においては、事故や大規模自
18 然災害の発生による被災を見据えた対応について検討を進める。

19
20 2. 冬に強い地域づくりの推進

21 豪雪地帯が多い東北圏における冬期間の安全で快適な生活や地域間交流・連携を
22 支える雪対策を推進するとともに、高齢者世帯でも安心して暮らせるような取組を
23 推進する。また、雪氷熱エネルギーの利用や観光資源としての活用等、雪を活かす
24 取組を促進する。

25
26 (1) 冬期間の安全・安心な交通ネットワークの確保

27 冬期通行の確保のための施策や適切な道路除排雪等を推進する。また、地域防災
28 拠点としての道の駅の機能強化、迅速な道路管理と道路情報の収集・提供・発信の
29 高度化等、ハード・ソフト両面から交通事故対策を推進し、安全・安心な交通ネッ
30 トワークの形成を図る。

31
32 (2) 冬期間の安全で快適な暮らしの確保

33 冬期間の安全で快適な暮らしの確保のため、雪崩予防施設や除排雪機能を付加し
34 た河川等の整備、下水道管渠等を活用した消融雪施設の整備、公共空間等を利用し

1 た雪捨て場の確保を図る。特に地域社会から要請が強い消流雪用水の確保は重要で
2 ある。また、融雪期の土砂災害、積雪期の大規模地震災害等の災害対策を推進する。

3 さらに、歩道整備や歩道除雪、市街地等における子供・高齢者に優しい歩行空間
4 の整備推進や住宅支援、雪処理の機械化・雪氷対策等の新技術の研究開発を促進す
5 る。

6 また、雪処理については、地縁コミュニティー等による除排雪の支援、冬期間に
7 おける街なか居住施設や集合住宅の導入等、高齢者に対する生活支援の取組を促進
8 する。

9 10 (3) 雪の有効活用

11 樹氷等の美しい景観や自然環境を保全しつつ、雪を冬期間における東北圏の貴重
12 な観光資源ととらえ、国内外観光客の誘致のための情報発信とあわせて、スキー・
13 スノーボード等のウィンタースポーツ、かまくら・雪灯籠まつり等の伝統行事、地
14 吹雪・雪下ろし等の東北の冬の体験等、雪に親しむ機会を創出し、雪と共存・調和
15 した魅力ある地域づくりを推進する。

16 また、雪を活用した商品開発や雪氷熱エネルギーの利用等、資源としての雪の利
17 活用を促進する。

18 19 3. 都市と農山漁村の共生と交流を推進する持続可能な生活圏域の形成

20 都市と農山漁村の共生を図るため、それぞれが保有している都市機能や地域資源
21 を相互に補完、分担し合いながら都市や周辺の農山漁村部を含む地域内において情
22 報、人材、経済等が循環できる良好な生活圏域を構築する。また、交流推進のため
23 交通ネットワークの構築や交通サービスの向上を図る。

24 このように都市と農山漁村の共生と交流を推進することにより、持続可能な生活
25 圏域の形成を目指す。

26 27 (1) 都市機能の分担と広域連携

28 東北圏は、面積が広く、人口密度の低い中小規模の都市が多く存在し、都市間距
29 離も比較的長い地域構造となっている。一方、中小規模の都市は、周辺の農山漁村
30 に医療、福祉や教育等のサービスや身近な就業の場所を提供するなど、生活圏域の
31 中心として重要な役割を担っている。

32 しかし、今後、更に人口が減少していく中では、医療・福祉、教育等全ての機能
33 をそれぞれの都市が保有するといったフルセット型の公共公益施設整備やそれら
34 の施設の維持管理を行っていくことが困難となってきている。

1 今後、中小規模の都市や農山漁村が、将来にわたり快適な生活環境を確保してい
2 くためには、都市機能の集積を有する生活圏域の中心都市との連携を強化するとと
3 もに、中小規模都市間相互にそれぞれの都市機能を補完・分担することにより、効
4 率的・効果的なサービスの提供を図る必要がある。

6 (2) 広域連携を支えるネットワークの構築

7 都市間距離の長い東北圏において各都市が適切に機能を分担することが可能と
8 なるよう、地域の実情に応じた広域的な生活圏域の形成と都市機能のあり方を検
9 討・調整する仕組みづくりが重要であり、あわせて都市相互の連携を推進する上で
10 必要となる広域交通ネットワークとして、高規格幹線道路等の格子状骨格道路ネッ
11 トワークの整備、一般国道等の冬期通行不能区間の解消や、鉄道の高速度の推進と
12 ともに、地方鉄道の維持を図る。また、既存の高速道路を有効に活用しながら都市
13 相互の連携を向上させるため、料金割引やE T C（有料道路における自動料金収受
14 システム）専用のスマートインターチェンジの整備、救急医療体制を支援する救急
15 車退出路の整備等を推進する。さらに、都市と農山漁村の連携を支える交通ネット
16 ワークとして、土地利用との整合を図ったバイパスや環状道路の整備、交差点改良
17 等を行い、それぞれの道路が役割を分担しながら一体となって機能するような整備
18 を図るほか、それらを活用して地域の足となる公共交通の整備を図っていく。

20 (3) 既存ストックの有効活用による効率的なサービスの提供

21 人口減少や少子高齢化等により国や地方公共団体の財政が一層厳しくなる一方
22 で、既存の公共公益施設の維持管理費や更新費は今後ますます増加していく。この
23 ため、これまで既成市街地に整備された諸施設等既存ストックを有効に活用しなが
24 ら、長期的な視点に配慮した諸施設の再配置や複合化を進め、広域的な利用を推進
25 することによって、都市と農山漁村の双方の住民が恩恵を受けることができるよう
26 効率的なサービスの提供を図る。

28 (4) だれもが移動しやすい交通サービスの確保

29 都市相互、都市と農山漁村の交流・連携を支える交通サービスとして、公共交通
30 ネットワークの確保を図る。既存の鉄道やバスについては、運行時間・経路の見直
31 しや交通情報ネットワークの構築による運行情報の提供等、利用者の利便性を向上
32 させる。

1 (5) 都市と農山漁村の共生と交流による地域経済の活性化

2 かつては農山漁村が近郊の都市に食料を供給し、近郊の都市が農山漁村に飼肥料
3 や農機具等生産に必要なものを供給するという有機的なつながりがあったが、現
4 在、このつながりが弱くなっている。

5 こうした中で、これまで行われてきた朝市、道の駅等での交流・連携等、都市の
6 住民と農山漁村の住民との有機的な交流によるコミュニティ活動を充実させ、地域
7 における経済循環を促進する。

8 また、農林漁業体験等の機会を提供する取組等の食育活動を通じて、食料生産・
9 供給、適正な食生活の啓発を推進する。

10 さらに、食の安全と信頼が確保された農林水産物や地場産業から生まれた地域ブ
11 ランド品、都市型産業と農林漁業との有機的な結合による新たな産業・商品の創出
12 を通じて、地産地消による域内消費の拡大を図るとともに、広域的な交流・連携を
13 促進し、国内外への優良農林水産物の情報発信を行い、地域経済の活性化を図る。

14
15 4. 地域の持続的な発展の核となる活力ある都市の形成

16 東北圏の各地域が今後とも持続的に発展していくため、東北圏の地域特性を踏ま
17 えたコンパクトで活力ある都市を形成する。

18
19 (1) 東北発コンパクトシティの推進

20 東北圏の多くの都市において、今後は、1つの都市で都市機能を充足させること
21 は困難であり、都市間の機能の補完・分担を図りつつ、それを前提としたコンパク
22 トな都市を形成することが必要である。また、東北圏には、市街地の周囲を農地に
23 囲まれた都市が多く、都市の形成にあたっては農山漁村との有機的な連携の視点が
24 必要不可欠である。

25 このように都市間における機能の補完・分担を前提とし、また農山漁村との連携
26 の視点を重視しながら各都市がコンパクトで活力ある都市を形成する東北圏の都
27 市づくりを「東北発コンパクトシティ」として推進していく。

28
29 (2) 市街地拡大の見直しと都市内拠点への機能集積の強化

30 東北圏では、これまで人口増加やモータリゼーションの進展により市街地が拡大
31 してきたが、近年は市街化圧力による拡大ではなく市街地に接する農地等におい
32 て、無秩序な土地利用も見受けられる。今後、東北圏においては、都市と農山漁村
33 の土地利用の整合を図りつつ、無秩序な市街地の拡大を抑制した都市の形成を図
34 る。また、人口減少に対応し、例えば東北圏の人口 10 万人以上の都市の大半が、

1 総合計画等において機能集約型の都市への転換を目指すこととしている。このよう
2 に機能集約型を目指す都市においては、今後、中心市街地、旧役場周辺、鉄道駅・
3 バスターミナルといった交通結節点等の拠点への都市機能の集積、街なか居住の推
4 進等を図るとともに、土地利用の整序・集約化及び総合的・戦略的な交通施策を推
5 進する。

7 (3) 中心市街地の活性化と歩いて暮らせるまちづくり

8 東北圏の多くの都市において、中心市街地の活力の低下が続いている。また、今
9 後の人口減少・少子高齢化の進展をふまえ、都市の拠点としての中心市街地の活性
10 化は喫緊の課題である。このため、歴史・文化等の地域特性や創意工夫を活かしつ
11 つ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の整備改善、商業及び商
12 業基盤施設の高度化等による商店街の再生、街なか居住の促進等を図る。あわせて、
13 公共交通機関の利便性の向上や歩行空間の整備等を行うことで、徒歩や自転車、公
14 共交通機関の利用等、過度に自動車によることなく医療、福祉、教育等生活に不可
15 欠なサービスを楽しむことができる、歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

16 また、中心市街地の活性化にあたっては、多様な主体の参画を得て協働で取り組
17 むことが重要であり、行政と住民等が参加した協議会等による取組やまちづくりを
18 担う人材の育成等を促進する。

20 (4) 都市における安全・安心の確保

21 大規模地震への対応を図るため、密集市街地における避難道路等の整備や防災公
22 園の整備、公民館・学校の体育館等地震時に避難所として利用される建物や上下水
23 道等のライフライン等の耐震化、緊急輸送を確保するための道路等の耐震化や河
24 川・運河の整備を推進するとともに、斜面崩壊対策、津波対策を推進する。また、
25 近年、頻発する都市水害への対応を図るため、浸水被害を受けた都市における河
26 川・下水道の雨水対策や道路等の公共施設、宅地等における雨水の貯留浸透等の取
27 組を推進するとともにがけ崩れ対策を推進する。この際、ハザードマップの整備・
28 普及等ハード、ソフト一体となった取組を推進する。

29 さらに、冬期でも安全な都市活動を実現するため、除排雪機能を付加した下水道
30 の整備、消流雪用水の確保、融雪機能等を有する道路の整備等を推進する。加えて、
31 安全な交通環境を実現するため、交差点改良や歩道・自転車道の整備、連続立体交
32 差事業等による踏切対策を推進する。また、バリアフリーの推進、公園等の遊具の
33 安全確保を図る。さらに、道路・公園について、夜間照明やなるべく死角をつくら
34 ない配置等、防犯へ十分配慮する。

1
2 (5) 豊かな住生活の実現

3 東北圏の住宅は、全国に比較して面積が広く、持ち家・一戸建て・同居世帯が多
4 いといった特徴がある一方、水洗化の割合が低く、公園、福祉施設等、身近な生活
5 関係施設の整備水準も低いなどの課題がある。高齢者の増加もふまえ、住宅のバリ
6 アフリー化や克雪住宅の普及等を図るとともに、住宅の耐震化、高断熱化、省エネ
7 化、長寿命化等の取組を推進する。

8 また、高齢者・障害者・子育て世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の
9 安定を図るため、公的賃貸住宅の整備や民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セー
10 フティーネットを構築するとともに、公営住宅と福祉施設の併設等、高齢者・子育
11 て世帯等の多様なニーズにあった住宅の供給を促進する。さらに、身近な公園や緑
12 地、水辺の整備、住宅の水洗化を進めるための下水道の整備等、良好な居住環境を
13 形成するための住宅市街地の整備を推進する。

14
15 (6) 良好なまちなみ景観の形成

16 東北圏の都市は、江戸時代の城下町や蔵の町、大正浪漫のまちなみ、近代的で整
17 備されたまちなみ、あるいは、まちなかから眺める山河等の自然景観等、歴史・伝
18 統に培われた魅力的な景観を有している。都市の魅力の向上を図るため、景観法に
19 もとづく規制・誘導手法等を用いたまちなみの保全・整序、特徴的な自然景観、建
20 物等への眺望の確保等を図るほか、城跡の整備、歴史的な建造物や庭園、伝統的な
21 まちなみの保全・復元、道路の無電柱化、良好な水辺・海辺空間の形成を図るなど、
22 地域住民・企業との協働によりそれぞれの都市の特徴を活かした景観の形成を推進
23 する。

24
25 (7) 環境問題に対応した都市の形成

26 我が国では都市に起因する活動が二酸化炭素排出量の大きな割合を占めるなど、
27 都市が環境に大きな影響を与えている。東北圏の都市においても、今後は、環境問
28 題に対応した都市を形成する必要がある。低炭素型の都市の形成のため、官庁施設
29 や民間施設の建築物の省エネ化を図るとともに、道路整備による渋滞対策の実施、
30 物流の効率化等のTDM（交通需要マネジメント）施策の実施等により沿道環境の
31 保全対策等を推進する。

32 また、都市内の緑化を促進するとともに、下水汚泥の燃料化等のバイオマスの利
33 活用や下水熱を活用した地域冷暖房等、新エネルギー等活用の取組を促進する。ま
34 た、ヒートアイランド現象抑制のための水と緑のネットワークの整備、廃棄物の不

1 法投棄対策、都市の水環境改善のための河川等の浚渫、環境用水の導入、下水道整
2 備等を推進する。

3 4 (8) 特色を活かした文化・芸術機能の強化、まちづくりの推進

5 東北圏の都市は、東北三大夏祭り等地域の伝統的な文化・芸術を大切に育み、継
6 承してきた。また、仙台市の定禅寺ストリートジャズフェスティバル等、住民等が
7 中心となって新たな文化的活動が次々と生まれることも都市の魅力であり、都市の
8 活力や個性を生み出している。今後も、これらの活動や新たな取組の支援、他のイ
9 ベントとの連動による相乗効果の創出等、文化・芸術機能の強化を促進する。

10 さらに、宮沢賢治をテーマにした花巻市のまちづくり等、郷土の文人、芸術家、
11 あるいは地域の資源等に着眼したまちづくりを実施している都市もあり、地域の特
12 色を活かすこれらの取組を促進する。

13 14 (9) 東北圏を牽引する国際的な中枢都市の形成

15 東北圏の自立的発展を牽引するため、政令指定都市である仙台市、新潟市におい
16 て、既存の集積を活かした高次都市機能の充実と創造的人材の集積等の好循環を維
17 持していく必要がある。このため、駅周辺の再開発事業や区画整理事業等、都市の
18 再生を推進する。この際、都市計画の特例制度の活用や金融支援等の誘導施策等、
19 民間の活力による都市機能の再生、高度化を積極的に推進する。

20 また、軌道系交通機関の整備や都市の放射・環状道路および中枢都市と周辺の都
21 市間を結ぶ格子状骨格道路ネットワークの形成、連続立体交差事業等による踏切対
22 策、交通基盤の充実を推進する。さらに、グローバル・ゲートウェイ機能の強化、
23 産学連携による国際競争力のある産業の形成、コンベンション施設⁶⁹等国際交流基
24 盤の充実等、中枢都市としての機能強化を推進する。

25 加えて、人材、情報等企業の国際ビジネス等の総合的な支援体制の整備や、国際
26 的な学術会議、政府間会議等の開催・誘致、さらに、ビジネス、文化、スポーツ、
27 観光等においても東北圏の中核としての機能強化を図る取組を推進する。

28 29 5. 暮らしやすい農山漁村の形成

30 ゆとりや安らぎのライフスタイルをおくれる環境や有形・無形の伝統文化、地域
31 コミュニティにおける人々の絆等の東北圏の農山漁村が持つ魅力を活かし、交流人
32 口の拡大を図るとともに、各種生産活動や良好な生活環境づくりを支える社会基盤

69 国際会議等、大規模な会議や見本市を開催できる設備を備えた施設をいう。

1 の整備、多様な地域のネットワークを構築し、活力に満ちた暮らしやすい農山漁村
2 を形成する。また、離島・半島や中山間地等の条件不利地域においては、自然的・
3 社会的諸条件に応じた対応を推進する。

4 (1) 生産活動及び生活環境に資する社会基盤・情報通信基盤整備の推進

5 農山漁村における生産活動、生活環境の基礎となる、農地や下水道、集落排水施
6 設、道路等の生産・生活基盤整備を推進するとともに、各種社会基盤の防災・減災
7 対策を推進する。また、地域交通の維持・充実を図り、周辺都市との相互の連携を
8 深めていく。さらに、地域間の情報通信格差を解消し、ユビキタスネット社会の構
9 築を推進することにより、情報通信技術を活用した在宅健康管理システム、遠隔授
10 業、生涯学習、各種行政サービスの提供や行政相談等の実現を図り、暮らしやすい
11 農山漁村を形成していく。

12 (2) 東北圏の農山漁村が持つ魅力を活かした交流人口の拡大

13 農山漁村のゆとりある居住環境、豊かな自然、美しい景観、伝統文化等を都市住
14 民も含めた圏域全体で享受できるよう、森林セラピー⁷⁰やタラソセラピー⁷¹のため
15 の各種施設やプログラムの整備、マタギや漁師等による現地案内や体験学習、農林
16 水産物の直売等を取り入れることで、東北ブランドが前面に現れるグリーン・ツー
17 リズムを確立し交流人口を拡大する。青森県南部町では、バーチャルビレッジ「達
18 者村」を開村し、特色ある地域資源を活かして、都市部からの来訪者と地域住民と
19 の交流を深め、将来的な長期滞在・定住へとつなげていくための町をあげた取組が
20 行われている。また、宮城県丸森町では、宿泊施設を備えた滞在型市民農園を整備
21 し、自然に親しむ都市住民を受入れ、有機農業を体験しながら、地域住民との継続
22 的な交流を行い好評を得ている。東北圏においては、ライフスタイルの多様化や団
23 塊世代の大量退職を見据え、グリーン・ツーリズムの展開や遊休農地等を活用した
24 滞在型市民農園の整備を促進すること等を通じ、交流人口を拡大し、農山漁村の活
25 性化を図るとともに、東北圏の農山漁村が持つ魅力を十分に理解してもらうことに
26 よって、定住や二地域居住に結びつけていく。さらに、子ども達による食や自然、
27 農山漁村についての理解を深めるために、農地や森林、農家民宿や廃校等を教育資
28 源として効果的に活用し、多様な体験活動を促進する。

29 こうした交流人口拡大のためには、効果的なプロモーションが必要であり、総合
30

70 経験的に認識されてきた森林浴による心身への癒し効果を、科学的なデータに基づき客観的に評価し、健康増進やリハビリテー
ションに活用していこうとするもの。

71 海洋気候の環境の下で、海水、海藻、海泥等を用いて行う海洋療法。

1 的なプラットフォームを整備し、ワンストップサービス⁷²情報通信技術を活用した
2 効果的な情報発信を推進する。また、二地域居住者やU J I⁷³ターン者のための居
3 住環境の整備や就職斡旋の実施、円滑に地域コミュニティへ溶け込むための行政と
4 地域の協働による受入体制の充実を図る。

6 (3) 多様な地域ネットワークの構築

7 農山漁村では、今日でも地縁型のコミュニティが根強く残っているものの、高齢
8 化や若年層の都市部への流出とそれに伴う高齢単身世帯の増加等により、人と人と
9 が触れあう機会が減少し、地域の抱える様々な課題に対し、地域が結集して対処す
10 るような動きができていく状況が増加しつつある。

11 このような状況を転換するため、持続可能なコミュニティの再構築やコミュニテ
12 ィを結束させる潤滑油としての「地域の担い手となる者のネットワーク」の構築を
13 目指す。具体的には、旧来の自治会等の組織に加え、NPOや企業等の多様な主体
14 による協働の取組を推進する。

16 (4) 条件不利地域への支援

17 (離島・半島等)

18 東北圏は、宮城県の大島、牡鹿諸島、浦戸諸島、山形県の飛島、新潟県の粟島、
19 佐渡島の離島地域と津軽、下北、男鹿等の半島地域を有する。これら離島・半島地
20 域は、その地理的特性から、経済的・社会的に不利な条件に置かれている。加えて、
21 地域産業の低迷や人口減少、高齢化の進行等、離島・半島地域を取り巻く状況は、
22 非常に厳しいものとなっている。さらに、災害時には、交通や情報の途絶も懸念さ
23 れる。

24 一方で、これらの地域は、天然記念物トキの生息地域である佐渡島に代表される
25 ように、生態系の維持、自然環境の保全、国土の保全等の上で重要な役割を果たし
26 ているほか、地域特有の個性や魅力、伝統文化を有し、観光資源ともなっている。
27 特に離島地域は、排他的経済水域を含む国土の保全・管理上の重要な拠点でもある。

28 このため、都市との交流や連携、グリーン・ツーリズム等をきっかけとした地域
29 の活性化、航路の維持等、地域の維持・再生に向けた取組を推進する。さらに、生
30 態系の維持に配慮した農林水産業の生産基盤、集落排水施設等の生活基盤、道路、
31 港湾等の交通・情報通信基盤、国土保全施設、医療・福祉・教育体制等の整備及び

72 一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

73 きがいや生活のゆとりを求め、大都市から地方へ移り住むこと。

1 維持、並びに観光・産業の振興、安定的雇用の確保、自然環境の保全等、それぞれ
2 の地域特性に応じた対応を推進し、自立的、持続的な地域社会を構築していく。
3 (存続が危ぶまれる集落)

4 中山間地域等を中心として、極端な人口減少と少子高齢化に伴い、存続が危ぶま
5 れる集落が出現している。このような地域は、自然環境の保全や国土の保全等の上
6 で重要な役割を果たしていることから、地域資源を活用した交流人口の拡大による
7 活性化を推進するとともに、集落の立地条件や歴史的背景、抱えている課題等の実
8 情に応じて、行政が住民の不安や要望等を継続的に把握し、ケアできるような体制
9 を促進するなど、地域住民に密着したサービスや情報提供の充実に努めた上で、必
10 要に応じて、地域の合意の下に公共施設や社会的諸サービスの集約化・複合化を検
11 討する。また、水路の維持や冠婚葬祭等を近隣の複数集落で共同して担うなどの集
12 落機能の再編・統合等も検討し、地域の創意工夫で持続可能な地域運営を行うため
13 の仕組みを構築していく。

14 東北圏における中山間地域は、積雪寒冷地域が多く、冬期間の除排雪は勿論のこと
15 と通院・通学、日常の購買にも支障が多いことから、住民のコンセンサスを前提に
16 春から秋にかけては地元で暮らし、冬期間は近隣の中核都市等で暮らす「夏山冬里」
17 型の居住の普及を図る。このため、冬期受入のための公営住宅等の居住環境整備を
18 推進する。

19 また、防災面等の理由から集落の移転が必要な場合や、集落住民の自主的な判断
20 で移転を選択する場合には、移転先での住民生活の円滑な再建への支援と移転跡地
21 の国土の保全を推進する。

22 23 6. 人に優しい圏域づくり

24 暮らしを支える医療や福祉等のサービスを充実するとともに、ユニバーサルデザ
25 インの考え方に基づいた地域づくりを推進し、人に優しい圏域を形成する。

26 27 (1) 医療サービスの充実と救急対応の向上 28 (医師確保対策の推進)

29 東北圏では、深刻な医師不足や医師の偏在により、適切な医療を受けることが困
30 難な状況が生じている。特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して
31 産み育てる上で大きな課題となっている。

32 このため、国、大学、県が連携し、東北圏における必要な医師数の確保や医学生
33 の養成に努めるとともに、医師の地域医療機関への定着に向けた取組を推進する。

34 また、医師が不足する地域に対する医師の派遣や医師の確保対策、医師の再雇用、

1 女性医師に対する業務負担の軽減や復帰支援等を推進する。

2 (地域医療の再編による医療提供体制の構築)

3 地域で医師が不足している状況下においては、医療サービスの水準を確保すること
4 が喫緊の課題であり、国、地方公共団体、大学及び医療機関において、今後の地
5 域医療の再編を早急に検討していく必要がある。

6 特に、地域の拠点病院とその周辺の病院や診療所の適切な配置と連携の強化及び
7 周辺の病院間の機能分担を前提とした地域医療体制の構築を地域住民の理解を得
8 ながら推進するとともに、通院に必要な地域の交通手段を確保する。

9 医師不足が顕著な小児科、産婦人科及び精神科については、拠点病院の強化や開
10 業医の救急外来への参加、助産師の活用等を図る。

11 へき地・離島医療支援については、大学病院等が画像診断を行う遠隔医療を推進
12 するとともに、救急搬送体制を整備する。

13 (広域的な救急医療ネットワークの構築)

14 東北圏は、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多く、救急対応
15 の向上には、地域の医療機関による連携とアクセス整備を行う必要がある。

16 このため、情報通信技術を活用した広域災害救急医療情報等ネットワークや格子
17 状骨格道路ネットワークの整備等を推進する。

18 また、消防防災ヘリコプター等を活用した救急医療体制の構築や救急搬送システ
19 ムの整備の推進、ヘリポートから救急医療機関へのアクセス道路の整備を図る。

20 (医療に係る啓発の推進)

21 深刻な医師不足の状況の中、医師の過重労働が大きな課題となっていることか
22 ら、時間外受診を減少させるために、地域住民に対し、医療関係の電話相談事業や
23 救急対応のガイドブックの配布等を通じて、病気や怪我の適切な対処方法の普及に
24 努めるとともに、病院へのかかり方や予防医療についての情報を提供し、住民への
25 啓発を推進する。

26
27 (2) 少子高齢化等に対応した福祉サービスの充実

28 (地域の足の確保等の推進)

29 高齢者、要介護者、障害者及び通学児童等の交通弱者の通院、通学及び買い物等
30 の生活を支える地域の足として、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバス
31 ⁷⁴、乗合タクシー⁷⁵、福祉タクシー⁷⁶及びスクールバス等を、地域住民、NPO、バ

74 地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型バス。

75 乗車定員10人以下の車両により乗り合いで旅客を運送するタクシー。

76 車いすや寝台(ストレッチャー)のまま乗降できるリフト等を備えた専用のタクシー。

1 ス・タクシー事業者及び市町村等、地域関係者の参画を通じて確保する。

2 子供や高齢者等が安全に安心して外出できるように、通学路等において、歩道整
3 備・交通事故対策等道路環境整備を推進する。

4 (要介護者や高齢者の生活支援サービス等の推進)

5 要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるために、在宅における介護サービ
6 スの質と量を確保するとともに、NPO等の介護支援等在宅介護体制の充実を図
7 る。また、老人福祉施設の適切な配置と施設間の連携を推進する。

8 ひとり暮らしの高齢者等が、安心して暮らせるように、高齢者向け住宅の整備を
9 図るとともに、情報通信技術の活用による生活支援を推進する。また、生活援助員
10 による日常の生活相談、安否確認、緊急時における連絡等生活支援サービスの活用
11 を推進するとともに、地域住民、町内会、商店会及びNPO等、地域の多様な主体
12 の協働による見守り等の取組を推進する。

13 (子育て家庭への支援)

14 地域の子育て家庭を支援するために、保育所等を活用した地域子育て支援センタ
15 ーやつどいの広場等の子育て支援の拠点整備及び機能の充実を図る。また、これら
16 の取組と合わせて、職場環境の改善、整備や育児等でいったん離職した者への再就
17 職、再就業支援の取組を推進する。

19 (3) ユニバーサルデザインの推進

20 公共交通機関、住宅・建築物、歩行空間及び公園等の様々な人が利用する施設に
21 ついて、地域住民やNPO等の多様な主体の参加の下で、どこでも、だれでも、自
22 自由に、使いやすくというユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備を推進す
23 る。

24 外国人住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、医療、保健、
25 福祉、教育、地域の防災等の情報について、言語や習慣等の違いに配慮した多言語
26 表記や広報誌等により積極的な提供に努める。

28 第3節 地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現

29 東北圏における農林水産業は、広い圏土や豊かな自然資源に支えられた重要な産業
30 であるが、他産業と比して従事者の高齢化が進行し、深刻な担い手不足に陥っている。

31 東北圏における農林水産業の衰退は、我が国の安定的な食料供給に多大な影響を及
32 ぼすことが懸念されるため、東北圏の総合力で支える持続可能な農林水産業を創り上
33 げる。

34 また、ものづくり産業においては、電子部品・デバイス、情報通信機器等が東北圏

1 の経済を牽引しており、一定の産業集積も見られる。

2 このため、このような産業集積や地域間・産学官等のネットワークの構築等の促進
3 により、産業クラスター⁷⁷を形成するとともに、企業誘致の推進や地域産業の振興を
4 図ることにより、経済の活性化に結び付ける必要がある。

5 近年、自動車関連産業の集積にも進展があり、産業クラスター形成に向けた展開の
6 動きが見られることから、新規参入促進等による自動車関連産業の戦略的な集積を図
7 っていく。

8 一方、産業界においては、廃棄物処理やリサイクル問題等の様々な環境制約に直面
9 し、さらには、中国を始めとする途上国の経済成長等を背景として資源制約も課題と
10 なっている。このため、持続的な経済発展を達成するには、環境制約・資源制約を克
11 服するとともに、環境制約・資源制約を産業の新たな成長要因として活用し、環境産
12 業の振興を図る必要がある。

13 東北圏では、これまでに蓄積された鉱山・製錬所等における優れた技術を活用した
14 非鉄金属リサイクルの取組も行われてきていることから、これらの地域資源を活かし
15 て、世界の資源環境制約の克服に資する環境産業の積極的な振興を図る。

16 また東北圏は、これまでも我が国の産業基盤を支えるエネルギーの安定供給上重
17 要な地域となっており、今後ともエネルギーの安定供給を図るとともに、技術開発を
18 推進する。

19 最近の東アジアの発展に伴う国際観光需要の増大、団塊世代の観光需要の増大、国
20 民のライフスタイルの変化等を背景に、観光が主要産業として成長が期待され、需要
21 や雇用の創出効果等の経済効果も極めて大きいものがある。

22 内外の人々を魅了する東北圏の豊かな自然や食文化、特徴ある祭り、雪文化等を活
23 かし、広域的な連携によって東北圏の成長産業としての観光振興に取り組み、国内外
24 から多くの人々が訪れる魅力ある『いいな東北』観光交流圏を創り上げる。

25 これらにより、「東北につぼん自立経済圏」を実現する。

26 27 1. 国際競争力を持つ産業群の形成

28 産学官の交流連携を通じ国際競争力を持つ産業群の形成を図るため、地域特性を
29 活かした戦略的な産業集積の促進及び地域資源を活用した産業振興等を推進する。

30 31 (1) 東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興

32 産業の活性化を目指し様々な産業プロジェクトや研究開発が行われてきており、

77 地域的に存在する特定産業の集積。

1 東北圏の企業、大学等の研究機関等と密接に連携した取組が展開されている。

2 特に、今後更なる市場の成長が期待される半導体等関連産業分野、自動車関連産
3 業分野、医療・福祉機器関連産業分野、MEMS⁷⁸技術分野、光産業分野、情報通
4 信技術分野、非鉄金属リサイクル分野において、地域間・産学官等のネットワーク
5 の深化・拡大やイノベーションの促進等により産業クラスターの形成を図る。さら
6 に、ナノテクノロジー⁷⁹やバイオテクノロジー等の産業分野においても新産業の創
7 出を図る。

8 また、産業での競争力強化を支える基盤技術の高度化を図るため、ものづくり中
9 小企業と高度部材・基盤産業の振興を促進する。

10 さらに、産業の国際競争力を強化するため、東北圏の産業クラスターと海外クラ
11 スターとの機能補完・連携によるビジネス機会の拡大等により国際展開を図るとと
12 もに、東アジアとの共生・連携を意識した地域の国際化に向けた支援・環境整備等
13 に取り組む。

14 産業集積の形成にあたっては、地域の特性・強みを活かしつつ、立地環境の整備
15 を図り、戦略的な企業立地を図るとともに、地域の雇用機会の創出、求職者への能
16 力開発の取組等を推進する。

17 むつ小川原開発地区については、新たな研究開発機能や知的財産の集積、教育機
18 関の集積に結びつけるとともに、成長産業等の立地展開を推進する。

20 (2) 自動車産業クラスターの形成

21 自動車関連産業は、物流やサービス業等他産業を含む裾野の広い産業であり、そ
22 の産業規模からも日本の製造業を牽引する産業である。また、自動車の高機能化・
23 電子化の進展に伴い、東北圏においては、これまで培われてきた優れた基盤技術産
24 業、電気機械産業の集積をベースとして、その役割を担うことが一層期待されると
25 ともに、地域を挙げて取組が活発化している組み込みソフトウェア分野に関して
26 も、参入の可能性が高いなど、自動車関連産業の振興は、地域全体に広く波及し、
27 地域経済産業活性化の効果が大きいものといえる。

28 自動車産業クラスターの形成を戦略的に展開していくため、地域の企業・大学・
29 行政機関等がそれぞれの役割分担の下、連携して取り組んでいく必要がある。

30 また、今後の高齢化の進行に伴って、需要の増加が見込まれる、安全で安心して
31 運転できる自動車機能の研究・技術開発を、産学官の連携の下、東北圏が担うこと

78 一般に半導体微細加工技術を駆使して機械部品と電子回路を集積したミクロンレベルの構造を持つ微小電気機械システム。

79 新しい特性や優れた性能を実現するために、直径が1ナノメートル以下(10億分の1メートルが1ナノメートル)の原子や原子が組み合わさってできる分子を操作・制御し、微細構造を評価・作成する技術。

1 を目指す。

2 さらに、自動車関連産業を支える鋳造・鍛造・切削加工・表面処理等の基盤技術
3 を有している地場企業の振興、長期的視野に立った技術系・技能系人材の育成等を
4 促進する。

5 加えて、自動車関連産業の形成を側面から支える道路・鉄道・港湾等の社会基盤
6 の整備による物流機能の強化並びに医療・地域交通等の居住環境の整備や人材確保
7 のための教育環境の整備を図っていく。

8 9 (3) 環境産業の振興

10 製造業にとって重要な資源を確保するための手段としてリサイクルの重要性が
11 高まっており、環境産業は経済の持続的成長のためにもその成長が期待されている
12 分野である。また、環境産業は、資源制約や地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル
13 問題等の環境制約の課題を解決する取組の一つとしての重要性も高まってきてい
14 る。

15 特に東北圏では、石炭灰等を再活用したセメント工場や製錬工場等のリサイクル
16 産業が多く立地しており、これまで蓄積された鉱山技術やそれを活かした製錬所と
17 リサイクル事業との融合による継続的な取組が行われてきている。さらに、自動車
18 製品や半導体製品の部品等に使用されている非鉄金属のリサイクル拠点も多く、環
19 境産業への大きなポテンシャルを有している。

20 このため、圏域内のリサイクルポートやエコタウン施設の活用により、リサイク
21 ル産業の新規立地を促進するとともに、大学・研究機関と圏域内の関連産業との連
22 携により研究開発機能を強化し、リサイクル原料等の高度利用技術や高品質化技術
23 等の開発を支援することにより、非鉄金属のリサイクルとそれを材料とする各種の
24 部品製造との好循環を目指す。

25 26 (4) 地域産業の支援

27 地域経済の中核を担う地域中小企業が地域資源を活用し、その潜在的な能力を高
28 めることができるよう、地域中小企業の事業環境の向上のための技術の高度化支援
29 による新事業の創出、異分野間の連携支援、販路開拓の支援、資金調達の円滑化等
30 を図る。

31 また、地域中小・ベンチャー企業⁸⁰の独創的な技術や創造的なサービスの供給を
32 活かし、新事業への展開が可能となるような総合的な支援を図る。

80 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創制的・革新的な経営を展開する研究開発集約的な中小企業。

1 さらに、厳しい経営環境下にある建設業については、経営基盤の強化に向けた経
2 営改革の取組を促進し、技術と経営に優れた企業が成長できる環境整備を図ってい
3 く。

4 (5) 産学官連携の推進

5 地域におけるイノベーションが連続的に起こる仕組みのためには、産学官連携の
6 推進が重要である。東北圏では、昭和 62 年に始まった「東北インテリジェント・
7 コスモス構想」⁸¹の展開等、全国的にも先駆的な産学官連携の取組が行われてきて
8 いることから、新産業・新技術・市場創出のための地域における様々なクラスター
9 形成の基盤としての産学官の連携をより一層推進するとともに、研究開発・人材育
10 成等についても取り組む。

11 (6) 産業を支える社会基盤整備

12 物流機能の高度化・効率化による産業の国際競争力の強化及び産業の集積を図る
13 ために必要な港湾・鉄道等の物流基盤整備を推進するとともにその利用を促進す
14 る。さらに、圏域内の産業集積地間及び産業集積地と主要な都市、港湾・空港を有
15 機的に結ぶ格子状骨格道路ネットワークやバイパス・環状道路等並びに高速道路利
16 用の促進のためのスマートインターチェンジ等の整備を推進する。

17 また、圏域外の消費地とを結ぶとともに産業の製品輸出による海外展開を支援す
18 るための、物流拠点整備を促進する。

19 2. 地球に優しいエネルギーの安定供給と世界を先導するエネルギー技術開発の推 20 進

21 地球に優しいエネルギーの安定供給を確保するため、新エネルギー等の導入や天
22 然ガス等の利用を促進する。また、圏民への安全・安心の確立と情報公開を行いな
23 がら、原子力発電を基幹電源として位置づけつつ、将来にわたるエネルギー源の安
24 定確保を図るとともに、エネルギー分野における研究開発等を促進する。

25 (1) エネルギーの安定供給

26 東北圏では、東通、女川、福島第一、福島第二、柏崎刈羽の 5 か所、合計 21 基
27 の原子力発電所が立地している。出力では、全国の原子力発電所の約 42%⁸²を占め、
28

81 産学官連携・地方の広域連携の先駆けとして、昭和 62 年に東北の産学官が一体となって提唱した地域開発のための戦略的構想。

82 経済産業省「原子力 2008」

1 多くを首都圏にも供給するなど、我が国のエネルギー供給において重要な役割を担
2 っている。

3 原子力発電については、供給安定性に優れ、発電過程で二酸化炭素を排出するこ
4 とがなく地球温暖化対策に資するという特性を持つことから、原子力施設の安全の
5 確保を大前提として、積極的な情報公開に努め、立地地域を始めとする圏民との相
6 互理解に基づいた共生を図る。

7 東北圏では、秋田県・山形県・福島県・新潟県において天然ガスが生産されてお
8 り、新潟県内パイプライン、東京－新潟パイプライン、秋田パイプライン、仙台－
9 新潟パイプラインが整備されている。産出される天然ガスを有効活用する観点から
10 も、国内のガス供給インフラの整備を促進するとともに、賦存する海底資源の利用
11 を促進する。加えて、発電を支える海外からの原材料等のバルク貨物やLNG⁸³の
12 輸入基地となる港湾の整備を推進する。

14 (2) エネルギー技術開発の推進

15 世界のエネルギー需要は、発展途上国の人口急増と経済成長によって、大幅な増
16 加が懸念される所であり、長期的にはエネルギー源の一翼を担う新エネルギー
17 等の開発と普及が極めて重要である。新エネルギー等は、エネルギー自給率の向上
18 や地球温暖化対策に寄与する貴重なエネルギーであるが、一方で出力の不安定性や
19 高コスト等の課題を抱えている。

20 このため、コスト低減や性能向上等のための技術開発等について、産学官等が協
21 力して戦略的に取り組む。

22 また、新たな海底海洋資源として、海洋バイオマスを効率的に利活用する技術開
23 発や、海洋深層水、メタンハイドレート⁸⁴の開発利用に向けた研究を進める。さら
24 に、現在進みつつある自動車関連産業の集積による技術開発を活かし、燃費効率の
25 高いハイブリッド車や有害ガスを出さない燃料電池車等の開発を東北圏が担える
26 よう、産学官等が連携する研究開発基盤の整備を促進する。

27 また、省エネルギー対策は、エネルギー安定供給確保と地球温暖化防止の両面に
28 資するものであり、加えて省エネルギーに資する機器の開発や関連の投資、新規産
29 業の創出の喚起を通じた経済活性化の効果をもたらすため、環境と経済の両立の実
30 現に資することが期待される。このため、産学官等連携の下に、省エネルギー技術
31 開発を積極的に推進していく。青森県のむつ小川原開発地区は、原子燃料サイクル

83 液化天然ガス。

84 低温高圧の条件下で、水分子の結晶構造の中にメタン分子が取り込まれた氷状の固体物質。

1 施設や国家石油備蓄基地等が立地するなど、我が国のエネルギー政策及び原子力政
2 策上重要な地域となっている。さらに、核融合⁸⁵エネルギーの早期実現に向けた国
3 際核融合エネルギー研究センターが整備されることとなり、国際的な研究拠点とし
4 ての役割が期待されているところであり、我が国が目指す科学技術創造立国の実現
5 に貢献していく。

7 3. 東北圏の総合力が支える持続可能な農林水産業の創出

8 東北圏の地域の基盤となる農林水産業の再生を図るため、農林水産業の構造改革
9 を進め、経営発展に向けた多様な取組を展開する。

11 (1) 安全で安心できる食を支える農業の振興

12 東北圏においては、全国と同様に農家数や農家人口の減少と農業従事者の高齢化
13 が進行しており、農業を維持・発展させていくためには、農業の収益力強化の取組
14 を支援するとともに、担い手の育成・確保を図る必要がある。これまでの単なる生
15 産者意識から流通・販売にも係わる経営者意識への転換、農業の活性化に繋がる他
16 産業との融合・複合化、生産性の向上に結び付く技術開発等に取り組むとともに、
17 農業経営の発展に向けた多様な取組を展開する必要がある。

18 (担い手の育成・確保)

19 深刻な担い手不足の解消にあたっては、地域の合意形成に基づき農業経営のスペ
20 シャリストである認定農業者や地域内の農家が農業生産を共同して行う集落営農
21 組織の育成、法人化とともに、U I ターン⁸⁶者等の新規就農者の確保と受け入れ体
22 制の整備、異業種の農業参入、必要な労働力を支援する農業サポーター制度の活用
23 等により幅広い担い手の参入を促進する。さらには、こうした中核的農業者に対し、
24 経営改善相談、法人化・組織化の支援、農地の利用調整等の支援策を集中的・重点
25 的に講じ、農業の核となる担い手として、経営体質強化に向けた取組を推進する。

26 (新技術開発の推進)

27 農業の生産性の向上を図る観点から、工業技術の導入による農産物生育管理や、
28 新エネルギー（風力、地熱等）の温熱・電力を利用した農作物栽培、バイオマス資
29 源による発電・飼料等への多角的利用技術の開発・導入等を推進し、新たな生産シ
30 ステムを構築する。

31 また、生産現場に直接影響のある新技術開発や産学官連携による先端技術等を活

85 水素のような軽い原子核どうしが融合してより重い原子核に変わる原子核反応。その際、大量のエネルギーを発生する。

86 Uターンは、出身地に戻る形態。Iターンは、出身地以外の地方へ移住する形態。

1 用した質の高い試験研究を促進するとともに、公設の農業技術研究機関等を活用し
2 た東北発の農産物の開発等の取組を促進する。食の安全・安心に対する消費者の
3 関心も高いことから環境保全型農業⁸⁷の普及促進、品種・産地の偽装を防止し消費
4 者の信頼を確保するための品種・産地判別技術等の技術開発を推進する。

5 (付加価値の向上と販路拡大)

6 農産物の高付加価値化への取組や産地ブランドの育成に向けた取組により、東北
7 圏の豊かな自然から生産される多様で高品質な農産物の消費地への情報発信や海
8 外輸出を促進し、国内他地域及び海外に向けた販路拡大等の取組を推進する。

9 (農業生産基盤整備)

10 農業経営の安定の観点からは、面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速
11 化や農地・農業用排水施設等の農業生産基盤整備を推進することにより、農業の
12 生産性向上を図る。

13 また、農業用排水施設等の機能診断及び予防保全計画の策定を行うとともに、
14 当該計画に基づく対策工事を実施するストックマネジメントを推進し、既存施設の
15 有効活用と長寿命化により、ライフサイクルコストの低減を図る。

16 この他、農業生産を支えるため、農産物を生産地から消費地に効率的に輸送でき
17 る定時性のある格子状骨格道路ネットワーク等や農畜産物等の輸出入に対応した
18 港湾施設等の社会基盤整備を推進する。

19 さらに、農村協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等
20 の適切な保全管理を推進する必要がある。

21 (地産地消等の推進)

22 学校給食等における地場産農産物を利用した地産地消、生産者の顔が見えて話が
23 できる直売所での対面販売、農家レストラン等への参入等直接収入に結び付くよう
24 な取組を推進する。宮城県の「鳴子の米プロジェクト」にみられるような、地域の
25 多様な主体が支える農業や農産物の加工・契約栽培等の取組を推進することにより
26 持続可能な農業への展開を図る。

27 (耕作放棄地の有効活用)

28 中山間地域等生産条件が不利な地域で増加している耕作放棄地については、行
29 政・地域・営農組織等による利用計画を策定し、放牧の拡大や新技術を活用した飼料
30 作物生産の拡大等により、圏土の有効活用による飼料自給率向上等に向けた取組を
31 推進する。

32 さらに、食料・飼料の生産・供給と競合しない資源作物栽培や農産物非食用部等

87 化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

1 のバイオマスを活用したバイオ燃料等の生産拡大を進める。

2 (鳥獣による被害防止)

3 近年、農山漁村における過疎化や高齢化による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣
4 による農林水産業の被害が深刻化し、営農意欲の低下も招いている。このため、効
5 果的な被害防止対策の実施に向けて、市町村や地域の農林漁業者が主体となった被
6 害対策への取組体制の構築を図る必要があることから、生物の多様性の確保に留意
7 しつつ、被害防止計画の作成、適正な数の鳥獣の捕獲及び広域的な進入防止柵の設
8 置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。

9
10 (2) 美しい森林を守り育てる林業の振興

11 (美しい森林づくりの推進)

12 東北圏は、圏域の多くを森林が占め、秋田スギ等の豊富な森林資源があることか
13 ら、利用可能な資源として充実しつつある人工林を有効に活用し、路網の整備や高
14 性能林業機械の導入等効率的な生産システムの導入を一体的に行い、適切な森林の
15 整備や境界の保全を推進し、高い生産性を備えた力強い林業の確立を図る。あわせ
16 て、木材加工技術の向上による国産材の用途の広がり等を背景に、品質・性能の明
17 確な製品を安定的に供給できる体制を備えた木材産業との一体となった取組を推
18 進し、林業を通じた森林管理のシステムを機能させ、美しい森林づくりを推進する。
19 加えて、緑の雇用担い手対策事業等により、長期的な就業が期待できる若者層の林
20 業就業者の確保・育成を図る。

21 (木材の安定供給体制の整備と競争力強化)

22 木材の安定供給体制を確保するため意欲ある林業事業者への施業集約化や低コ
23 スト化等の取組を図るとともに、合板や集成材等の更なる利用を図り、国産材の総
24 合的な利用を推進する。

25 山形県金山町の産地と消費地を結ぶ在来工法による家づくりにみられるような
26 住宅分野における地域材利用を促進し、顔の見える木材での家づくりを推進する。
27 また、木造住宅の市場競争力の強化と中小住宅生産者の近代化を図る。

28 (木材・バイオマスの利活用)

29 森林管理のサイクルを通じて生じる林地残材や製材工場等から発生する端材等
30 のチップ化によるボード類等での再利用やペレット化による燃料機器の燃料とし
31 ての利用等バイオマス利用の定着・拡大を推進する。

32 こうした取組に加えて、木を用いた伝統工芸品等東北圏でこれまでに培われてき
33 た木の文化を見直すとともに、木の良さの普及を図る。

34 (山村の活力向上)

1 森林資源が多く存在する圏域の特徴を活かし、森林管理のサイクルの確立・定着
2 に向けて、産学官が連携して圏域における課題の解決への取組を積極的に実践して
3 いくとともに、林業就業者等の山村への定住を促進するため、生活環境の整備や林
4 業を支える社会基盤整備を推進し、さらに、都市と山村との人・もの・情報の交流
5 推進、地域資源を有効に活用した山村ならではの魅力ある産業の育成を図る。

7 (3) 豊かな海を守り育てる水産業の振興 8 (担い手の育成・確保)

9 競争力のある経営体の育成・確保のため、様々なノウハウを有する異業種事業者
10 との連携を深め、あるいは新規就業・新規参入を促進し意欲的な人材の確保を図る
11 とともに、水産高校等と協働して水産業を支える人材育成の取組や就業希望者への
12 就業情報の提供等のサポート体制を整備し、後継者等の確保を図る。

13 (資源の回復・管理の推進)

14 資源の合理的利用を図るため、漁獲可能量・漁獲努力可能量制限の活用による資
15 源管理、ハタハタに代表されるような休漁・漁獲制限に関する取組や違反操業の監
16 視・取締りのための対策を強化する。

17 また、大間のマグロや気仙沼のフカヒレ等に見られるように水産物のブランド化
18 を図るとともに、ホタテガイ、カキ、ワカメの養殖、ヒラメの栽培漁業やサケ・マ
19 スふ化放流事業等を推進する。

20 (付加価値の向上と販路拡大)

21 消費者ニーズに即した新商品開発や外食産業等の他産業との連携を促進し、水産
22 物の付加価値の向上を図る。また、高品質な水産物の販路創出・拡大や輸出ニーズ
23 に対応した商品開発を促進し、水産物の積極的な輸出展開を図る。

24 (生活環境の向上と基盤整備)

25 漁村における汚水処理施設・情報通信施設等の生活環境の向上を図る。また、漁
26 港機能施設の充実と漁場環境整備を推進するとともに、水産物輸出に対応した港湾
27 施設や水産物を生産地から消費地に効率的に運ぶことができる速達性のある格子
28 状骨格道路ネットワーク等の社会基盤整備を推進する。

30 (4) 他産業との融合

31 農林水産業の競争力を強化する観点から、工学・農学・林学・水産学・医学等の
32 分野の先端技術の融合により、農林水産物が有する特性を活かした機能性食品等の
33 商品化を推進するとともに、食品産業・農業・関連業種等の連携を推進し、産学官
34 や異業種の交流によって地域経済の活性化や新技術開発を促進する。さらには、食

1 品産業・観光業等と一体となった農林水産業の第6次産業化⁸⁸や商工業との連携を
2 図るなど他産業との融合・複合化を推進する。

3 特に、水産加工業においては、惣菜・弁当等の中食産業や外食産業等の他の産業
4 との連携を促進する。

6 4. 東北圏ならではの地域資源を活かした観光交流の拡大

7 東北圏が豊富に有する自然や歴史・文化、食等の多様な地域資源を再発見し、効
8 果的な利活用を図ることにより、新たな価値観やライフスタイル等に対応した特色
9 のある観光地域づくりを展開する。また、東北圏が一体となって、国内外のマーケ
10 ット分析に基づいたプロモーション⁸⁹活動を強化するとともに、圏域外にもわたる
11 広域連携・広域周遊ルートを形成し、国内外から多くの人々が訪れる魅力ある『いい
12 なぁ 東北』観光交流圏を創りあげることで、交流人口の拡大による東北圏の活性
13 化を図っていく。

15 (1) 地域資源の再発見と利活用の推進、新たな価値観への対応

16 (地域住民等による地域資源の再発見と利活用)

17 東北圏は、白神山地のブナ天然林等に代表される自然資源を豊富に有しているほ
18 か、温泉地の数は全国で最も多く、世界遺産への登録を目指す平泉に代表される歴
19 史資源や文化資源も豊富に有しているにもかかわらず、地域住民であってもその価
20 値を認識していない場合や資源を活かした景観等の形成が十分でない場合がある。

21 これらの資源を観光に利活用していくため、地域住民が一体となって自ら地域の
22 魅力を再発見、再認識し、観光地の魅力づくりにつなげていく取組を促進する。

23 街道、まちなみ等の景観や日本の近代化に貢献した文化遺産を活用した地域づく
24 りのほか、五所川原の立佞武多のように地域の歴史伝統を市民の力で復活させ、新
25 たな観光に活かすなど、地域住民の協力を得て地域全体で取り組む美しい魅力ある
26 観光地づくりを推進する。

27 (ニューツーリズムへの対応)

28 家族、友人、知人等の少人数グループ化、体験型・交流型旅行のニーズの高まり
29 等を踏まえ、地域の自然と食と温泉等を組み合わせたニューツーリズム（ヘルスツ
30 ーリズム⁹⁰、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、リバーツーリズム⁹¹、産業

88 農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・第3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組（第1次×第2次×第3次＝第6次産業）。

89 販売促進のために行う宣伝。

90 自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する観光形態。

1 観光、文化観光等)の創出や受け皿づくりの取組を推進する。

2 全国・海外にブランドとして高い評価を得ている東北圏の食材を活かした郷土の
3 食や自然、歴史、温泉等、東北の特色ある地域資源を組み合わせ活用した取組を
4 推進する。

6 (2) 連携による観光推進体制の確立

7 東北圏観光の知名度の向上や観光客の誘致推進等を目的として平成19年6月に
8 設立された東北観光推進機構を活用し、国内外のマーケット分析に基づいた観光情
9 報の発信・提供による東北圏観光の知名度・認知度の向上を図り、ビジット・ジャ
10 パン・キャンペーン⁹²と連携した海外の一般消費者や旅行関係者への効果的なP
11 R・プロモーション活動等を東北一体で連携しながら推進していく。

12 東北圏の四季、歴史等の特徴を活かした、モデルルートの開発や、自然・経済・
13 社会・文化等において密接な関係を有する観光地相互間が連携した観光圏を整備す
14 ることにより、その魅力と国際競争力を高め、国内外からの観光客の来訪及び滞在
15 を促進する。

17 (3) 来訪者の受入れ体制の充実

18 (来訪者の満足度向上のための観光基盤等の整備)

19 来訪者の満足度向上を図るため、携帯電話等を活用した観光情報の提供、地元ボ
20 ランティア等による観光案内の推進、観光案内看板、観光案内所、観光地内のトイレ
21 の整備を推進する。

22 歴史的なまちなみや建物・庭園・城趾等の整備、案内表示、幅広歩道や無電柱化
23 等による景観の向上、景観を乱す商業看板等の規制、観光地を散策できるフットパ
24 ス(散策路)の整備、川とまちが近接し、河川利用が盛んな地域での川辺の拠点等、
25 訪れる人々に潤いを与える親水空間の整備、堤防緑化等の充実や、活力ある地域づ
26 くりを促進するための場となる道の駅、道路上で携帯電話をかけるためのパーキン
27 グももしピット⁹³の提供、みなとオアシス⁹⁴等、来訪者の満足度向上に資する取
28 組や整備を推進する。

29 新鮮な海産物等の提供を行い観光資源としての側面を持つ港を活かしたまちづ
30 くり等を推進する。また、港を核とした地域が有する景観、伝統文化、歴史等観光

91 川を活かした新しい観光形態。

92 日本を訪れる外国人旅行者を倍増させることを目標に、官民一体となって日本の魅力を海外にPRするとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進する施策。

93 ドライブ中に車を停めて安全に携帯電話等を利用できる駐車帯。

94 みなとにおいて人々が憩い、集い、潤える空間。

1 資源を最大限に活用した大型客船によるクルージング需要が増加しており、寄港が
2 もたらす経済効果による地域振興や、乗客と地元の一般住民との交流による地域の
3 活性化が促進されるため、クルーズ船⁹⁵誘致の取組を推進するとともに、外港客船
4 等の受入に対応した港湾施設の整備を推進する。

5 (心のこもったサービスの提供と人材育成)

6 来訪者を迎えるにあたってはおもてなしの心が重要であることから、宿泊施設等
7 観光施設を始め、交通事業者、地域住民等に至るまで、東北ならではの心のこもっ
8 たサービスの提供を促進する。

9 観光を支える人材を育成する高等教育機関を充実するとともに、産学官、NPO
10 等の観光を支える人材や、圏域を訪れる観光旅行者に対し案内や紹介に貢献するボ
11 ランティアガイドの育成を推進する。

12 歴史資源や文化資源を次世代へ継承し、かつ、観光客に対してその価値を伝える
13 人材確保や人材育成のためにご当地検定制度を促進する。

14 (外国人観光客が旅行しやすい環境の整備)

15 今後、国際観光客の増大が見込まれることから、外国人観光客が旅行しやすい環
16 境を整備する。特に、言語面での障壁を取り除くため、ビジットジャパン案内所等
17 外客対応能力の備わった観光案内施設の整備、通訳ガイドの育成、交通・観光施設
18 における表示やアナウンスの多言語化を推進する。

19 (来訪者の交通手段の充実)

20 東北圏への高速交通手段や高齢者等に優しい交通手段を充実させるとともに、広
21 大な面積を有し観光地間の距離が長く、また、冬期の積雪により交通確保が困難と
22 なる箇所が多いことから、この対策を進め東北圏域内における移動手段を確保する
23 ことが不可欠である。平成14年12月の東北新幹線八戸延伸開業が観光面に大きな
24 効果を生んだように、高速交通手段の改善は、東北圏の観光振興にとって重要であ
25 る。

26 他圏域等との交流・連携を促進するため、新幹線、高速道路、東北圏までの長距
27 離移動を快適に過ごせるフェリーの活用を推進する。また、東北圏への直接のアク
28 セス機能向上のため、航空路線の充実を図る。

29 東北圏の移動の円滑化を支援する道路交通ネットワークの整備・活用、目的地に
30 において周囲の環境、景観に配慮した駐車場の確保等を推進するとともに、圏域内の
31 移動手段として拠点空港・駅等から目的地である観光地までのバス、タクシー、船
32 等による移動手段の確保とその利用促進を図るとともに、来訪者が観光地間を円滑

95 目的地への移動だけでなく、目的地に至るまでの航海そのものも、余暇を楽しむ手段として提供する大型客船。

1 1 に移動できるように、共通フリーキップやI Cカード乗車券の導入・拡充等を推進
2 する。

3 4 第4節 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現

5 東北圏が自立的に発展していくには、地域資源を最大限活用し、国際競争力がある
6 農水産品を始めとする商品や新技術、新サービスを提供し続け、新しい価値を発信し
7 ていくことで東アジアの成長エンジンの一翼となり、その存在感を高めていくべきで
8 ある。そのためには、経済や環境・リサイクル・エネルギー分野での連携関係の構築、
9 経済交流・観光交流における地域連携の強化、これらの交流・連携を支える交通ネッ
10 トワークの総合的な整備と人材育成等、東アジアの活力を東北圏に引き込み、東北圏
11 の発展のポテンシャルを東アジアに発信・貢献する取組を戦略的に推進する必要がある。
12 また、東北圏の地勢や気象条件によって制約されている都市間の連携や交流を活
13 発にするため、生活圏域相互を連絡する高速交通体系を有機的に連結整備していくと
14 ともに、快適な生活を支える多様で重層的なネットワークを形成することが重要であ
15 る。

16 さらに、圏土の東西距離が短く、太平洋・日本海を短時間で繋ぐことができるとと
17 もに、東アジアと北米の結節点となりうる地理的近接性や両経済圏の交流拠点地域と
18 してのポテンシャルを戦略的に活用することで、世界から人・もの・情報・文化が集
19 まり発展する東北圏の形成を目指す。

20 このため、圏域内の中枢都市であり、コンベンション施設等の国際交流基盤が既に
21 一定の集積を有する仙台市・新潟市における国際的な都市機能の更なる充実を促進す
22 る。また、圏域内の港湾及び空港の整備・活用によるグローバル・ゲートウェイの機
23 能強化と合わせ、それを支える道路及び鉄道の整備により高速交通交流圏を形成す
24 ることで、広域的かつ複数の交通体系の連携強化による世界に開かれた圏域を実現す
25 る。

26 27 1. 「環太平洋・環日本海ゲートウェイ」の形成

28 海外との交流・連携の促進や国際競争力の強化による東北圏全体の活性化を図る
29 ため、世界に開かれたグローバル・ネットワークを構築するとともに、物流需要を
30 的確に見定めつつ、グローバル・ゲートウェイとしての港湾や空港等の機能を強化
31 し、国際物流機能や国際的な業務を支援する機能の高度化と戦略的・効率的な国際
32 物流の実現により、東北圏における環太平洋・環日本海の国際交流・連携活動の拠
33 点となる「環太平洋・環日本海ゲートウェイ」を形成する。

1 (1) グローバル・ネットワークの構築

2 東北圏が東アジアと北米の交流拠点となり、東アジアの成長の活力を取り込みながら一体的に成長していくため、グローバル拠点間の広域的な連携により、各地域
3 と北米や東アジア・ロシアを結ぶグローバル・ネットワークの構築を推進する。

4 (国際海上ネットワークの形成)

5 港湾については、東アジアの中でも北米に距離が近いという地理的近接性から、
6 海上輸送日数を短縮できる利点を有しているが、現在は、輸出において利便性の高い
7 ラストポート（最後の寄港地）となる航路しかない。

8 このため、輸出の利便性がある航路の利用を引き続き促進する。輸入においては、
9 フィーダーサービス⁹⁶の充実等により、他圏域の港湾との連携を図るとともに、輸
10 出入バランスの確保を目指し、ファーストポート（最初の寄港地）となる航路の誘
11 致に向けてポートセールス⁹⁷等の取組を促進する。

12 東アジアとの間では、各地域が有するコンテナ定期航路・RORO⁹⁸航路の利用
13 を促進する。

14 近年経済発展が著しいロシアとの間では、ロシア・韓国・日本を結ぶ日本海横断
15 航路の利用及び、極東ロシアと欧州を結ぶシベリア鉄道を利用する輸送方法である
16 シベリアランドブリッジの活用へ向けた取組を促進するとともに、圏域内において
17 も、定時性が高く、環境への負荷が少ない海上輸送と鉄道輸送を活用した国際複合
18 一貫輸送（シーアンドレール）の促進を図る。また、新たなコンテナ航路の誘致を
19 図るとともに、環日本海交流を積極的に推進する。

20 欧州等への航路については、フィーダーサービスの充実等により、基幹航路を有
21 する他圏域の港湾との連携を促進する。

22 (国際航空ネットワークの充実)

23 空港については、観光・ビジネス等の人的交流の促進を図るため、東北圏の各地
24 域が連携し集客力を高め、国際航空ネットワークの利用を推進するとともに、定期
25 路線開設を目指した国際チャーター便の就航を促進し、国際定期航空路線の充実を
26 図る。

27 また、国際航空貨物輸送ネットワークの拡大を図るため、地上集配と航空運送を
28 一括で担い輸送時間の短縮サービスを提供する企業の誘致を検討する。

29 (グローバル化を支える国内ネットワークの整備)

96 コンテナ船は輸送効率向上のため、特定の主要港湾に寄港し、主要港湾以外で発生する貨物は主要港湾で積替輸送されており、主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道等による支線輸送を指す。

97 港湾管理者や港湾所在市町村、港湾運送事業者、商工会議所等が、港湾施設やサービスの充実を図り、港湾利用の開拓や促進を目指して展開する活動。

98 貨物をトラックやフォークリフトで積み卸すために、船尾や船側にゲートを有する船舶。

1 港湾・空港と物流拠点間や太平洋と日本海のグローバル・ゲートウェイを効率的
2 に結ぶために、格子状骨格道路ネットワークの整備を推進するとともに、国際物流
3 基幹ネットワーク上に存在する国際標準コンテナ車の通行支障区間の解消を図る。

4
5 (2) グローバル・ゲートウェイの機能強化
6 (グローバル拠点機能の整備)

7 東北圏のゲートウェイ機能や国際的な業務を支援する機能は脆弱であり、輸出入
8 や出入国では他圏域に依存した形となっている。

9 このため、特に政令指定都市として既に一定の機能を有する仙台市と新潟市にお
10 いては、近隣市町村と連携を図りつつ、地域の特性を活かし、東北圏における広域
11 的なグローバル拠点機能の一層の高度化を目指した整備を戦略的に推進するとと
12 もに、東北圏の他の主要地域においても、その特性を踏まえたグローバル拠点とし
13 て積極的な整備を図る。

14 (港湾・空港の利便性と効率性の向上)

15 東北圏のグローバル・ゲートウェイである港湾・空港については、圏域内外の各
16 地域が広域的に活用することにより、集荷力・集客力を高め、利便性と効率性の向
17 上を図る。

18 港湾については、船舶の大型化等への対応と寄港地選択を見据えた物流機能の強
19 化や、東アジア等との直接交流を図るため、国際海上コンテナターミナル⁹⁹の整備
20 や多目的国際ターミナル¹⁰⁰の整備を推進するとともに、圏域内の臨海部に多く立地
21 する金属製錬等の基礎素材型産業や火力発電等のエネルギー産業の物流コスト低
22 減や輸送の効率化を図るため、近年のバルク貨物船¹⁰¹の大型化等へ対応した多目的
23 国際ターミナルの整備や臨海部産業エリアの形成へ向けた取組を推進する。

24 また、東アジア等との高速輸送を可能とする、国際RORO船に対応した複合一
25 貫輸送ターミナルの整備を推進する。

26 さらに、物流の定時性・安全性・信頼性を確保するため、港湾へのアクセス機能
27 の向上を図るとともに、防波堤等の整備と航路・泊地の埋没対策を推進する。

28 空港においては、アクセス機能の向上やユニバーサルデザインの推進・航空需要
29 開拓等により、利用拡大と航空路線の充実を促進するとともに、長期的な視点から、
30 引き続き、航空・空港の利用促進等の施策を推進し、適正な航空会社間の競争によ

99 コンテナ詰めされた貨物を効率良く輸送するために港に設ける施設で、陸送されてきたコンテナの船積み或いは陸送のために船から降ろされたコンテナをトレーラーに載せる施設、コンテナふ頭。

100 ばら積み貨物からコンテナ貨物まで多様な荷姿の貿易貨物を取り扱うふ頭。

101 穀物、塩、石炭、鉱石等のように、粉粒体のまま包装せずに積み込まれる（ばら積み）貨物を運ぶ船。

1 多様な運賃設定での航空機利用が可能となるよう環境の整備に努める。

2 (国際的な業務を支援する機能の高度化推進)

3 東アジア等との国際分業や人的交流等緊密な関係を構築するため、主要都市にお
4 いては、地域の特性に合わせた都市機能の強化による国際化を促進するとともに、
5 仙台市・新潟市において、国際ビジネスのサポート強化と、国際会議等の誘致に必
6 要な国際的な業務を支援する機能の高度化を推進する。

7 国際協調の下、国際犯罪等を防ぐため、国際航海船舶が利用する岸壁や停泊地等
8 の港湾施設において、国際条約¹⁰²に対応した保安対策の向上・強化を推進する。ま
9 た、空港においては、米国同時多発テロ事件以降、航空・空港におけるセキュリテ
10 ィに対する脅威が高まりつつある状況を踏まえ、侵入防止対策の強化・拡充等の取
11 組を一層推進する。

13 (3) 戦略的・効率的な国際物流の実現と推進体制の充実

14 圏域内企業の物流コスト低減による国際競争力の強化を図るため、圏域内の港
15 湾・空港利用を促進する必要がある。

16 このため、他圏域の港湾・空港を利用する荷主や新たに輸出を始める荷主に対し、
17 圏域内の港湾・空港利用につながる効果的なポートセールスを実施する。

18 また、L C L (小口混載) 貨物に関する情報の支援等を推進する。

19 さらに、圏域内における輸出入貨物の拡大等を図るため、内陸部の物流拠点とし
20 て機能するインランドデポの利活用についての検討を促進する。

21 空港においては、旅客便貨物室(ベリースペース)の活用や貨物専用機(フレー
22 ター機)就航のための環境の整備に取り組む。

23 港湾・空港への接続の円滑化を図るため、輸出入及び港湾手続等の高度化や広域
24 コンテナマネジメントシステム等の活用により、迅速で円滑かつ低廉な物流システ
25 ムの構築を推進する。

26 このような、国際物流を進める上での支障の解消に向けた対応と、効率的で総合
27 的な物流体系を構築するために産学官が連携した「国際物流戦略チーム」等におい
28 て、圏域内港湾・空港の利用による、戦略的・効率的な国際物流の実現に向けた検
29 討を実施していく。

31 2. 高速交通交流圏の形成

32 広大な圏土の中に山脈や峠により都市が分散した構造となっている東北圏にお

102 海上人命安全(SOLAS)条約に対応した国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律。

1 いて、持続可能な圏域を構築していくため、冬季の厳しい気象条件や険しい地形を
2 克服するとともに、圏域内外の主要都市・拠点施設等を短時間で結び、地域間の広
3 域連携・産業経済・圏民生活等を支援する高速交通ネットワークの効率的・効果的
4 な構築を図り、四季を通じた定時性や速達性を備えた高速交通交流圏を形成する。

6 (1) 格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用

7 東北圏においては、平均都市間距離が全国平均に比べ長く、奥羽山脈・出羽山地
8 等の南北に並走する縦3列の脊梁山脈や多くの峠を有するほか、圏域のほとんどが
9 豪雪地帯に指定されているなど、東北圏特有の地勢や冬期間を含めた厳しい自然環
10 境等が、都市の連携や交流を阻害する要因となっており、圏域内外の交流や人々の
11 暮らしに大きな影響を与えている。こうした状況を解決するためには、高規格幹線
12 道路や地域高規格道路から構成される格子状骨格道路がネットワークとして整備
13 されていることが必要不可欠である。しかしながら、現在の整備状況では、沿岸部
14 や県境部等に未整備区間が多く存在し、ネットワークとして未完成な状況となっ
15 ており、投資効果を最大限発揮することが出来ない状況になっている。

16 (医療及び産業を支える格子状骨格道路ネットワーク整備の推進)

17 深刻な医療問題を抱える東北圏の地域医療体制を充実させるため、患者を医療施
18 設へ搬送するための速達性のある確実な道路ネットワークや救急車退出路等、命を
19 守る道路の整備を推進する。

20 また、豊富で新鮮な食材を圏域内外へ安定供給するため、生産地から消費地を結
21 ぶ、定時性・速達性・安全性の高い道路ネットワークの整備を推進する。

22 さらに、近接する東アジアの経済成長を活かし、環日本海ひいては東北圏全体の
23 国際競争力を高め、東北圏の経済の発展や広域的な地域づくりの推進につなげるた
24 めに、距離・峠・雪を克服し、圏域の産業活動の動脈となるサービス水準の高い格
25 子状骨格道路ネットワークの整備を推進する。

26 (既存ネットワークの効率的活用)

27 格子状骨格道路ネットワークを効率的に活用し、経済の活性化・圏民生活の利便
28 性向上・環境改善のため、料金社会実験等の結果を踏まえた効果的な料金施策の導
29 入、スマートインターチェンジ等の整備を推進する。また、災害や事故発生時にお
30 ける危機管理の対応や、定時性・速達性・安全性の観点から、暫定2車線供用道路
31 の4車線化や道路交通安全対策を推進する。さらに、高規格幹線道路等を活用し、
32 主要都市間及び他圏域とを結ぶ高速バスネットワーク路線の充実を図る。

1 (2) 高速鉄道ネットワークの形成

2 東北新幹線は東海道新幹線に次ぐ利用者数で堅調に推移していることから、単に
3 首都圏との交流のみならず、その最大輸送力と定時性・信頼性により東北圏と他圏
4 域等との交流を促進し、人々との日常生活や産業・経済・文化活動等、経済波及効
5 果や地球環境対策の面からも大きな効果をもたらしている。今後より一層の経済波
6 及効果を増大させるためにも、整備新幹線については、政府・与党申合せ等に基づ
7 き、着工区間の着実な整備を進めるとともに、それ以外の区間について所要の事業
8 を進める。また、新幹線の高速化や安定性の確保等の機能強化を推進するとともに、
9 駅における乗換えの利便性向上等交通2次アクセスの整備を図る。さらに、在来線
10 の安全確保を図るとともに高速化を推進する。

11 (3) 国内航空ネットワークの維持拡大

12 東北圏における国内線利用については、旅客・貨物ともに近年頭打ちの状況にあ
13 り、利便性の向上等に積極的に取り組んではいるものの、更なる利用促進を図って
14 いく必要がある。

15 このため、空港の広報活動の強化、空港利用者サービスの改善、航空需要開拓の
16 ためのプロモーション活動等利用促進活動の充実を図るとともに、小型航空機で近
17 距離を結ぶコミューター航空¹⁰³や定期便就航のための方策等について検討を進め
18 る。

19 3. 圏域内外を結ぶ多様で重層的なネットワークの形成

20 21 貨物輸送の効率化、環境負荷の軽減、快適な生活の実現、観光交流の促進を図る
22 ため、高速交通ネットワークと一体となって機能する圏域内外を結ぶ多様で重層的
23 な交通・情報通信ネットワークを形成する。

24 (1) 基幹的な国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送の促進

25 (効率的で環境負荷の小さい貨物輸送の実現)

26 自動車産業の進出に伴う物流の活発化への対応等、効率的な貨物輸送を実現する
27 ため、主要な都市や生産拠点と港湾を体系的に結ぶ道路ネットワークの整備を推進
28 するとともに、貨物鉄道の活用を図り、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ば
29 れた複合一貫輸送を促進する。

30 また、CO₂（二酸化炭素）の排出量が少ないなど環境の負荷が小さく、エネルギー

103 地方都市間等の短距離を数十人乗りの小型航空機により定期的に運航する航空運送サービス。

1 ギー効率の高い大量貨物輸送が可能な内航船の利用を促進するため、内陸で発生・
2 集中する貨物と臨海部企業から発生する貨物を集約し、海運転換を図るとともに、
3 官民一体となって圏域内外の企業や関係者に対するポートセールス・航路情報の周
4 知等を積極的に実施する。

5 (物流基盤の高規格化・高質化推進)

6 フェリーやRORO船等による大量貨物輸送の拠点である港湾については、その
7 機能を発揮できるよう、船舶の大型化等へ対応するための岸壁や航路・泊地の整備、
8 荷さばき地等のヤードの拡大や、防波堤の整備による港内の静穏度の向上等、周辺
9 地域の環境と調和を図りながら港湾施設の高規格化・高質化を推進する。

10 また、港湾と生産拠点を効率良く接続するため、複合一貫輸送ターミナルの整備
11 や背後地の物流拠点機能の充実を図るとともに、圏域内の港湾と他圏域等との連携
12 の強化による内航航路の充実を通じた基幹的な国内物流ネットワークの形成を図
13 る。

14 さらに、陸上輸送時における製品等の積み荷の安全性と冬期間における定時性を
15 確保するため、港湾に接続する道路ネットワークの適切な維持管理と除排雪、防雪
16 施設整備を推進するとともに、大規模震災直後の緊急支援物資輸送及び復旧期間に
17 おける物流機能を確保するため、緊急輸送道路と一体となって機能する耐震強化岸
18 壁の整備を推進する。

19
20 (2) 生活と観光交流を支えるネットワークの形成

21 日常生活における住民の安全で快適な移動や観光交流の促進を支えるため、生活
22 圏域を支える幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、乗り換えが少なく、
23 マイカーとともに移動できる利便性から、快適な移動が可能な中・長距離フェリー
24 の活用を推進する。加えて、旅客船等によるクルーズ観光交流の充実や離島地域に
25 おける地域住民の移動手段を確保するため、寄港に対応した施設整備を推進する。

26 地域の足となる鉄道路線やバス路線については、地域住民やNPO等多様な主体
27 が連携し、サポート活動の展開や利用者の意見を取り入れた路線バス運行等を行う
28 ことにより、活性化及び維持・存続を図る。

29
30 (3) 情報通信格差の解消

31 東北圏においては、ブロードバンドサービスの提供が受けられない地域が多く存
32 在している。このような情報通信格差を解消するため、事業者・行政機関・地域住
33 民等の関係者が連携し、投資効果と地域のニーズや実情を勘案しつつ、ケーブルテ
34 レビ網・光ファイバ網・無線アクセスシステム・衛星等、地域の特性に応じた適切

1 な技術を活用した効率的なインフラ整備を推進する。

2 また、地域の教育・福祉・防災機能等の高度化を図るため、学校・図書館・公民
3 館・市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備や、携帯電話
4 サービスエリアの拡大を推進する。さらに、地上デジタルテレビ放送への完全移行
5 に向け、デジタル中継局の設置等の送信環境の整備や共聴施設対策等の受信環境の
6 整備等を推進する。

7 8 第5節 東北圏民が一体となって地域を考え行動する圏域の実現

9 人口減少、高齢化の進行が著しい東北圏においては、医療・福祉サービス、地域防
10 災力や防犯力及び日常の相互扶助機能の低下、地域交通の縮小や地域産業の衰退等の
11 多様な問題が発生している。

12 このような問題に対し、住民の協働で解決する取組を促進するとともに、行政の公
13 的サービスや企業の民間サービスだけでは解決できない領域に対応するための仕組
14 みの構築が必要であり、圏民が自らの地域を考え行動し、自律的に問題解決をするこ
15 とができるような地域社会を構築していくことが東北圏にとって最も重要である。

16 このため、住民、NPO、産業団体、学術研究機関及び行政等の多様な主体の協働
17 による地域づくりを促進していく。

18 また、地域社会において、継続的かつ主体的に問題解決に取り組むことができる人
19 材が不足していることから、「東北につぼん」の創造を支援できる人材の育成と外部
20 人材の積極的な活用を図る。

21 22 1. 「東北につぼん」を創造する地域づくり協働体の構築

23 多様化する地域課題に対応し、地域社会の再生・活性化を図るため、地域コミュ
24 ニティの再生や産業振興等に資する様々な活動の促進を図るとともに、地域の実情
25 に応じ、住民、NPO、産業団体、学術研究機関及び行政等の多様な主体が協働す
26 る「東北につぼんを創造する地域づくり協働体」の構築を促進する。

27 28 (1) 地域づくり協働体の構築

29 (地域づくり協働体の構築の促進)

30 地球環境保全、良好な景観の創出、安全で暮らしやすいまちづくり及び農林水産
31 業を始めとする産業の振興等の様々な課題に対して、行政だけでなく、住民、NP
32 O、産業団体及び学術研究機関等の多様な主体が参画し、これらの課題を解決する
33 ために、市町村レベルで地域の実情に応じた地域づくり協働体の構築を促進する。

34 (地域コミュニティにおける地域づくり協働体)

1 地域コミュニティにおける地域づくり協働体は、住民自治の基礎となる地域コミ
2 ュニティごとに、多様な主体が参画する地域づくりの推進母体の組織と、この組織
3 では解決できない課題に対する施策について、調整機能を有する市町村単位の支援
4 ネットワーク組織等、地域の実情に応じ組織されるものである。

5 この地域づくり協働体では、各主体が互いに協力し、住民が主役の地域づくりに
6 積極的に参加・行動していくことにより、人と人との温かいネットワークを大切に
7 育て、伝統と歴史に育まれた地域社会を粘り強く創っていく。

8 地域住民と行政等との協働による地域づくりの取組にあたっては、地域住民の思
9 いや願い、創造力を引き出すとともに、地域の課題の把握、目指すべき将来像、具
10 体的で実行性の高い施策について、住民と行政等が十分な時間をかけた検討を行
11 い、地域の実情にあわせた計画策定を目指す。

12 また、住民主役のまちづくり条例や地域づくり活動支援プログラム等の制度設計
13 を始めとする地域経営の視点に立った官民一体の議論をきっかけに、各主体は、地
14 域づくりに対する意識や知識を身につけていくことが重要である。

15 さらに、地域づくり協働体の始動、成熟期の継続的な活動に向け、身の丈にあっ
16 た試行的・実験的な取組から、小さな成功体験を地域住民らが共有し、この小さな
17 成功に繋がった地域づくりのノウハウや考え方、取組、そして、成功の喜びを地域
18 内の住民に広く還元し、さらなる世論を喚起していくことで協働体の基盤を強化し
19 ていくことが重要である。

20 加えて、地域づくり支援面においても、各地域一律ではなく、地域の熱意や創意
21 工夫による自律的な発展を促すプログラムの充実を促進するとともに、行政におい
22 ては、分野横断的な取組が重要である。

23 これらは、多様な主体が地域の実情にあわせて、協働の仕組みを選択し、行政も
24 これを適切に支援する。

25 26 (2) 中間的な支援組織の育成

27 コミュニティの自立的な活動や地域産業の経営について、組織間のコーディネー
28 トや交流・情報の収集・発信のためのネットワーク化、人材育成等をきめ細やかに
29 サポートする、地域に身近にある中間的な支援組織を産学官で育成する。

30 また、中間的な支援組織が持続可能で安定的に活動できる財政的支援の枠組を構
31 築することが重要である。

32 33 (3) 地域づくりコンソーシアムの創出

34 地域課題は、多様化・複雑化してきており、地域づくりに係る、より高度な専門

1 知識や分野横断的な助言を適切に得られないと、地域づくり協働体や中間的な支援
2 組織の活動が行き詰まってしまうことが懸念される。

3 このため、地域づくりの高度な専門性を有する大学等の学術研究機関を核とし、
4 NPO、産業団体及び行政等が参画して構成される、地域づくり協働体や中間的な
5 支援組織を支援するネットワーク「地域づくりコンソーシアム」の創出を図る。

6 この地域づくりコンソーシアムは、住民自治組織・市町村レベルの地域づくり協
7 働体や中間的な支援組織と一体となった活動を通じて、これらの組織を東北圏の地
8 域に根づかせる重要な役割を担う。

9 また、地域づくりコンソーシアムは、参画主体の専門性・多様性、地域との密着
10 性及び民間主体による経営手法を有する複合的な仕組みである。

11 将来的に、東北圏域全体を活動対象エリアと想定していることから、全国に先駆
12 けた新しい地域づくり支援システムとして、東北圏モデルを確立していくことが期
13 待される。

14 (4) 地域資源の再発見と地域づくり戦略の立案

15 東北圏は、多様な地域資源に恵まれているにも関わらず、そのポテンシャルを十
16 分に発揮できていない地域がある。

17 このため、地域に愛着と誇りを持ち、地域を良くしたいと願う気持ちを育て、具
18 体的な行動を興こす力の向上に繋がるような意識喚起の取組を促進することによ
19 り地域資源の再発見に繋げていく。

20 地域資源を活かした人々の創意工夫や実践の積み重ねにより、観光産業の振興、
21 地域の生活に密着したコミュニティビジネスの確立、企業立地にともなう新たなビ
22 ジネスの創出等、地域づくり戦略の立案に繋げていく。

23 この際、地域に在住している多彩な人々の参画による地域の底力を結集した組織
24 づくりや、外部からの人材派遣等について、多様な主体が連携して支援を行って
25 いく。

26 特に、市場調査や販売戦略等の専門的知識を有する人材の助言・指導を参考にし
27 ながら、コーディネーター¹⁰⁴役を圏域内外の起業家や市民活動家等から募るととも
28 に、若者から高齢者までの幅広い世代の参加を募り、多様な主体が支える仕組みの
29 構築を促進する。

104 物事を調整する人。

1 (5) 地域づくりに関する交流・連携

2 地域づくりに対する意識向上を図るために、東北圏内の地域づくり協働体や他圏
3 域等の同じような目的を有する組織の間で、地域づくりに関する意見交換や情報収
4 集を行い、お互いの現地を視察するなど、交流・連携を促進する。また、地域づく
5 り協働体の活動を継続し、更に発展させていくためには、圏域内外に積極的な情報
6 発信を行い、交流・連携を進めることが重要であり、旅行会社等との連携やマスメ
7 ディア¹⁰⁵及びインターネットの活用等を促進する。

8
9 (6) 地域づくり評価制度の充実

10 地域づくりに関する工夫や活動に対して、地域社会がその業績を評価・賞賛する
11 ことができるような表彰制度の創設や情報提供を図る。

12
13 (7) 公物の管理を通じた協働

14 公共施設等の維持、管理及び運営について、地域づくり協働体の発意を活かしな
15 がら、指定管理者制度を活用するなど、地域づくり協働体等と行政による協働の取
16 組により、公共施設等を有効に活用し、東北圏の振興に繋げていく必要がある。

17
18 2. 「東北につぼん」の創造を支える人材の育成と活用

19 自立的な「東北につぼん」を創造するため、将来を担う人材を育成するとともに、
20 外部人材も含めた多様多彩な人材の力を積極的に活用する。

21
22 (1) 地域づくりの実行力を備えた人材の育成

23 地域社会で発生する問題を解決するために、地域診断、要因分析、行政の施策や
24 地域資源を総合的に活用した対応策の検討・実施を通じて、社会潮流や変化を敏感
25 に感じ取り、地域の思いや願いを一つの形にまとめあげることができるような地域
26 づくり実践者の育成を促進する。

27 このため、学術研究機関、中間的な支援組織、NPO、産業団体及び地方公共団
28 体、国の地方支分部局等と地域社会との協働を通して地域に密着し、地域づくりの
29 ノウハウを有する人材の育成を行う。

30
31 (2) 地域の産業を支える人材の育成

32 地域の産業を支えるために、農業や食関連分野等における東北の特徴や優位性を

105 マスコミュニケーションの媒体。新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等。大衆媒体。大量伝達手段。

1 活かし、これらの分野について、今後の新たな成長産業としていけるような起業家
2 や東北圏のリーディング産業及び地域産業を担っていく人材の育成を産学官連携
3 により推進する。

4 また、産業人材や法律家等の専門家、国際的な連携や新たなビジネスの場面で活
5 躍できる人材を育成するための専門教育機関の設置を図るとともに、世界との人材
6 交流を促進する。

7 加えて、各分野で退職等をした人材を積極的に採用する。

8 9 (3) 地域医療・福祉サービスを担う人材の育成 10 (地域医療を担う人材の育成)

11 地域医療を支える人材を育成するために、地域医療に係る研修内容を充実させる
12 など、教育環境を整備するとともに、地域に定住して働ける地元出身の医師や看護
13 師の人材育成を図るため、医療関係機関、大学及び行政が連携して取り組む。

14 (福祉サービスを担う人材の育成)

15 地域住民の中から高齢者等の在宅介護、障害者の地域生活支援、子育て支援等の
16 担い手を育成していくため、行政、社会福祉協議会及びNPO等による社会福祉研
17 修を充実させるとともに、退職者の活用や地域において育成された人材を活用する
18 ための仕組みの構築を推進する。

19 20 (4) 地域の文化芸術を担う人材の育成 21 (東北ブランドを創造する人材の育成)

22 産学官連携の下で、豊かな発想、感性及び情緒等を表現できる人材育成のための
23 教育の促進や文化芸術の人材発掘等を目的とした各種コンクールや世界の文化芸
24 術関係の識者と交流するイベント等を開催し、世界に通用する独創的なスタイルと
25 伝統工芸等が融合した東北ブランドを創造する人材の育成と人材の集積やノウハ
26 ウの蓄積を促進する。

27 (地域の伝統文化を担う人材の育成)

28 人口減少、高齢化の進行により、地域コミュニティの崩壊や地域の伝統文化の担
29 い手となるべき若者が不足している地域が生じていることから、郷土芸能等の伝統
30 文化を、地域づくり協働体の活動や学校教育に採り入れて、地域の伝統文化の継承
31 を図る。

32 33 (5) 外部人材等との交流・連携と情報発信

34 各分野のスペシャリストを圏域内から発掘または他圏域等から招聘し、先進的な

1 ビジネス展開や地域に埋もれているポテンシャルを見い出し、ビジネス化するための
2 コーディネーター役として、積極的な支援を要請するとともに、こうした外部人
3 材の支援に基づいたノウハウを地域に蓄積し、地域の振興や次世代を担う地域の人
4 材育成に活用する。

5 また、東北圏出身者で他圏域等で活躍している人材に対して、ふるさと大使¹⁰⁶への
6 就任を要請するなど、東北圏の情報の積極的な発信に努める。

7 さらに、世界と東北圏の経済の繋がりを強化するため、東北圏に関わりのある外
8 国人との人的ネットワークの構築や姉妹都市との交流・連携を促進する。

106 地方公共団体等が地元のPR等をしてもらうため、地元出身者等のゆかりの人をふるさと大使に委嘱する制度。

1 第5章 広域連携プロジェクト

2 広域連携プロジェクトは、第4章においてとりまとめた18の主要な施策をもとに、
3 新しい東北圏の将来像の実現のため、今後10年間により重点的に進めていく取組を
4 示したものである。東北圏におけるあらゆる事業主体においては、各プロジェクトの
5 「具体的取組」で示した既存の先進的な取組や今後の方向性を参考にプロジェクトの
6 具現化に向けて、連携施策等の展開を図るものとする。

7 なお、各プロジェクトにおいては、その推進に必要な広域性のある代表的な社会資
8 本の整備事業を記述しているが、これらの事業については、最新のデータ等を用いて
9 厳格な事業評価を実施し、評価結果の公表によって透明性を確保しつつ、必要と認め
10 られるものについて実施されるものとする。

11

12 1. 東北圏のポテンシャルを活かした低炭素・循環型社会づくりプロジェクト

13 (1) 目的

14 自然と共生する社会の実現を図るとともに、環境産業における先進圏域を目指す
15 ため、新エネルギー等の積極的な導入や技術開発、良好な森林の整備・保全を通じ
16 た二酸化炭素吸収源等の美しい森林づくりを推進する。さらに、リサイクル産業の
17 振興を通じて、我が国における非鉄金属等のリサイクル拠点を形成するとともに、
18 バイオマスの利活用を推進し、世界のモデルとなるような低炭素・循環型社会を構
19 築する。

20

21 (2) 具体的取組

22 (低炭素社会構築のための新エネルギー等の導入)

23 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、地方公共団体等が連携し、
24 新エネルギー等に係る基礎データの収集、導入・普及のための方針等を検討し、地
25 域特性に応じた新エネルギー等の加速度的な導入のためのビジョン策定を推進す
26 る。

27 また、産学官の連携により、新エネルギー等の応用技術に関わる産業の誘致を推
28 進するとともに、民間企業等と連携し、蓄電池併設型風力発電や新型小型風力発電
29 の導入を推進するほか、林地残材等の活用による木質系バイオマス発電や生活燃料
30 等の安定的活用資する技術及び機器の開発と普及及び利用を推進する。

31 さらに、北海道・北東北3県の連携により、新エネルギー等導入先進地域の形成
32 を目指した取組を進め、地域経済の活性化と仕組みづくりの検討を推進するほか、
33 北日本新エネルギー研究センターにおける複数大学による新エネルギー等の技術
34 開発やエネルギー産業の創出に向けた共同研究を推進する。

1 あわせて、EV・PHVタウン構想の取組等を通じ、EV（電気自動車）、PH
2 V（プラグインハイブリッド車）の導入や充電施設整備の促進を図り、生活環境等
3 の改善に資する取組の推進に努めていく。

4
5 （低炭素社会構築のための二酸化炭素吸収源等美しい森林づくり）

6 北海道・北東北3県の連携による森林整備に係るボランティア活動等の情報の共
7 有、人材育成や活動活性化を図るとともに、民間企業やNPO等による森林の整備
8 や保全活動を促すフィールド情報の整備、企画提案、技術支援等の取組を推進する。

9 また、林業就業者の確保・育成を図るため、全国森林組合連合会等において、関
10 係機関と連携し、異業種からの林業への参入を推進するとともに、林業技士会、森
11 林組合等による低コスト作業路と高性能林業機械を軸とした効率的な作業システ
12 ムの普及、木材の安定供給、建設業との連携等による林業・木材産業の再生の取組
13 や新潟県が取り組むカーボン・オフセット¹⁰⁷制度の構築・普及、北海道・北東北3
14 県の連携等による森林の整備と山村の活性化の取組及び森林のCO₂吸収機能等に
15 関する検討を推進する。

16 さらに、森林組合、民間企業等が連携し、地域材の利用拡大に向けて木材・建築
17 関連業者等のネットワークを形成し、地域材を活用した家づくりへの支援を推進す
18 る。

19
20 （循環型社会づくりの推進）

21 民間企業、市民等が連携した使用済小型電気・電子機器の広域的回収システムを
22 構築し、リサイクル技術を活かした非鉄金属の回収を推進するほか、大学等による
23 非鉄製錬産業及び資源リサイクル産業の中核となる人材の育成及び研究開発を推
24 進するとともに、エコタウンの強みを活かした家電・廃プラ・焼却灰・水産加工廃
25 棄物等の各リサイクル拠点の形成を推進する。

26 また、リサイクル関連業者等が連携し、循環資源に関する情報共有や品質保証機
27 能の付加、リサイクル処理機能の向上を図るとともに、静脈物流¹⁰⁸ネットワークの
28 構築へ向けて、八戸港等における多目的国際ターミナル等の整備を推進し、リサイ
29 クル産業の活性化を推進する。

30 さらに、市民、NPO等による食品残さのたい肥化や飼料化、地方公共団体によ

107 市民・企業等が自ら排出する温室効果ガスについて、どうしても削減できない部分を他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせるという考え方。

108 消費者から排出される廃棄物を回収して、再資源化するための物流システム。

1 　　る下水汚泥の燃料化やたい肥化、消化ガス¹⁰⁹を用いた発電、リン回収等、下水汚泥
2 　　の有効活用の取組を推進するとともに、東北バイオマス利活用推進連絡会議等によ
3 　　る圏民各層へのバイオマスの利活用推進に向けた普及啓発等、バイオマスの新たな
4 　　利活用による農林漁業・農山漁村地域の活性化、新たな戦略的産業の育成等を推進
5 　　する。

7 2. 歴史・伝統文化、自然環境の保全・継承プロジェクト

8 (1) 目的

9 　　北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群、岩手県平泉や新潟県佐渡金銀山に代表
10 　　される歴史遺産、特長ある祭りや有形・無形の伝統文化、世界遺産白神山地に代表
11 　　される貴重な自然環境等の東北が持つ宝を将来にわたり活かし続けるため、積極的
12 　　な保全・継承の取組を図るとともに、宝を大切に守り育てる人づくり、地域づくり
13 　　を圏域全体で推進する。

14 (2) 具体的取組

15 (歴史・伝統文化の保存・継承)

16 　　市民、NPO等の多様な主体が連携して行う広域的な取組により、各地域におけ
17 　　る伝統文化・芸能等を担う人材の育成や豊かな自然、歴史、風土の中で形成された
18 　　東北固有の文化等を映像記録により保存整理し、次代に伝承していくとともに、N
19 　　PO等との連携により、木の文化を支える森づくりを推進し、歴史的木造建造物や
20 　　祭礼行事、伝統工芸品等の木の文化を守り、次代に継承していく。

21 　　また、国営みちのく杜の湖畔公園、国営越後丘陵公園において、人と自然との関
22 　　わりの中で育まれた自然共生の文化と知恵の学習の取組等を通じ、未来に継承して
23 　　いく体験・学習プログラムを市民、NPO等が一体となって検討・実践していく。

24 　　さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律や景観法等の活用
25 　　により、歴史上価値の高い建造物等及び日本の近代化に貢献した文化遺産やその周
26 　　辺の良好な市街地環境を維持・継承し、これら文化資源を活かした文化振興等の取
27 　　組への支援を通じて、地域の活性化を推進する。

28 　　加えて、平泉の文化遺産、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群及び佐渡金銀
29 　　山遺跡等の世界遺産登録に向けた取組を通じて、歴史的な景観等を保存・継承して
30 　　いく。

109 微生物による汚泥の発酵過程で発生するガスで、メタンと二酸化炭素を主成分とする混合ガス。

1 (自然環境の保全・再生)

2 市民、NPO等の多様な主体が連携・協働し、国立・国定公園における保全整備
3 や外来生物の駆除、適正利用を推進する。

4 また、尾瀬国立公園の生態系及び風景の保護のための植生荒廃地における植生復
5 元対策等や環境教育、エコツーリズム等を推進するほか、市民、民間企業等の連携
6 による十和田湖の水質改善、水産資源の管理等や猪苗代湖への人為的汚濁負荷の流
7 入の削減、白神山地世界遺産地域連絡会議等による世界遺産白神山地の保護管理や
8 白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会によるその周辺地域の保全
9 管理、市民、NPO等の連携・協働によるラムサール条約湿地の保全と生態系の維
10 持や自然再生推進法に基づいた蒲生干潟等の自然再生の推進等により、貴重な自然
11 遺産や環境を保全し、次代に継承していく。

12 さらに、江戸時代から植林が行われてきた庄内海岸をはじめ、風の松原(能代市)、
13 屏風山(つがる市)等の歴史や景観上も価値の高い海岸防風林を防災の観点から保
14 全・再生し、次代に継承するとともに、市民やボランティア等が連携し、鳥海朝日・
15 飯豊吾妻等の緑の回廊における自然再生や保護林の禁伐等による適切な管理を行
16 い、エコロジカルネットワークの核として生物多様性を確保していく。

18 3. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等大規模地震災害対策プロジェクト

19 (1) 目的

20 地震・津波災害に対して安全・安心な圏域の形成を図るため、日本海溝・千島海
21 溝周辺海溝型地震の特徴である津波防災対策の強化及び避難体制の整備、新潟県中
22 越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震等の経験を踏まえた中山間地域・
23 沿岸地域の孤立集落等への対応並びに東北圏が一体となった広域連携による震災
24 対策を推進する。

26 (2) 具体的取組

27 (津波防災対策の強化、津波避難体制の整備)

28 太平洋沿岸地域において、久慈港等における津波防波堤等の整備、津波発生時に
29 おける防潮水門等の遠隔操作化の推進等、被害の防止・軽減策を推進するとともに、
30 関係企業と連携して、石油・LPG等の貯留施設の損傷による危険物・可燃物の漏
31 洩・流出の被害拡大防止策や港湾、漁港の漂流物対策等、津波に伴う2次災害防止
32 策を推進する。

33 また、港湾利用事業者等と連携し、太平洋沿岸地域等におけるGPS波浪計や沿
34 岸部の潮位計を活用した津波観測網の構築と観測情報の伝達システムの整備を推

1 進するとともに、道の駅における非常用水、非常用電源、各種資材備蓄等、防災機
2 能を強化するほか、企業等と連携した沿岸部ビルの利用、その他防災公園の整備等、
3 地域住民、沿岸域労働者、観光客等の津波避難場所確保を促進する。

4
5 (中山間地域、沿岸地域の孤立集落等への対応)

6 衛星携帯電話の配備を推進し、孤立集落の通信手段を確保するとともに、震災時
7 に孤立する可能性がある集落の把握及び物資供給・救助活動のためのヘリコプター
8 離着場所の確保を推進する。

9 また、がけ崩れ危険住宅の移転促進の支援等、土砂災害の危険性や津波により浸
10 水する可能性が高い土地における安全な土地利用への誘導を行う。

11
12 (広域的な連携による震災対策の推進)

13 堤防、堰、水門、護岸等防災施設及び庁舎、学校、医療施設、公民館等様々な応
14 急対策活動や避難所となりうる公共建築物の耐震化を推進するほか、関係事業者と
15 連携した道路、港湾、空港、鉄道等交通インフラや上下水道、電気、ガス、通信等
16 のライフラインの耐震化の推進、助成等による住宅等の建築物の耐震化等の促進を
17 図る。

18 また、大規模地震の発生時においても代替性（リダンダンシー）や緊急輸送の信
19 頼性を確保するため、格子状骨格道路ネットワークの形成を目指し、三陸縦貫自動
20 車道、三陸北縦貫道路等の必要な整備を進めるほか、防災活動拠点予定施設マップ
21 の作成及び予定施設への資機材等の配備、関係企業等と連携した災害発生以降の物
22 流機能の確保に向けたBCP（事業継続計画）の策定を進める。

23 さらに、「日本海溝・千島海溝周辺型地震対策東北地区連絡協議会」において、
24 平常時及び被災時情報の共有並びに応急復旧活動や津波対策等、防災関連施策の連
25 携・調整を進めるとともに、放送機関と「防災関連情報の受信に関する協定」等を
26 締結し、災害発生時のヘリ画像の提供や各種カメラ情報等の共有化を図る。

27 また、民間事業者、ボランティア等と災害発生時の応援協定等を締結するなどし
28 て、災害復旧活動、災害情報の収集支援を強化し、TEC-FORCE（緊急災害
29 対策派遣隊）、DMAT（災害医療派遣チーム）、広域緊急援助隊、緊急消防援助
30 隊の充実・強化及び自衛隊等防災関係機関との連携による効果的な運用を行うとと
31 もに、社会福祉協議会・NPOと連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営
32 に関する連絡体制の整備を推進する。

1 加えて、地震に伴う山復崩壊や河道閉塞（天然ダム）等の被害の早期把握及び二
2 次災害防止等の的確な対応のためのレーザープロファイラー¹¹⁰調査等による基礎
3 データの整備、小型衛星携帯電話や無人化施工機械及びヘリコプター等による空輸
4 を想定した施工機械の導入を推進するほか、広域応援のベースキャンプ、物資の集
5 配基地、長期の避難地等に活用される広域防災拠点の整備や海上や空路からの緊急
6 物資や避難者等を輸送するための港湾・空港施設の耐震化等、防災機能の強化を推
7 進する。

8 9 4. 地球温暖化に伴い高まる自然災害リスクへの適応策プロジェクト

10 (1) 目的

11 東北圏では、地球温暖化がもたらす気候変動による降水量の増加率が高く、また
12 積雪量の減少や雪解け時期の早期化が想定されるなど、将来において自然災害リス
13 クが高まることが予測されていることから、災害に強い圏域の形成を図るため、「東
14 北圏のポテンシャルを活かした低炭素・循環型社会づくりプロジェクト」における
15 CO₂の吸収や排出抑制等の温暖化抑止と併せ、風水害や異常渇水等の自然災害に
16 よる被害を最小とする取組を推進する。

17 18 (2) 具体的取組

19 (高まる風水害等のリスクに対する適応策)

20 長井ダム、森吉山ダム等の洪水調節施設の整備を推進するほか、北上川水系、信
21 濃川水系等の治水対策、月山地区や芋川地区の地すべり対策等の土砂災害防止対策
22 及び新潟地域等の侵食・高潮対策並びに堤防点検において洪水時に破堤等危険性の
23 高いと判断された堤防の優先的改良を推進するほか、北上川水系等のダムにおいて
24 上流からの土砂流入を抑制する貯砂ダムを整備し、既設ダムの容量を確保する。

25 また、老朽化した港湾構造物や海岸保全施設に対し、地球温暖化の影響予測を反
26 映した施設の更新を実施するとともに、阿武隈川水系等における砂防対策による海
27 岸への土砂移動の連続性を確保し、あわせて仙台湾南部海岸等での沿岸漂砂の制御
28 等を図るなど、海岸侵食に対する総合的な土砂管理の取組を推進する。

29 さらに、土砂流出防備や防風、防潮等を目的とした保安林の整備保全や、平成
30 20年6月の岩手・宮城内陸地震で大規模な山地災害が発生した迫川流域における
31 治山施設の整備等を進めるとともに、河道閉塞（天然ダム）や土砂災害の対策とし

110 航空機等から地上に向けてレーザーパルスを照射し、地上から反射してくる光を受光盤でとらえ、その往復時間によって距離を測定し、数値標高データ等を取得するシステム。

1 て砂防えん堤等の整備を進める。また、地域づくりと一体となった取組として、河
2 川における災害危険区域条例、土砂災害対策としての警戒区域指定等による土地利
3 用の規制・誘導、阿武隈川水系等における輪中堤の築造や宅地かさ上げ等、早期に
4 効果を発現する土地利用に応じた治水対策を推進する。

5 このほか、条例により、災害危険区域に指定された区域内での住宅建築の規制や
6 がけ崩れ危険箇所からの住宅移転の支援を行うとともに、下水道施設の整備、透水
7 性舗装や公共施設の貯留・浸透施設の整備を推進し、家庭用雨水貯留浸透施設への
8 支援を行う。

9 次に、危機管理対策として、鳴瀬川水系における河川氾濫時を想定した二線堤¹¹¹
10 の整備や道路等の既設盛土の活用による氾濫流対策を推進するほか、地域住民と連
11 携して、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマ
12 ップ等の整備・普及の推進を図る。

13 また、地域住民等が迅速・的確に避難行動を起こせるよう、インターネットや携
14 帯電話等を活用し、リアルタイムで雨量・河川の水位・洪水情報・土砂災害情報や、
15 潮位、GPS波浪計等の観測データの情報提供を推進する。

16 (渇水リスクの回避に向けた適応策)

17 胆沢ダム、津軽ダム等の多目的ダムの建設等による安定的な水資源の確保を図
18 り、名取川水系における既設ダム群の連携運用による水資源の確保や多目的ダムの
19 弾力的運用による渇水リスクの軽減を図るとともに、森林管理局、地方公共団体、
20 NPO等が連携し、水源地域における治山施設の設置や植林・間伐等の森林整備を
21 推進して、水源かん養機能の維持・向上に努めるほか、異常渇水時における渇水対
22 策の連絡及び調全体制を整備・強化する。

23 5. 豪雪地域の暮らし向上プロジェクト

24 (1) 目的

25 圏土の約 85%が豪雪地帯である東北圏において、近年の豪雪被害を踏まえ、雪
26 と共存する地域形成のため、豪雪地域における冬期間の安全・安心・快適な生活と
27 地域間の交流・連携を支える雪対策を推進するとともに、雪を貴重な地域資源とと
28 らえた取組を促進する。

29 (2) 具体的取組

111 万一洪水で河川が氾濫した場合、氾濫水による被害を最小限にとどめるためにつくられる第2の堤防。

1 (安全で安心・快適な暮らしの確保)

2 克雪住宅の普及促進、宅地内雪処理対策への補助制度による雪国定住の促進と併
3 せて、市街地の融雪型歩道の整備、生活に身近な通学路等の歩道整備やバリアフリ
4 ー化、雪崩予防施設の整備等を推進するほか、地域コミュニティとの協働による歩
5 道除雪の促進を行う。

6 また、除排雪機能を付加した河川や下水道の整備並びに雄物川水系等における消
7 流雪用水の確保に努めるほか、平成 18 年豪雪被害を踏まえ、NPO等と連携し、
8 雪処理の担い手が不足している地域への除雪ボランティアの確保及び活動支援を
9 行うとともに、産・学・官・民の連携による克雪技術の開発や改良・普及等の雪対
10 策を促進する。

11 冬期交通ネットワークの確保については、情報通信技術を活用した適時・適切な
12 道路除排雪や雪みち情報の発信、道路管理者間の除雪区間の調整による効率的な道
13 路除雪、防雪施設・消融雪施設の整備、冬期通行不能区間の解消のための道路改良
14 等を推進する。

15
16 (雪を貴重な地域資源ととらえた取組)

17 りんどう培養育苗生産施設等への雪氷熱エネルギーの導入や複合文化施設への
18 雪冷房等の導入を促進するほか、住宅への雪冷房の普及・導入支援や、雪室貯蔵の
19 米・野菜・花き・果物や雪中熟成の日本酒等、雪を付加価値の創出に活用する商品
20 開発・販売支援の取組を推進する。

21 また、津軽鉄道ストーブ列車、雪国地吹雪体験プログラムや雪下ろし体験ツアー
22 等、東北の冬の日常を体験できる観光プログラムを開発するとともに、みちのく五
23 大雪祭り等北東北における冬の祭りや冬季スポーツ、雪と温泉をテーマにした観光
24 プロモーション活動等、冬の各種イベント情報等を積極的に発信する。

25 さらに、八甲田山や山形蔵王等の樹氷、下北半島における寒立馬の越冬放牧等、
26 景観や自然環境の保全と調和した美しく魅力ある冬の観光地づくりを促進する。

27 28 6. 都市と農山漁村の連携・共生による持続可能な地域構造形成プロジェクト

29 (1) 目的

30 東北圏の地域を支える中小規模の都市が、将来にわたり快適な生活環境を確保し
31 ていくため、都市機能を集約・高度化するコンパクトな都市づくりを推進するとと
32 もに、都市中心部と周辺部の農山漁村地域の連携を強化し、都市機能や地域資源を
33 有効に活用できる関係を構築する。また、近隣市町村との都市機能等の補完・分担
34 により、各々が地域の魅力・抱える課題等を共有し、連携して地域づくりに取り組

1 む。さらに、都市内・都市間の交通・情報通信ネットワークを強化することにより、
2 連携・交流を促進する。

3 これらにより、人・もの・情報・経済等が循環する持続可能で利便性の高い地域
4 構造形成に取り組む。

6 (2) 具体的取組

7 (都市の連携による地域づくりの推進)

8 市町村間における介護・医療施設等の利用や福祉・医療サービス等の提供に係わ
9 る連携を推進する。

10 また、教育、文化施設等の利用や公共施設等の休館日の調整等に係わる検討を行
11 い、運動公園や図書館等の共同利用を推進する。

12 さらに、広域的な観光案内等、複数の市町村が連携した地域づくりを推進する。

14 (都市と農山漁村の連携と共生した関係の再構築)

15 優良な農地の保全や市街地の無秩序な拡大の抑制のため、ガイドライン等による
16 農地の無秩序な開発の抑制や、まちづくり条例等による大規模集客施設等の適正配
17 置等を実施することにより、都市と農山漁村における適正な土地利用を推進する。

18 また、廃校をふるさと交流施設等として利用するなど既存ストックの有効利用の
19 推進や農山漁村の持つ景観、食材、伝統文化等地域資源を有効活用したグリーン・
20 ツーリズムの推進を行うことにより、都市と農山漁村の体験・交流の活性化を促進
21 する。

22 加えて、地場農水産物等の学校給食・社員食堂等への供給や産地直売所、道の駅
23 を活用した販売等により、農山漁村の活性化を促進する。

24 さらに、F I T地域¹¹²等においては、都市と連携した二地域居住の促進による広
25 域交流の形成を推進する。

27 (地域間を結ぶインフラ整備と公共交通の確保)

28 地域間及び地域内の交通ネットワークを構築するため、東北横断自動車道釜石秋
29 田線等の幹線道路及び生活道路等の必要な整備や既存道路の長寿命化等を推進す
30 る。

31 また、光ケーブル網の整備による携帯電話の不感地域の解消や地上デジタルテレ
32 ビ放送の配信等、情報通信ネットワークの整備を推進する。

112 福島県、茨城県、栃木県の県際地域

1 さらに、地域住民の移動利便性を確保するため、地域住民やNPO等の多様な主
2 体の連携によるデマンド型乗合タクシー等の導入やスクールバスへの相乗り、スク
3 ールバスの空き時間を利用した循環バスの運行、バス停のない箇所でのフリーの乗
4 り降り、隣接市町村間におけるコミュニティバス等の相互乗り入れ等、バスの有効
5 利用を促進する。

6 あわせて、鉄道・航路等の公共交通の維持確保のため地域住民、まちづくり団体
7 や観光地等と連携した観光ルートの創設、企画列車の計画等による集客力向上のた
8 めの取組を促進する。

9
10 (都市機能の集約・高度化による効率的でコンパクトな都市づくり)

11 中心市街地を活性化させるため、都市計画区域マスタープラン等に基づく適切な
12 都市計画の運用によるコンパクトな都市づくりを進めるとともに中心市街地活性
13 化基本計画等に基づく取組を推進する。

14 具体的には、民間事業者と連携を図りつつ、郡山駅、横手駅周辺等において、商
15 業施設、公益施設、住居施設の機能集積等の市街地整備を行うとともに、中心市街
16 地におけるシンボルとなる道路等の活用、地元の偉人の功績や作品の活用等、特徴
17 的なまちづくりを推進する。

18 また、中心市街地活性化の効果的かつ効率的な実現に向け、まちづくり、商工、
19 福祉等に関連する機関等の密接な連携を図るとともに、十和田市等において、街な
20 かへ賑わいを取り戻すため、既存建築物の再生等による都市機能の集積を推進す
21 る。

22 さらに、情報バンク制度を活用した空き店舗や空き家の利用、空き店舗入居者に
23 対する助成制度等により、既存ストックの有効活用を推進する。

24 あわせて、まちづくり会社による中心商店街再生化の支援、民間事業者による商
25 業施設整備やイベント等の開催等、民間事業者等を交えた多様な主体の連携によ
26 り、中心市街地の活性化の取組を促進する。

27 28 7. 地域医療支援プロジェクト

29 (1) 目的

30 医師不足や医師の偏在等により地域医療が危機的状況である中、中山間地域等の
31 条件の厳しい地域での医療体制の整備による持続可能な地域社会の実現を図るた
32 め、医師の確保に向けた支援を推進するとともに、ドクターヘリを活用した救急医
33 療体制や県域を越えた救急搬送体制、遠隔医療体制の構築、がん医療の均てん化を
34 推進する。

1
2 (2) 具体的取組

3 (医師確保対策の推進)

4 地域の中心的な役割を担う医療機関と医師不足が深刻な自治体病院等の連携に
5 よる医師の派遣及び地方公共団体や医療機関の連携によるへき地医療支援機構を
6 通じた医師の派遣を推進する。

7 また、地方公共団体が医療機関と連携し、医師の募集及び職員としての採用並び
8 に自治体病院等への派遣や希望医師に対する域内勤務の無料紹介等を推進すると
9 ともに、医師の訪問診療や訪問看護等、在宅医療体制の構築及びへき地医療拠点病
10 院における公民館を利用した定期的な医師の派遣診療の実施等、無医地区における
11 巡回診療体制の構築を推進する。

12 あわせて、医師の養成に関しては、大学と連携した、医学部入学定員の増員や入
13 学者選抜における地域枠の設定の拡充並びに医療機関等と連携した女性医師に対
14 する出産や育児等に関する支援等、働きやすい職場環境づくりや離職後の再就業に
15 必要な臨床研修の実施及び県内病院への再就職の斡旋の推進を図る。また、東北圏
16 内の研修医や指導医を対象としたスキルアップを図る取組や福島県立医科大学と
17 福島県の連携によるホームステイ型医学教育研修等、地域医療に従事する医師の県
18 内定着を図る取組を推進する。

19 さらに、地域住民や医師、医療機関、地方公共団体の連携により、医師と患者の
20 相互理解を深め、「コンビニ受診」を控えたり、子供の病気に対する知識を持つこ
21 となど、医師の負担を減らそうとする活動や病院を存続し地域医療を創っていくた
22 めの住民活動を推進するとともに、これらの活動を支援していく。

23
24 (ドクターヘリを活用した高度な救急医療の確保)

25 救命救急センターを有する病院へのドクターヘリの導入等、高度な救急医療の確
26 保を推進する。

27
28 (救急医療情報システムや格子状骨格道路等を活用した救急搬送体制の構築)

29 隣接する県間や医療機関の連携により、救急医療情報システムの受入可否情報等
30 の共有化や搬送ルールの確立に向けた検討を推進する。また、第三次救急医療機関
31 の60分到達圏から外れる地域が多い東北圏内の救急搬送を支援するため、八戸・
32 久慈自動車道、津軽自動車道、新潟山形南部連絡道路等の必要な整備や救急車退出
33 路、アクセス道路の整備を推進する。

1 (画像診断による遠隔医療体制の構築)

2 遠野市における周産期医療のための地域連携パス¹¹³の構築や電子カルテを中心
3 に据えた医療機関相互のネットワーク整備等、情報通信技術による遠隔医療体制を
4 構築するための医療・福祉機器関連産業分野における技術開発を推進する。

5 また、福島県立医科大学附属病院、福島県立南会津病院及び会津地域の中核病院
6 におけるインターネットを通じた連携と妊婦健康診査に関する遠隔診断の実施に
7 向けた検討の取組等も参考に画像診断の活用や技術開発に関する検討を進める。

8
9 (がん医療の均てん化の推進)

10 東北6県の大学病院やがん診療連携拠点病院等が連携した「東北がんネットワー
11 ク」において、がんの治療法や情報の共有による東北地方のがん医療の質の向上に
12 向けた検討を推進するとともに、弘前大学、秋田大学、岩手医科大学及び岩手県立
13 大学の4大学と東北大学、山形大学及び福島県立医科大学の3大学がそれぞれ連携
14 して行う教育システムやがん診療連携拠点病院との連携により、がん専門医師及び
15 コメディカル等(看護師、薬剤師等)の育成を推進する。

16 17 8. 次世代自動車関連産業集積拠点形成プロジェクト

18 (1) 目的

19 最近の厳しい経済情勢下において、東北圏域内への企業進出が進みつつある自動
20 車関連産業の次世代技術の集積による拠点を形成し、東北圏における自立的な経済
21 圏の構築を図るため、産学官連携による次世代技術等の研究開発及び普及を推進
22 し、自動車関連産業を支える高度技術やものづくり人材の育成を図るとともに、戦
23 略的な企業立地の更なる推進と域内調達率の向上、自動車や関連部品等輸送の円滑
24 化を図るための物流機能の強化を推進する。

25 26 (2) 具体的取組

27 (次世代技術等の研究開発の促進等)

28 「TOHOKUものづくりコリドー」における次世代自動車技術のニーズを先取
29 りした高度部材・高機能機器の研究開発を促進するとともに、大学における自動車
30 用高度部材生産技術等の研究や軽量化に資する代替素材の開発、次世代自動車用高
31 性能蓄電システムの開発の促進及び燃料電池車・バイオエタノール車等に関する次
32 世代技術の研究開発等を促進する。

113 対象疾患ごとに複数の医療機関において共有される診療計画(文書化されたもの)。

1 また、各種機関による産学マッチング¹¹⁴、マーケティング、販路拡大、知財戦略
2 等研究開発から事業化に至るまでのシームレスな支援体制の強化、関連企業や有識
3 者等が参画する「イノベーション創出会議」における自動車の基本性能と安全・環
4 境・快適に係る商品企画開発の推進や北東北3県自動車技術研究会による環境や安
5 全性等次世代自動車に必要な新技術の創出のため共同研究開発を推進する。

6 岩手県、宮城県、山形県の3県の公設試験研究機関の連携による中東北3県公設
7 試連携推進会議（IMY連携会議）において、自動車用部材の加工技術の共同研究
8 及び地域企業の研究開発を推進する。

9 10 (人材の育成)

11 「みやぎカーインテリジェント人材育成センター」等、自動車関連企業や大学等
12 の連携による設計・開発を担う実践的なカーエレクトロニクス技術者の養成、「北
13 上川流域ものづくりネットワーク」による産業界と工業高校等の教育界の連携によ
14 るものづくりの人材育成、並びに「いわて組込みシステムコンソーシアム」による
15 ものづくり産業を支えるキーテクノロジーとしての組込み技術者の育成確保を目
16 指した産学官連携プラットフォーム¹¹⁵組織によるものづくり人材や3次元設計技
17 術者の育成等の取組を推進する。

18 19 (企業立地の促進、域内調達率の向上)

20 とうほく自動車産業集積連携会議等による技術展示商談会でのPR活動、自動車
21 メーカーと地域企業との交流機会の創出、トップセールス等の取組を通じて企業立
22 地を促進するとともに、企業立地促進法同意基本計画に基づく研究開発施設等の産
23 業支援施設整備や効果の高い交通インフラ整備と相まった戦略的な企業誘致を推
24 進する。

25 また、自動車産業集積地等において、展示・商談会の開催等、地域企業の優れた
26 技術、製品等の販路開拓の促進を図るとともに、各県連携による地元中小企業の受
27 発注拡大、企業力向上、新規参入等の支援策の充実強化を図るための各種セミナー
28 や講演会、企業見学会等の取組を展開する。

29 さらに、各県において産業振興活動等による組込みソフトウェア技術の集積を促
30 進し、地域受注、技術力向上を目的とした企業間ネットワークの展開を図るととも
31 に、各種研究部門の構築と企業連携による産業集積を通じた完成車両及び関連部品

114 需要側と供給側の調整を行い、販売や取引の仲介を行う。

115 地域に存在する各種の産業支援機関を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し研究開発から事業化までの各段階において必要とされる技術情報・資金・経営ノウハウ等のソフト面からの支援を総合的に提供する体制。

1 等の生産に係る拠点形成及び拠点間の連携促進を図り、東北圏全体の自動車関連産
2 業のイノベーション創出を推進する。

3 4 (物流機能の強化)

5 自動車や関連部品等の輸送の円滑化を図るため、仙台塩釜港における複合一貫輸
6 送ターミナルを整備し、生産拠点機能を強化するとともに、広域仙台地域等生産拠
7 点と港湾を体系的に結ぶ常磐自動車道等の必要な整備を推進し、産業集積を促進す
8 る。

9 10 9. 農業・水産業の収益力向上プロジェクト

11 (1) 目的

12 東北圏の基幹産業であり、かつ、地場産業でもある農業・水産業を活性化するた
13 め、米を始めとする安全・安心で高品質な東北産農産物等の提供、付加価値の高い
14 商品の創出により、需要の発掘と販路の拡大、地産地消の推進を図り、食料自給率
15 及び収益力を向上させる。また、新たな農業技術の開発、多様な担い手の育成・確
16 保と農地の有効活用及び生産活動を支える基盤の整備を図ることにより、力強い持
17 続可能な農業・水産業を構築する。

18 19 (2) 具体的取組

20 (東北産農産物等の収益力向上に向けた取組)

21 農薬・化学肥料の低減や農業生産工程管理の導入等、環境と共生する産地づくり、
22 安全で安心なこだわり米・野菜づくりや、地元の飼料用米を活用した家畜(豚・鶏)
23 の飼養・畜産物生産等、安全安心で高品質な農畜産物の生産拡大を図る。飼料用米
24 については、あわせて、作付面積の拡大や地域に適した品種の試験栽培等による収
25 量増大を推進し、米の需要拡大を目指す。

26 また、中小企業者と農水産業者の連携等による地域の農水産物を使った付加価値
27 の高い商品の創出及び地域の食品加工業界と連携した農水産物の加工振興等の取
28 組、流通業界や食品製造会社等とタイアップした契約栽培や販売促進、外食・中食
29 産業等と連携した契約取引等を推進する。

30 さらに、食料自給率向上の観点から、小麦粉消費量の10%以上を米粉に置き換
31 えるにいがた発「R10プロジェクト」において大学等との米粉の機能性を検証研
32 究することによる消費者メリットの創出や、新たな米粉の需要拡大のための産地・
33 製粉業者及び食品関連企業等と結びついたモデル事業の創出、新商品の開発支援を
34 行うほか、パンフレットやホームページ、料理コンテスト等による情報発信等を促

1 進する。

2 加えて、国内外で物産フェア等の共同開催の推進や関係団体の連携による輸出促
3 進セミナー等の取組を実施する。

4
5 (農業技術開発、多様な担い手の育成・確保と農地の有効活用)

6 高温耐性イネ品種の育成や温度条件によるリンドウ育成反応の解明、リンゴの着
7 色向上等、公設試験研究機関において、温暖化による農作物の生育、収量、品質等
8 への影響の解明と対策に係る技術開発を推進するとともに、リモートセンシング¹¹⁶
9 技術を活用し、航空機からの水田観測により、高度な生産指導と分別集出荷を行う
10 など、生産管理と品質の向上に向けた取組を促進する。

11 また、アグリビジネス¹¹⁷経営者養成講座や高度な生産技術や経営技術の習得を
12 図る大学講座等、マーケティング知識等の習得、ビジネスプランの立案や実践等に関
13 わる経営者としての知識と能力を養成する。

14 あわせて、建設業等他産業からの農業参入企業を支援する相談窓口の開設や研修
15 会の実施、第1次産業関係団体等の連携による「農商工連携プロデューサー」の育
16 成を始め、産学官の連携による農商工連携の中核となる経営人材の育成確保に向け
17 た取組を推進する。さらに、耕作放棄地や未利用水田を再生・利用し、大豆、麦等
18 の需要に応じた生産物拡大を推進する。このため、行政が協議会の設立を支援し、
19 協議会は農業従事者や農業へ参入を希望する者へ制度や施策等の啓発・普及、情報
20 発信を推進する。

21
22 (農業生産基盤及び流通基盤の整備)

23 胆沢平野地域等において意欲と能力ある経営体へ農地集積を図るため農地の整
24 備を推進することにより、生産性の向上を図る。また、農産物の安定供給に資する
25 北上川下流地域や柏崎周辺地域等の農業用排水施設等の整備及び津軽平野地域
26 等における農業用水利施設のストックマネジメントを推進するとともに、農産物生
27 産地や主要な漁港を結ぶ東北中央自動車道等の必要な整備を推進する。

28
29 10. 「日本のふるさと・原風景」を体験できる滞在型観光圏の創出プロジェクト

30 (1) 目的

31 東北圏の豊富な観光資源を活用した観光交流の拡大による地域・経済の活性化を

116 人工衛星等の活用による広域の情報を遠隔的に測定する技術。

117 農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造等まで含めた産業としての農業又はそれらの産業の総称。

1 図るため、「温泉」「食」「祭り」「田園風景」等、「日本のふるさと・原風景」
2 を象徴する観光資源を地域一体となって発掘・磨き上げ、ゆっくり、のんびりと東
3 北の魅力を体験し、より長く滞在が可能な観光圏を創出するとともに、東北圏への
4 直接のアクセス機能の強化等観光客が旅行しやすい環境づくりを進め、西日本、東
5 アジアを中心にPR、プロモーション活動の展開等を推進する。

6 7 (2) 具体的取組

8 (「日本のふるさと・原風景」を象徴する地域資源の発掘・磨き上げ)

9 「日本のふるさと・原風景」を象徴する「田園風景」「雪」等の地域資源を発掘
10 し、地元の暮らしとふれあえるイベント列車の運行等、「見る」「感じる」「味わ
11 う」ことができる体験型観光メニューを開発する。

12 また、日本風景街道の推進、歴史を活かしたまちなみ景観の形成等による原風景
13 の保全・形成を図るとともに、観光の推進役となる地域のリーダーや地域案内、紹
14 介に貢献するボランティアガイドの育成を推進する。

15
16 (「日本のふるさと・原風景」を体験できる滞在型観光圏の形成)

17 「伊達な広域観光圏」「日本海きらきら羽越観光圏」「雪国観光圏」等観光地相
18 互間の連携により、農林業・漁業体験等のグリーン・ツーリズムや自然体験等のエ
19 コツーリズム、豊富な温泉資源を活用した湯治、地場産食材を活用した地元名物料
20 理体験、雪を活かした地吹雪体験・かまくら体験等、多種多様な体験型観光メニ
21 ューを組み合わせた観光圏を形成する。

22 また、北海道、北関東等の他圏域と連携した広域観光圏の形成に向け、北海道及
23 び北東北地域における縄文遺跡群等、観光資源を広域に組み合わせ、その活用を図
24 る。

25 さらに、春の桜・花回廊等東北圏の四季を活かしたルート、松尾芭蕉や源義経の
26 足跡を訪ねるルート等、ストーリー性、テーマ性をもった周遊型観光ルートの開発
27 を促進する。

28
29 (東北圏への直接のアクセス機能の強化等)

30 他圏域からの快適な長距離移動を実現するため、格子状骨格道路ネットワークの
31 形成やフェリー・大型客船に対応した港湾施設の整備を推進する。整備新幹線につ
32 いては、政府・与党申合せ等に基づき、着工区間の着実な整備を進めるとともに、

1 それ以外の区間について所要の事業を進める。

2 また、青函圏¹¹⁸における新幹線やフェリーの利活用、北関東・磐越地域及びF I
3 T地域における高速道路網や福島・新潟空港を利用した航空路線、鉄道等の活用等、
4 交通アクセスネットワークの活用を図るとともに、空港利用の促進のため、チャー
5 ター便の活用や航空路線を利用した観光、空港アクセス改善等の空港利便性向上の
6 P R等を促進する。

7
8 (東北圏内の移動手段の充実)

9 東北圏内の移動の円滑化のため、盛岡秋田道路等の必要な整備、スマートインタ
10 ーチェンジの整備、料金割引施策の導入等を推進するとともに、温泉郷湯巡りバス
11 等の観光スポット周遊バスの運行や高速バス等の利便性向上の取組を推進する。

12
13 (外国人観光客等に対応した環境整備)

14 観光客の受け入れ体制の充実のため、東アジアからの観光客に対応した観光案内
15 所、韓国語・中国語併記による観光案内板、休憩所等の整備を推進するとともに、
16 おもてなしの心を持ったサービスの提供を推進する。あわせて、東北圏における携
17 帯電話の利用可能エリアの拡大を図る。

18
19 (官民一体となった効果的なプロモーション活動等)

20 東北観光推進機構を活用するなど県境を超えた連携により、西日本や東アジアを
21 ターゲットとした旅行業者、旅行雑誌等現地メディアへのプロモーション活動を推
22 進する。

23 また、インターネット情報サイトを活用して、東北観光に関する総合的情報を多
24 言語で提供するとともに、観光と物産の一体的取組、交通事業者との連携等による
25 効果的なプロモーション活動を推進する。

26 27 1 1. グローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト

28 (1) 目的

29 自動車等の工業製品や農水産物等の輸出入、観光等の経済活動を支え、東北圏に
30 おける自立経済圏の確立を目指すため、産学官連携によるポートセールスの推進等
31 により東北圏の港湾利用を促進させるとともに、物流効率化の推進等により効率的
32 な国際物流体系を構築する。

118 青森県、北海道道南圏。

1
2 (2) 具体的取組

3 (国、地方公共団体、学識経験者、経済団体、物流事業者等の産学官連携による東
4 北圏の港湾利用の促進)

5 産学官がそれぞれの優位性を発揮しつつ連携して、効果的なポートセールスを行
6 う体制の構築を推進し、東北圏に立地する荷主データベースの構築とデータベース
7 を活用した効率的なポートセールスを展開するとともに、他圏域の港湾から東北圏
8 の港湾への利用転換成功事例を活用し、効率的なポートセールスを推進する。

9 また、物流活動を支える道路ネットワークの整備状況や、物流効率化の事例研究、
10 物流支援施策、東北圏内のLCL（小口混載）サービス、他圏域港湾と比較した輸
11 送コスト及び輸送日数等のメリット等、総合的な物流情報の提供を通じて、東北圏
12 の港湾を利用したLCL輸送の拡大を促進する。

13 あわせて、工業団地等において出前説明会を実施すること等により、他圏域の港
14 湾を利用している自地域貨物を東北圏内港湾利用へ転換推進するほか、国際展開準
15 備や販路開拓等の支援により、荷主の育成及び量的拡大を推進し、東北圏の港湾利
16 用拡大の促進を図る。

17
18 (効率的な国際物流体系の構築)

19 仙台塩釜港における国際海上コンテナターミナルや、小名浜港等の多目的国際ター
20 ミナル等の物流拠点機能の強化を推進するとともに、主要な都市や生産拠点と港
21 湾を体系的に結ぶ常磐自動車道等の必要な整備を推進する。

22 また、福島県による小名浜港の公共埠頭の長期一体貸し付け制度の活用を念頭に
23 物流拠点の強化へ向けた取組を推進するほか、産学官連携により、2005年にISO
24 化された45フィート国際海上コンテナの圏域内での陸上輸送の実現に向けた検
25 討を推進する。

26 さらに、ユーラシア大陸との貿易促進のため、海上輸送と国内・国際鉄道輸送網
27 を活用した複合一貫輸送（シーアンドレール）による効率的な国際物流体系の構築
28 を推進するほか、モーダルシフトの視点からの物流効率化の取組を促進する。また、
29 美里町における既存鉄道網等と港湾を活用した検討等、物流に関する調査・研究を
30 促進する。

31
32 12. 環日本海広域交流圏の形成プロジェクト

33 (1) 目的

34 成長著しい東アジアとの地理的近接性や、これまでの交流の歴史等から有してい

1 るポテンシャルを活用した互恵関係の構築により、環日本海広域交流圏の形成を図
2 るため、経済・人材交流や歴史・文化資源等を活かした交流プログラムの展開を促
3 進する。

4 (2) 具体的取組

5 (環日本海地域の広域連携による東アジアとの互恵関係の構築)

6 秋田県、岩手県の連携による県内企業・団体を対象とした海外現地企業とのビジ
7 ネスマッチング（商談）、県産品フェア開催のためのバイヤー¹¹⁹招聘、日中経済協
8 力会議等を通じた中国東北部との双方向の投資・貿易や、国際ネットワークの整備
9 発展、北東アジア動向分析、北東アジアに関わる経済統合等の研究成果を活用した
10 東アジアと日本海地域の貿易投資・物流促進等、経済交流を推進する。

11 また、日本海沿岸に寄港するRORO船等を利用したロシアへの農産物の輸出拡
12 大を推進するほか、秋田県・新潟県における荷主意向調査やポートセールス・イン
13 フラ整備・経営方式・税関制度・荷役方法等の検討及び社会実験等を通じて、海上
14 輸送と国内・国際鉄道輸送網を活用した複合一貫輸送（シーアンドレール）による
15 日本とユーラシア大陸間を結ぶ物流ルートの構築を推進する。

16 さらに、環日本海ゲートウェイとして、新潟港における国際海上コンテナターミ
17 ナルや秋田港、直江津港の多目的国際ターミナル等の物流拠点機能の強化を推進す
18 るとともに、主要な都市や生産拠点と港湾を体系的に結ぶ日本海沿岸東北自動車道
19 等の必要な整備を推進する。

20 加えて、企業、大学、経済団体等も参画するみやぎロシア貿易促進コンソーシア
21 ムを基盤に各県が連携し、貿易情報を広域的に共有するなど、ロシア市場への販路
22 開拓・拡大等、貿易の推進を図るとともに、新潟県、関係事業者等の連携による、
23 ロシア線、ハルビン線等の新潟空港独自の国際ネットワークによる情報発信、及び
24 広域的な活用検討推進、新潟県と福島県の連携による上海空港への同一路線を相互
25 に活用し、航空貨物の輸出入増大に向けた東北圏内の空港間の連携強化を推進す
26 る。

27 一方で、バス事業者等と連携し、各都市間を結ぶ高速バスの乗り換えに係る高速
28 道路の料金所やサービスエリア等の有効利用など利便性の向上に向けた検討を推
29 進するとともに、関係事業者等と連携し、在来線の高速化を推進する。

30 (人材交流の促進)

119 買い手。特に外国から買い付けに来た貿易業者。

1 新潟県、関連企業等の連携による企業、大学等が集うシンポジウムの開催等、人
2 材交流の活発化や留学生の県内企業への就職等ネットワーク形成を推進するとと
3 もに、新潟大学等と中国・韓国・ロシア等環日本海地域の大学との連携により、学
4 生の交換、教員の研究交流等知的ネットワークの構築を促進する。

5
6 (歴史・文化資源等を活かした交流プログラムの展開)

7 秋田県由利地域、山形県庄内地域の連携による両地域の象徴である鳥海山を柱に
8 した交流、新潟・群馬・長野地域の連携による雪国という地域の特色を活かした交
9 流等の文化・自然・観光等の地域資源を活かした交流を促進する。

10 また、山形県、新潟県、福島県等の連携による地域資源、北前船による交流等共
11 通の歴史、文化・食をテーマにした新たな周遊ルートの開発及び旅行エージェント
12 やメディアの招聘、北関東・磐越地域における福島・新潟空港等の活用による広域
13 観光ルートの開発・提案等、東アジア等からの外国人観光客の誘客及び交流拡大に
14 向けた取組を推進する。

15 16 1 3. 地域づくりコンソーシアム創出による地域支援プロジェクト

17 (1) 目的

18 中山間地域等の条件の厳しい地域における集落への支援等、地域づくりに関する
19 支援は喫緊の課題となっていることから、地域づくりに係る高度な専門性を有する
20 大学等の学術研究機関が核となり、NPO、産業団体及び行政等で構成された多様
21 な主体による地域づくり支援組織「地域づくりコンソーシアム」を創出し、東北圏
22 においてネットワーク化を図り、住民主体の地域づくりを支援する取組を推進す
23 る。全国に先駆けた新しい地域づくり支援システムとして、東北圏モデルを確立し
24 ていく。

25 26 (2) 具体的取組

27 (地域づくりコンソーシアムの構築)

28 大学等の学術研究機関、NPO、経済団体及び行政等の連携により設立された「東
29 北圏地域づくりコンソーシアム推進協議会」(以下「協議会」という。)において、
30 地域づくりコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)の構築に向けた課
31 題整理と体制整備及び運営のあり方に関する検討を推進する。

32 大学等の学術研究機関において、多様な主体で構成された地域づくりに係る母体
33 組織を立ち上げ、県境を越えた連携を図るなど、全国に先駆けた新たな地域づくり
34 コンソーシアムの創出に向けた取組を推進する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

(コンソーシアムを用いた地域づくり支援システムの構築)

協議会において、コミュニティ支援のための政策・戦略研究、人材育成支援及び事例検証に基づく地域づくり支援システムの構築に向けた検討を推進する。

また、地域住民組織、NPO、学校、企業及び各種団体等が連携して円卓会議の創出などにより、住民主体の地域コミュニティ維持・振興・再生等の取組の支援を推進する。

学術研究機関においては、所属研究スタッフの高度な専門知識を活用し、地域づくりにおける諸課題への対応について、適切な指導、助言を行うほか、社会的関心を高めるためのメディア・広報戦略を展開するなど、地域づくり全般の対応に関する相談を受け、総合的なアドバイスや支援を行う。

また、NPOにおいては、所属する人材や業務活動上のネットワークを活用し、取組課題に応じた人材支援や専門技術・ノウハウ等の支援を行うことにより、地域づくりを援助していく。

行政は、地域づくりに関してコンソーシアムが適切に支援機能を発揮できるよう、仲介機能の役割を積極的に果たしていくよう努めるほか、コンソーシアムの体制づくりにおける財政的な支援体制の整備に向けた検討等も推進していく。

企業、経済団体等も、その活動の中でコンソーシアムの取組の充実に協力するなど、社会貢献の役割を検討していく。

1 第6章 計画の推進に向けて

2 第1節 計画の効果的推進

3 1. 計画の推進

4 東北圏広域地方計画の推進にあたっては、東北圏を取り巻く内外の経済社会情勢
5 の変化等に柔軟に対応するとともに、計画の実効性を確保していく必要がある。こ
6 のため、東北圏広域地方計画協議会の構成機関を始め関係機関等が十分に連携・協
7 働を図りつつ、計画が描く地域の将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を
8 推進していく。

9

10 2. 重点的・効率的な施策の実施

11 厳しい財政事情が続く中で、今後 10 年間で着実に東北圏の将来像を実現してい
12 くため、関係機関等においては、投資効果の早期発現とコストの縮減、選択と集中
13 を図りつつ、重点的・効率的に各種施策を実施していく。

14

15 3. 計画のフォローアップ

16 本計画の実効性を高めるため、本計画の内容や東北圏の実情を踏まえ、毎年度、
17 各プロジェクトの推進状況を検証するとともに、推進に向けた課題への対応等につ
18 いて検討し、その結果も踏まえ、プロジェクトを始め計画の一層の推進を図る。

19 また、全国計画の政策評価等に併せて、本計画の実施状況を評価し、その結果に
20 応じて計画の見直し等必要な措置を行う。

21 なお、これらの実施にあたっては、地域の関係主体の連携・協働を図るため、協
22 議会の構成機関を始め関係機関等により十分議論しながら推進する。

23

24 第2節 他圏域及び他計画との連携

25 1. 他圏域等との連携

26 本計画を実現するため、東北圏内の各地域相互間はもとより北関東・磐越地域に
27 おける連携を始め、青函圏や北海道・北東北3県での取組を通じた北海道との連携、
28 F I T地域での取組を通じた首都圏との連携、上信越地域（新潟県、群馬県、長野
29 県）での取組を通じた首都圏、中部圏との連携、日本海沿岸地域での取組を通じた
30 北陸圏との連携等により、他圏域等との交流・連携も推進していく。

31

32 2. 他計画等との連携

33 本計画を効果的に実施するため、国土利用に関する諸計画や社会資本整備重点計
34 画及び地方公共団体の策定する総合計画等と緊密な連携を図る。